

平成28年度 行政評価結果

【第1巻 事後評価】

評価からはじめるまちづくり

平成28年12月

盛岡市

(余白)

はじめに

市では、効率的で効果的な市政の実現を目指すとともに、市政の透明性を高め、その内容を市民によりわかりやすく説明するための手段として、「行政評価システム」を導入しています。

このシステムは、市が行う行政活動の現状を把握し、目標値を定め、その活動の結果もたらされた成果や市民の満足度について評価を行い、評価結果を次年度以降の市政に反映させていくものです。

多くの市民の皆様はこの行政評価システムをご覧いただき、市の行政活動についてのご理解と、盛岡市政を改革・改善するうえでのご意見をいただきたいと考えています。

なお、盛岡市公式ホームページにも掲載しています。

<http://www.city.morioka.iwate.jp/shisei/jichitaikeiei/gyoka/index.html>

目 次

I 行政評価について

| | |
|-------------------|---|
| 1. 行政評価とは何か | 1 |
| 2. 行政評価は何のために行うのか | 1 |
| 3. どのような仕組みか | 2 |
| 4. 評価結果を何に反映させるのか | 2 |

II 平成27年度振り返り結果

| | |
|-----------------------|----|
| 1. 小施策評価 | 4 |
| 2. 施策の達成度評価 | 4 |
| 基本目標1 人がいきいきと暮らすまちづくり | 8 |
| 基本目標2 盛岡の魅力があふれるまちづくり | 42 |
| 基本目標3 人を育み未来につなぐまちづくり | 56 |
| 基本目標4 人が集い活力を生むまちづくり | 68 |

| | |
|---------------------------------|----|
| 参考資料：市民満足度及び市の役割発揮度 に係る評価の手順 | 92 |
|---------------------------------|----|

I 行政評価について

1 行政評価とは何か

行政評価は、効率的で効果的な市政の実現を目指すとともに、市政の透明性を高め、その内容を市民によりわかりやすく説明するための手段です。

市が行うさまざまな事業を対象に、事業の目的や成果・効果をできるだけ数値化してわかりやすくするとともに、行政として果たすべき役割を踏まえ、事業の必要性や上位の施策及び政策に対する位置付け、あるいは事業環境の変化や事業の特性などについて、総合的な視点から整理・点検し、その結果を総合計画の進行管理、行政改革、予算編成などに活用することによって、効率的で質の高い市政運営を実現することを目指しています。

2 行政評価は何のために行うのか

市の仕事をマネジメント（企画、実施、評価）することによって、

ア まちづくりの現状と課題を市民にわかりやすく伝えます。

～施策及び小施策達成度の公表～

施策評価及び小施策評価を実施し、その結果を市民に公表することにより、本市のまちづくりの現状と課題を市民にわかりやすく伝えます。

イ まちづくり課題に優先順位を付けて、限られた資源を有効かつ効率的に使います。

～経営資源の有効活用～

財政状況が厳しい中、限りある資源（税金等の収入、人材、もの）をまちづくり課題の優先順位に沿って有効かつ効率的に使うことにより、より一層の効果を発揮できるようにします。

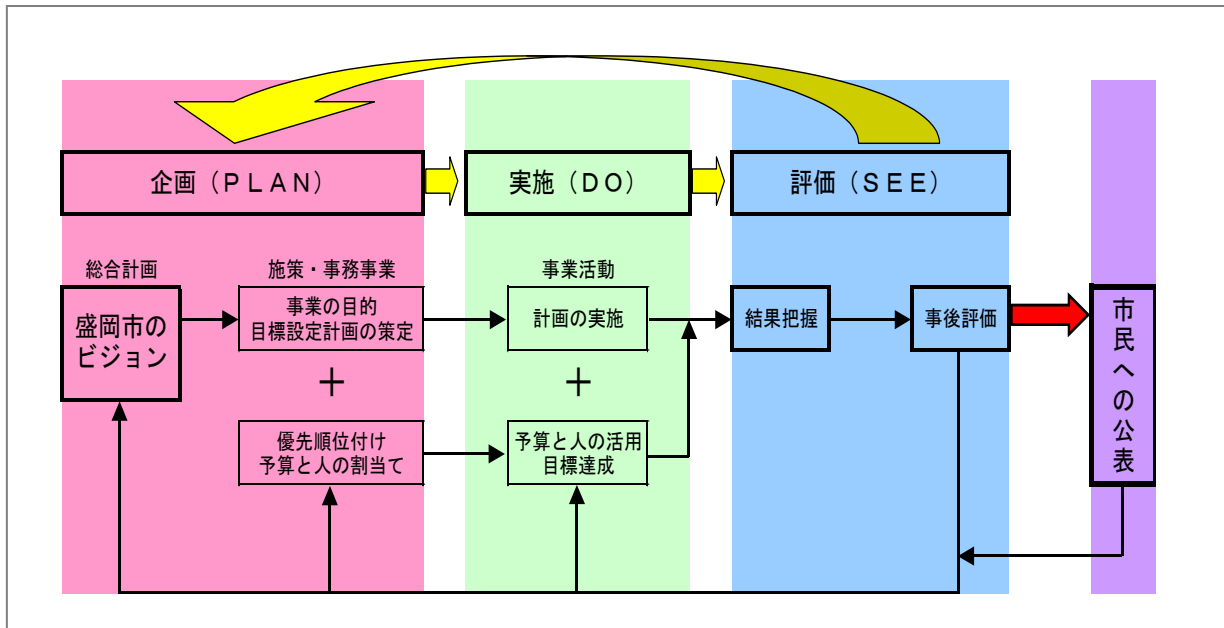
ウ 市の仕事をより価値のあるものへ改革改善し続けます。

～継続的な改革改善と人材開発の実践～

毎年市が行っている仕事を継続的に評価することにより改革改善を行うとともに、振り返りと改革改善を常に繰り返すことによって職員の政策形成能力を高め、より高い市政の運営ができるようにします。

3 どのような仕組みか

企画（PLAN）→実施（DO）→評価（SEE）の循環（マネジメントサイクル）を確立し，市が行う行政活動についてたえず振り返りを行うことにより，次年度以降の企画の立案や予算編成に反映させていく仕組みです。



4 評価結果を何に反映させるのか

行政評価の評価結果は，総合計画の進行管理，予算の編成などに反映させていくこととしています。

総合計画については，総合計画の各施策に設定されている目標値と毎年度の評価結果を比較しながら，目標値の達成に向けた進行管理をしています。

予算編成については，評価結果を翌年度の予算配分の検討に活用します。

用語の解説

○「基本目標」

総合計画の基本構想に掲げている「目指す将来像」を実現するため、まちづくりの理念や方向性を表したもの

○「施策」

目指す将来像の実現に向けて取り組む課題を明確にするために、4つの基本目標の下に位置付けたもの。施策毎に目標値を設定するなどして達成度の評価を行います。

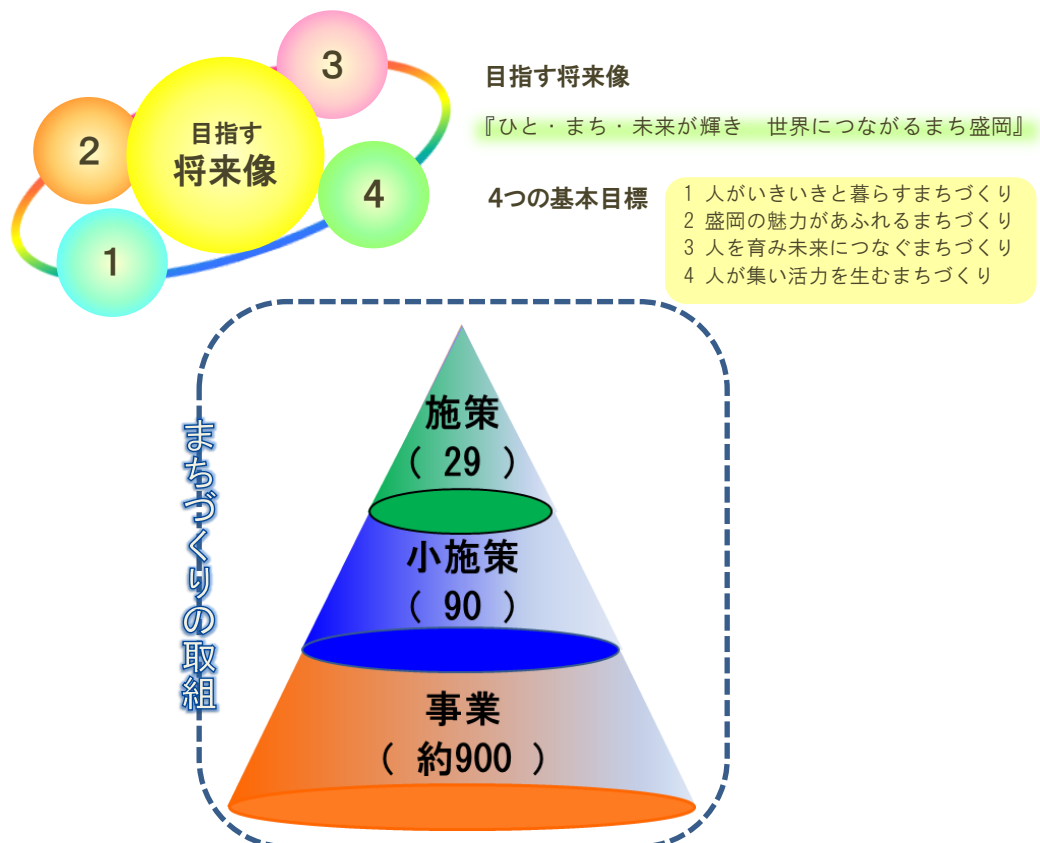
○「小施策」

施策の目的達成に向けて取り組む課題を明確にするために、それぞれの施策の下に“小施策”として位置付けたもの。施策と同様に達成度の評価を行うとともに、小施策と構成事業の関係性についての評価も行います。

○「事業」

小施策の目的達成に向けて取り組むために、それぞれの小施策の下に位置付けた具体的な市の仕事・活動のこと。毎年度改革改善を行いながら実施していきます。

施策体系のしくみ



Ⅱ 平成27年度振り返り結果

1 小施策評価

施策の目的達成に向けて取り組む課題を明確にするために、それぞれの施策の下に90の小施策を位置付けています。

小施策評価は、小施策の目的や目標がどこまで達成されたか等の視点により評価するとともに、ロジックモデルシートを活用して小施策と構成事業の関係性についての評価も行っています。

なお、小施策評価に関する評価シート等については、盛岡市公式ホームページに掲載しています。

<http://www.city.morioka.iwate.jp/shisei/jichitaikeiei/gyoka/index.html>

2 施策の達成度評価

市では、平成37年を目標年次とする総合計画において、「ひと・まち・未来が輝き 世界につながるまち盛岡」という目指す将来像のもと4つの基本目標を掲げ、まちづくりの課題である29の施策を推進しています。

施策達成度評価は、各施策が目標に対しどの程度推進されたかを評価するものです。評価シートでは、施策の目標値に対する実績値の推移をグラフ化して示しています。

この他、市民アンケート調査結果に基づいた各施策の「市民満足度・重要度」並びに小施策評価結果及び施策達成度評価結果に基づいた「市の役割発揮度」についても示しています。

市民満足度及び市の役割発揮度に係る評価方法や基準は次のページをご覧ください。また、各施策の評価結果は8ページ以降に掲載しています（より詳しくお知りになりたい方は、92ページの「参考資料：市民満足度及び市の役割発揮度に係る評価の手順」をご覧ください）。

【評価方法・基準】

<評価基準>

○市民満足度

市では、平成27年度に無作為で抽出した市民3,000人を対象に市民アンケート調査を実施しましたが、その中で、各施策に関してどのように感じているかを「満足」「やや満足」「どちらともいえない」「やや不満」「不満」の5段階でたずねています。市民満足度は、この結果を得点化した結果をもとに5段階で評価しました。

「高い」……………市民の満足度は高い水準である。

「やや高い」……市民の満足度はどちらかと言えば高い水準である。

「中位」……………市民の満足度は中位の水準である。

「やや低い」……市民の満足度はどちらかと言えば低い水準である。

「低い」……………市民の満足度は低い水準である。

○役割分担分析

小施策評価では、各利害関係者の成果向上に果たす役割を百分比で評価しています。また、施策達成度評価では、施策の成果達成に向けた小施策の貢献度を百分比で評価しています。

市の役割分担分析は、この結果をもとに4段階で評価しました。

「大きい」……………市の役割発揮度は大きい水準である。

「やや大きい」……市の役割発揮度はどちらかと言えば大きい水準である。

「やや小さい」……市の役割発揮度はどちらかと言えば小さい水準である。

「小さい」……………市の役割発揮度は小さい水準である。

【その他の解説】

○成果指標

施策の意図（どのような状態を目指すのか）を客観的な数値で表したもので、目標達成度を評価する判断材料としています。

「指標の性格」欄の「↑」は、数値を上げていくことを目標とするもの、「↓」は、数値を下げていることを目標とするもの、「→」は、現状を維持していくことを目標とするものです。

施策達成度評価シートの見方

基本目標 ② 盛岡の魅力があふれるまちづくり

総合計画の「基本目標」の通し番号です。

施策 14 「盛岡ブランド」の展開

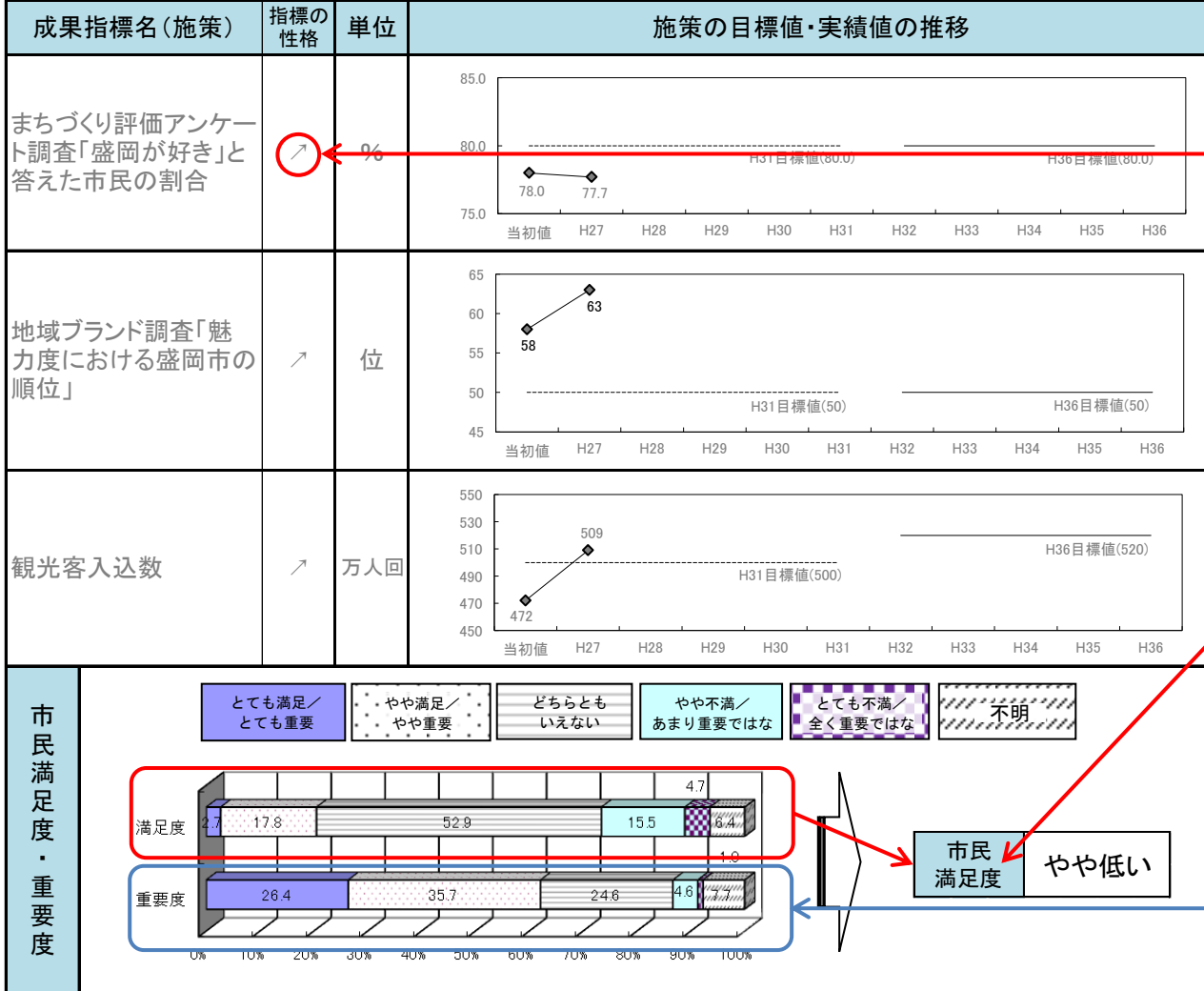
総合計画の「施策」の通し番号です。

| | |
|-----------|--------------|
| 評価責任者名 | 市長公室長 熊谷 俊彦 |
| 評価シート作成者名 | 市長公室次長 古舘 和好 |

【施策の目的(目指す姿)】

| 対象 (誰を, 何を対象としているか) | 意図 (この施策より対象をどのように変えるのか) |
|------------------------|-----------------------------|
| 市民, 市民以外の人 | 盛岡の価値や魅力に共感する「盛岡を愛する人」を増やす |

【成果指標等の状況】



「↖」は数値を上げていくことを、「↘」は数値を下げていくことを、「→」は、現状を維持していくことを目標とするものです。

市民アンケート調査で、各施策に対して、「とても満足」、「やや満足」、「不満」、「やや不満」と答えた市民の数を得点化し、その結果をもとに市民の満足度を、「高い」、「やや高い」、「中位」、「やや低い」、「低い」の5段階で評価しています。

市民アンケート調査で、「今後この施策がどれくらい重要になるか」という質問に対して、「とても重要」、「やや重要」、「どちらともいえない」、「あまり重要ではない」、「まったく重要ではない」と答えた市民の割合を示しています。

【役割分担分析】

| 小施策名 | 役割分担比重(%) | | | | 小施策間指数(B) | 市の役割分担比重(A×B÷100) | 合計(%) | 市の役割発揮度 |
|--------------|-----------|----------|--------|--------|-----------|-------------------|-------|---------|
| | 市(A) | 国・県・他自治体 | 市民・NPO | 企業・その他 | | | | |
| 市民・事業者との意識共有 | 40 | 0 | 30 | 30 | 60 | 24 | 46 | やや大きい |
| 情報発信の強化 | 55 | 0 | 25 | 20 | 40 | 22 | | |

小施策評価で、各利害関係者の成果向上に果たす役割を百分比で評価し、施策達成度評価で、施策の成果向上に向けた小施策の貢献度を百分比で評価しています。市の役割分担分析は、この結果をもとに4段階で評価しました。

【取組内容と成果】

盛岡ブランドのマスコミ等への露出機会が増えたほか、児童・生徒への普及啓発に向けたきっかけづくりを行うことができたことなどにより、市民の間での盛岡ブランドの認知度が向上した。また、もりおか暮らし物語フェイスブックの閲覧者数が増加した。

平成27年度に取り組んだ内容、成果、及び市民満足度の状況について記載しています。

【成果を押し上げた要因】

・100種類のブランドポスターの作成と掲出などインパクトのある広告宣伝を実施したことや、市教研社会科部会への趣旨説明や情報交換を新たに実施したことにより、これまで盛岡ブランドに関する情報に触れる機会が少なかった方々へ新たにPRを行うことができた。
・フェイスブックへの投稿回数を増やすとともに東京盛岡ふるさと会へのリーフレットの配布などを通じてフェイスブックの閲覧を促す取組を行うなど、市外の方が盛岡の情報に触れるきっかけを増やすことができた。

各施策に設定している成果目標について、成果を押し上げた要因、目標と成果にギャップが生じている(目標どおりに成果が上がっていない)要因を、それぞれ記載しています。

【目標と成果とにギャップがある場合、その要因】

・広告宣伝や周知イベント等の実施時期が限られているなど、盛岡ブランドのブランドイメージや価値観の共有に向けて市民や事業者が盛岡ブランドに持続的に関わりを持つことが難しい状況である。
・特に市外への発信において、盛岡ブランドを積極的に訴求すべき相手方(ターゲット)について絞込みされておらず、広告宣伝の対象の絞込みが難しくなっている。
・盛岡特産品ブランド認証制度について、認証を受ける事業者側のメリットが明確になっておらず、事業者が積極的に認証制度を活用しようとする動機を持ちづらくなっている。

【これからの課題】

・盛岡ブランドのブランドイメージを分かりやすく伝える情報発信に努めるとともに、各種媒体への情報発信の機会を増やすなど、盛岡ブランドに関する情報に市民や事業者の方が触れる頻度を増やすことが必要となっている。
・盛岡ブランドの情報発信の強化に向けた検討及び新たに実施を予定しているシティプロモーションについての検討の中で、盛岡の価値や魅力を特に訴求する相手方(ターゲット)を設定し広告宣伝の対象を明確にするとともに、様々な情報発信の手法の試行、検証等を通じて、盛岡と関わりがある人と連携するための情報発信の手法を確立することが必要となっている。
・盛岡特産品ブランド認証制度を見直し、認証のメリットを明確にして事業者による積極的な制度の活用を促していく必要がある。

翌年度以降に残る課題や、その要因と考えられることについて記載しています。

【各主体に期待する役割】

- 市
「盛岡ブランド推進計画」の策定及び進捗管理を通じ、盛岡の魅力や価値を「盛岡ブランド」として体系化し、市内外に発信している。市民や企業と協働しながら主要プロジェクトや分野別推進事業を展開し、盛岡ブランドを推進する。
- 国・県・他自治体
- 市民・NPO
盛岡ブランドに位置付けられているイベントや取組に参画し、企業、行政と協働で盛岡ブランドを推進する。
- 企業・その他
様々な特産品や観光商品の開発などを通じて、地域経済の振興を図り、市民、行政と協働で盛岡ブランドを推進する。

各施策の「対象」を「意図」の状態にするために各利害関係者に期待する役割について記載しています。

基本目標 1 人がいきいきと暮らすまちづくり

施策 1 地域福祉の推進

| | |
|-----------|---------------|
| 評価責任者名 | 保健福祉部長 村上 秀樹 |
| 評価シート作成者名 | 保健福祉部次長 伊瀬谷 渉 |

【施策の目的(目指す姿)】

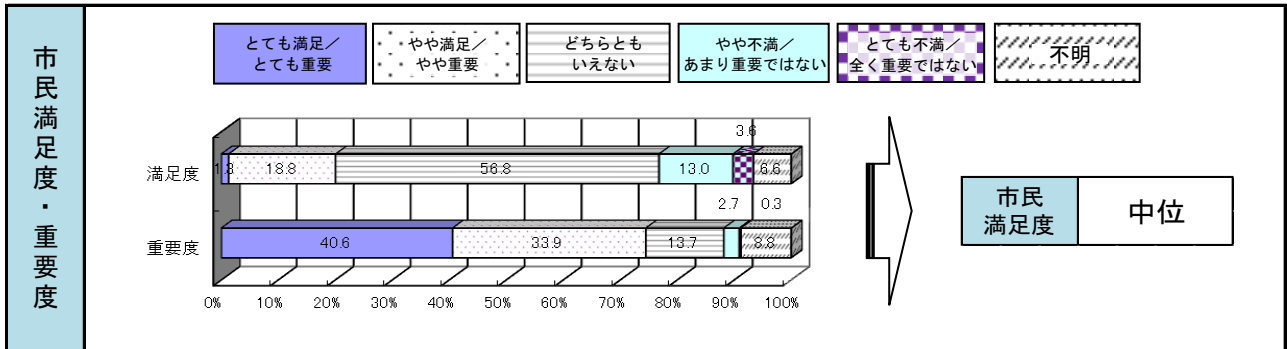
| 対象 (誰を, 何を対象としているか) | 意図 (この施策より対象をどのように変えるのか) |
|------------------------|-----------------------------|
| 市民, 地域 | 共に支え合う地域社会の形成が図られている |

【成果指標等の状況】

| 成果指標名(施策) | 指標の性格 | 単位 | 施策の目標値・実績値の推移 |
|--|-------|----|---------------|
| まちづくり評価アンケート調査「福祉サービスが適切に受けられる」と答えた市民の割合*1 | ↑ | % | |
| まちづくり評価アンケート調査「地域で支え合いが進んでいる」と答えた市民の割合*2 | ↑ | % | |

*1, *2 上記指標の当初値

27年度から新たに設定した指標。当初値は、26年度の当初値としている。



【役割分担分析】

| 小施策名 | 役割分担比重(%) | | | | 小施策間 指数(B) | 市の役割 分担比重 (A×B÷ 100) | 合計(%) | 市の役割 発揮度 |
|------------------------------|-----------|--------------|------------|------------|---------------|-------------------------------|-------|-------------|
| | 市(A) | 国・県・他 自治体 | 市民・ NPO | 企業・ その他 | | | | |
| 支援を必要とする人が福祉サービスを受けられる仕組みづくり | 30 | 30 | 10 | 30 | 40 | 12 | 30 | やや小さい |
| 共に支え合うことができる地域環境づくり | 30 | 20 | 30 | 20 | 30 | 9 | | |
| 地域福祉を担うひとづくり | 30 | 20 | 30 | 20 | 30 | 9 | | |

【取組内容と成果】

【取組内容】

平成21年度の第1期盛岡市地域福祉計画の中間年度見直しにおいて、市民の意識が「ボランティア活動」「支えあい活動」「災害時の対策」について関心が高くなっていったことから、災害時要援護者避難支援対策を計画内容に位置付け、避難支援の協力協定の締結などを進めるとともに、災害時用支援者登録情報の地域での活用の充実を進めている。

平成26年度は、地域福祉ワークショップや地域福祉フォーラムのほか、岩手県立大学の共同研究などを実施しながら、第2期地域福祉計画及び盛岡市避難行動要支援者避難支援計画を策定した。

平成27年度は、第2期地域福祉計画に基づき、地域トータルケアシステム構築に向け、盛岡市社会福祉協議会に地域福祉コーディネーターを2名設置したことにより、これまで解決が困難であったセルフネグレクト(自己放棄)による生活環境の悪化の事案(いわゆる「ゴミ屋敷」)などに対し、環境部門と連携した取組を行いながら、必要なサービスに結び付けるなど、的確なサービスを提供する仕組みの構築を推進できた。

また、地区福祉推進会単位とした杜陵地区及びみみたけ地区をモデル地区として指定し、地域における日常生活の支え合いに関する実態調査や、企業を対象とした地域貢献に関する実態調査を実施することにより、地域福祉活動などの現状やニーズなどを定量的に把握することができた。

非常勤事務嘱託1名を配置し、避難行動要支援者情報提供同意者名簿への登録勧奨を推進した。

地域福祉の担い手の育成については、幅広く参加しやすい、共生社会づくりフォーラムなどを開催したほか、ワークショップなど、実践的なまちづくりに関する技術を習得するための連続講座を開催し、福祉活動を牽引する中核的な担い手として期待される多くの福祉の専門職員が人材養成講座に参加するとともに、多くの市民等が共生市民社会に関するフォーラムに参加した。

【成果】

これらの取組により、支えあいマップ作りを行った団体が210団体になり、避難行動要支援者の避難に協力できる方が8,789人となるなど、「福祉サービスを適切に受けられる」と答えた市民の割合の上昇につながったと考えている。

【成果を押し上げた要因】

地域や、家庭が抱える複合的な課題に対応するため、盛岡市社会福祉協議会に設置した地域福祉コーディネーターが中心となり、各分野の関係機関や、民生委員などと積極的に連携を図りながら個別支援を行うとともに、同じような事案に対応できるような支援体制の構築に取り組んだこと。

モデル地区を指定して調査実施したことにより、小地域における実態を把握につながったこと、また、地域福祉の中核的な担い手の層や興味関心が薄い層に対応するためのフォーラムや講座を実施したこと。

【目標と成果とにギャップがある場合、その要因】

地域での支え合いが進んでいると答えた市民の割合が5.4ポイント減少した。

このことは、指標のひとつとしている地域の支えあいの一翼を担うボランティア団体数及びその登録者数とともに5～10%減少したことに現れていると考えている。家族形態の変容や地域コミュニティの希薄など地域社会を取り巻く環境が変化している中で、近所付き合いや地域活動に参加する人が少なくなるとともに、地域住民同士の日常的なつながりの希薄化が進んだことにより、地域活動に参加したい人や、日常生活の支援への協力ができる人が、そのきっかけを得ることが困難になっていることが考えられる。

また、東日本大震災の発災による災害ボランティアに対する関心の高まりが、年数を経ることにより落ち着いてきたことも一因として挙げられる。

【これからの課題】

地域住民のつながりの希薄化、家族力、地域力の低下が指摘されている中で、地域のさまざまな福祉課題は、地域の実情によってとらえ方が異なり、温度差があることから、第2期盛岡市地域福祉計画に基づき、地域福祉コーディネーターの設置を着実に進めながら、個別支援だけでなく、地域資源を活かした仕組みづくりを推進するなど、各分野の相談支援機関などが有機的に連携できるような仕組み(地域トータルケアシステム)を構築する必要がある。

また、モデル地区で実施した調査結果をもとに、企業の協力など新たな社会資源の開発も含めた小地域における地域の支え合い体制が機能するような環境の整備や仕組みの構築に向けた取組を進め、公的な福祉サービスだけでなく、持続可能性の高いインフォーマルな福祉サービスやコミュニティビジネスなど、地域の社会資源がその機能を発揮できるような環境の整備や仕組みの構築を進めていくことが求められる。併せて、それらの活動を担う人材育成を進めることが求められる。

地域福祉活動への参加や興味関心を高めるための継続的な人材育成や企業の地域福祉活動の参加を促進することによる担い手の範囲の拡大や町内会や地区福祉推進会などの小地域レベルでニーズのマッチングを行うことができる仕組みの構築が求められている。特に、大雨災害が多発しており、災害ボランティアを含め、引き続き、ボランティアの増加につなげる取組を進めていく。

【各主体に期待する役割】

○ 市

・多機関が連携して地域の課題解決にあたるための地域トータルケアシステムの構築を推進すること。
・市民、団体、事業者等のボランティア活動、社会貢献活動への参加意識を高める取組や、NPO等民間団体によるボランティア活動と地域団体等が連携・協働できる仕組みづくりの推進、地域福祉団体や社会福祉協議会による福祉推進活動、ボランティア育成事業等への支援を行うこと。
・市社会福祉協議会のボランティア育成事業について、補助を行う等について、今後も継続して取り組むこと。
・ボランティア活動について、意識啓発に努めること。

○ 国・県・他自治体

企業、NPO等の社会貢献やボランティア活動に対する支援対策の枠組みづくりや自治体が行う地域福祉づくりや各種福祉活動推進、ボランティア育成等の事業への支援を行うこと。ボランティア活動について、意識啓発に努めること。
そのため、社会保障制度の充実、市の取組に対する後方支援、地域福祉の担い手を育成や地域福祉に対する理解を深める機会のほか、地域福祉活動に対する理解を深める機会の創出の支援などを行うことが求められる。

○ 市民・NPO

地域団体、行政、企業・団体等との連携・協働による自主的な福祉コミュニティ構築への取組、地域での支え合い活動やボランティア活動への参加、災害ボランティアに限らず、町内会活動等の市民活動を活発にしていくこと。
そのため、社会保障制度や地域トータルケアシステムに対する理解を深めること、地域における福祉活動に参加すること、地域福祉を推進するための講座や、地域福祉活動に対する理解を深めることが求められる。

○ 企業・その他

地域での社会貢献活動やボランティア活動への参加、支援。企業等はユーザーレイティッドマーケティング(寄付金付き商品の販売等)により、福祉の推進を図ることが期待される。また、企業の社会的責任(CSR)のもと、積極的な社会貢献を行うことが期待される。

そのため、福祉サービスの担い手として、適切なサービス提供を行うこと、企業の社会貢献として、地域福祉活動に参加するほか、従業員の地域活動への参加を促進すること、企業の社会貢献として、地域福祉活動の支援を行うほか、従業員の地域活動への参加に対する理解を深めることなどが求められる。

(余白)

施策 2 子ども・子育て、若者への支援

| | |
|-----------|---------------|
| 評価責任者名 | 保健福祉部長 村上 秀樹 |
| 評価シート作成者名 | 保健福祉部次長 伊瀬谷 渉 |

【施策の目的(目指す姿)】

| 対象 (誰を, 何を対象としているか) | 意図 (この施策より対象をどのように変えるのか) |
|------------------------|-----------------------------|
| 保護者, 子ども | 安心して産み育てることができる, 健やかに成長できる |

【成果指標等の状況】

| 成果指標名(施策) | 指標の性格 | 単位 | 施策の目標値・実績値の推移 |
|---|-------|----|---------------|
| 子育て支援サービス利用者数 | ↑ | 人 | |
| まちづくり評価アンケート調査「子育てをつらいと感じている」と答えた子どものいる親の割合 | ↓ | % | |
| まちづくり評価アンケート調査「盛岡市の子育て支援策・支援活動が充実していると感じる」と答えた市民の割合 | ↑ | % | |

市民満足度・重要度

とても満足／とても重要

やや満足／やや重要

どちらともいえない

やや不満／あまり重要ではない

とても不満／全く重要ではない

不明

満足度

重要度

市民満足度

やや低い

【役割分担分析】

| 小施策名 | 役割分担比重(%) | | | | 小施策間指数(B) | 市の役割分担比重(A×B÷100) | 合計(%) | 市の役割発揮度 |
|-----------------|-----------|----------|--------|--------|-----------|-------------------|-------|---------|
| | 市(A) | 国・県・他自治体 | 市民・NPO | 企業・その他 | | | | |
| 保育環境の充実 | 40 | 60 | 0 | 0 | 30 | 12 | 51 | やや大きい |
| 育児不安の軽減 | 25 | 25 | 25 | 25 | 20 | 5 | | |
| 支援体制の充実 | 95 | 5 | 0 | 0 | 20 | 19 | | |
| 母子保健・予防の推進 | 80 | 0 | 20 | 0 | 10 | 8 | | |
| 困難を抱えた子ども・若者の支援 | 40 | 20 | 20 | 20 | 10 | 4 | | |
| 児童・青少年の健全育成 | 30 | 20 | 30 | 20 | 10 | 3 | | |

【取組内容と成果】

【取組内容】

- ・平成27年4月1日時点で9人であった待機児童数は、平成28年4月1日時点で0人を達成できた。
- ・地域子育て支援拠点事業において、広場型2箇所と、センター型8園(拠点保育園のとりよう保育園と民間委託7園)において事業を展開し49,617人の利用者となった。
- ・市内2箇所で開催している「つどいの広場事業」において、利用者数が27,074人となり6ポイント弱増加した。
- ・妊婦検診審査の受診率が1ポイント程上昇するとともに、子育て相談、ママのあんしんテレフォンの利用者が若干増加した。

【成果】

子育て支援サービスの利用者数が76,691人と前年度を10ポイント弱増加させることができた。
しかしながら、子育て支援サービス利用者数と市民アンケート調査で「子育てをつらいと感じている」と答えた市民の割合については 上昇し、また、「盛岡市の子育て支援策・支援活動が充実していると感じる」と答えた市民の割合は下落するなど、目標値を達成できなかった。

【成果を押し上げた要因】

【子育てサービス利用】

- ・「待機児童解消事業」において、定員の弾力化に取り組んだことにより、入所児童数の定員が拡大し、待機児童数0人に大きく貢献した。
- ・認可保育所や小規模保育園の新規開設相談等に積極的に関わり、保育所定員を168人増やすことに貢献した。
- ・私立児童福祉施設等運営事業」及び「子どものための教育・保育給付事業」において、既存施設とともに、新規開設した保育所等へも運営費を支給したため、保育所等の運営に支障が生じないようにすることで、待機児童数0人に大きく貢献した。
- ・地域子育て支援センター及びつどいの広場「KOKKO」「にっここ」とも利用者数が増加したが、このことは、事業の周知が進み、市民が利用しやすい施設として定着してきていることが要因と考えられる。

【その他】

- ・住民異動の窓口等で各医療費給付事業及び母子父子寡婦福祉資金の手続き等について案内を行うなど周知を図った。
- ・不妊に悩む方への特定治療支援事業において、助成額の増額や男性不妊治療など拡充されたため。
- ・子育て相談及びママの安心テレホン利用者の増加について、乳児家庭全戸訪問で、子育て支援情報の提供を行った。

【目標と成果とにギャップがある場合、その要因】

【アンケート調査「盛岡市の子育て支援策・支援活動が充実していると感じる」及び「子育てをつらいと感じている」と答えた市民の割合】

- ・「地域における子育て支援」や「子育てを支援する生活環境の整備(もりおか子育て応援パスポート事業、赤ちゃんの駅設置事業)」、「保護を必要とする子どもへの取組の推進(児童養育支援活動事業、要保護児童対策地域協議会の設置・運営)」など、さまざまな施策に総合的に取り組んできたが、子ども・子育て支援に対する市民関心の高まりやニーズの多様化・高度化が進んでいることが要因の一つと考えている。
- ・また、「小1の壁」といわれるように、就学前、共働き家庭により保育所を利用していた児童が、就学後の放課後に、放課後児童クラブを利用するニーズが高くなっており、基準より多くの児童を受入れざるを得ない施設がある。児童センターは定員を設けていないため、多くの児童が利用している状況となっていることが考えられる。
- ・子育て中の親の情報交換の場や気軽に相談を行える窓口などは、ニーズの高まりにサービス量が追いついていない状況がある。

【これからの課題】

【保育環境の充実】

- ・国の定義に基づく待機児童数は0人となったが、特定の保育所を希望するなどにより、保育所等に入れない児童が存在していることから、さらに定員の拡大を進める必要がある。
- ・定員拡大を進めることで保育士も必要になることから、保育士が働きやすい環境を整備し、資格取得の際の補助など人材確保に努める必要がある。

【放課後の児童の居場所づくり】

- ・放課後児童クラブについて、設備基準、定員基準を満たすため、クラブの分割にともなう、新たな活動ができる場所や費用、職員や放課後児童支援員等の人材が必要になることから、関係団体との調整を図っていく。
- ・児童館や児童センターでは、児童厚生員等の必要人数を定めているが、受け入れニーズへの対応や安全面の配慮から、児童が非常に多い場合などの児童厚生員の配置を含め見直しを検討していく。

【子育て支援の環境づくり】

地域子育て支援センターやつどいの広場を中心に子育ての悩みや不安に対する相談、子育て情報の提供や交流等幅広く子育て支援を展開するとともに、妊娠期から育児期までの切れ目ない総合的な相談・支援をワンストップで行う「子育て世代包括支援センター」の設置や多様な主体の参画による子育て応援拠点の新設など、子育てを楽しみと感じられるよう市民ニーズに応じていく必要がある。

また、広報やホームページ、各種イベントなどを活用し、あらゆる機会をとらえて、盛岡市の子育て支援策・支援活動を市民に周知していく必要がある。

【その他】

- ・医療費給付事業について、市民等から中学校卒業までの対象拡大及び現物給付の実施並びに自己負担額の全額無料化について要望があり、継続的な検討を行う。
- ・3歳児健康診査の2段階方式について、3歳児健康診査二次健診受診につながるような周知や勧奨などを行う必要がある。
- ・少年の健全育成について、より効率的な巡回時間やコースの設定をするとともに、悩みを抱える少年の相談を受けるための相談員の体制強化とスキルの向上を図る。

【各主体に期待する役割】

○ 市

【保育環境の充実】【子育て支援の環境づくり】

- ・認可保育所や放課後児童クラブへの運営費の支給により、良質かつ適切な保育の運営を支援したり、必要な施設整備のために補助金を交付することで、施設の環境整備を支援する。
- ・地域子育て支援拠点施設の整備及び地域での子育て力再構築の支援

【その他】

- ・市は医療費給付要綱に基づき医療費を助成している。
- ・健診は、法に基づく事業であり、公益性を求められる事業のため盛岡市が主体的な役割を担うこととしている。
- ・困難を抱えた子ども・若者支援のための社会資源の把握、相談窓口等の情報提供、支援者向け講座の開催・ネットワークの形成を行う。
- ・「盛岡市子ども・若者育成支援計画」に基づき、学校、地域、行政、庁内各課が連携して青少年を取り巻く環境づくりの方向性を示す。

○ 国・県・他自治体

【保育環境の充実】【子育て支援の環境づくり】

- ・国や県は、認可保育所等に係る運営費や各種交付金を補助率に基づいて市に交付することで、施設の運営を支援する。
- ・税制を含めた経済支援策の充実や保育所以外の子育て支援サービスの法定化

【その他】

- ・県は県内市町村に対して医療費助成事業に対して補助を行っている。
- ・支援機関の連携体制の構築(子ども・若者支援地域協議会)
- ・国、県では、将来を担う青少年の健やかな成長を促進するため、人材育成、地域社会の形成などの施策を掲げている。

○ 市民・NPO

【子育て支援の環境づくり】

- ・地域での子育て力の構築を進める。

【その他】

- ・健診については委託先である医師会及び歯科医師会との密接な連携のもと、今後も事業の推進を図る必要がある。
- ・ニート・ひきこもりへの対応を専門的に取り組んでいる民間団体による支援を進める。
- ・家庭や地域が青少年健全育成の取組の中で果たす役割は大きい。

○ 企業・その他

【子育て支援の環境づくり】

- ・社会を構成する一員として、自主的な取組(子育て応援パスポート事業等)の推進

【その他】

- ・町内会、民生委員・児童委員等によるひきこもりの早期発見、早期支援。
- ・青少年に悪い影響を与える商品の販売を自粛するなど、企業としても果たすべき社会的責任がある。

(余白)

施策 3 高齢者福祉の充実

| | |
|-----------|---------------|
| 評価責任者名 | 保健福祉部長 村上 秀樹 |
| 評価シート作成者名 | 保健福祉部次長 伊瀬谷 渉 |

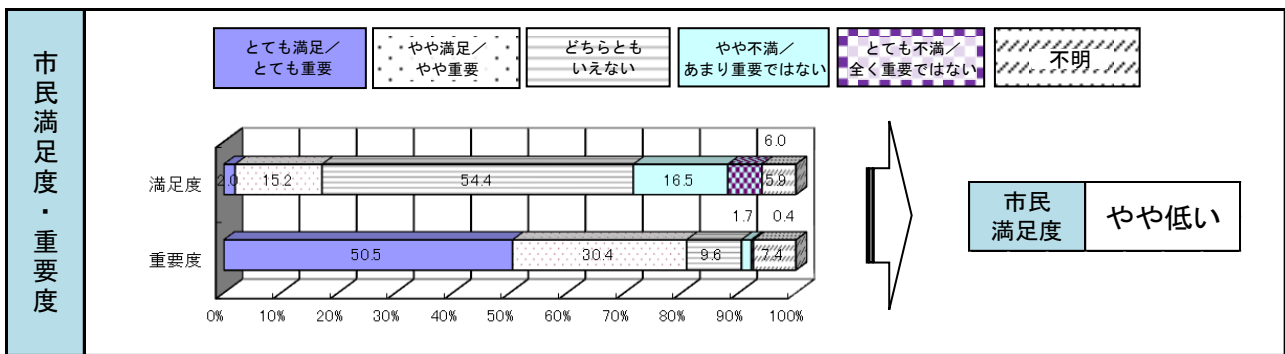
【施策の目的(目指す姿)】

| 対象 (誰を, 何を対象としているか) | 意図 (この施策より対象をどのように変えるのか) |
|------------------------|-----------------------------|
| 市民 | 生きがいを持って充実した生活を送れる |

【成果指標等の状況】

| 成果指標名(施策) | 指標の性格 | 単位 | 施策の目標値・実績値の推移 |
|--|-------|----|---------------|
| 75歳介護保険認定者数/75歳人口* | → | % | |
| まちづくり評価アンケート調査「生きがいを持って暮らしている」と答えた高齢者の割合 | ↗ | % | |

*「75歳介護保険認定者数/75歳人口」の当初値
27年度から新たに設定した指標。当初値は、26年度の実績値としている。



【役割分担分析】

| 小施策名 | 役割分担比重(%) | | | | 小施策間 指数(B) | 市の役割 分担比重 (A×B÷ 100) | 合計(%) | 市の役割 発揮度 |
|------------------|-----------|--------------|------------|------------|---------------|-------------------------------|-------|-------------|
| | 市(A) | 国・県・他 自治体 | 市民・ NPO | 企業・ その他 | | | | |
| 地域包括ケアシステムの構築 | 50 | 20 | 10 | 20 | 40 | 20 | 39.5 | やや大きい |
| 高齢者の健康・生きがい対策の充実 | 40 | 5 | 50 | 5 | 30 | 12 | | |
| 高齢者福祉サービスの充実 | 25 | 25 | 25 | 25 | 30 | 7.5 | | |

【取組内容と成果】

(取組内容)

【地域包括ケアシステムの構築】

地域包括支援センター等で実施している相談業務が、以前よりも充実してきている。

【高齢者の健康・生きがい対策の充実】

○老人のための明るいまちづくり推進事業

- ・老人クラブ活動の促進 クラブ数 246クラブ 会員数 13,734人 (H26 246クラブ 13,967人)
- ・老人スポーツ祭典 参加者数 約 800人 (H26 約 900人)
- ・老人作品展 出展数 281点 (H26 268点)
- ・老人芸能大会 出演団体 39団体 参加者数 約 433人 (H26 35団体, 約 384人)

○敬老バス運行事業

延べ利用台数 399台 (H26 376台)

○もりおか老人大学開催事業

平成27年度入学生 1,006人 (H26 1,022人)

老人クラブの会員数が減少しているものの、平成27年度の各事業への参加者は、ほぼ前年度並みとなっており、社会活動に参加する高齢者が着実に増加している。高齢者が積極的に外に出て、仲間づくりや生きがいづくり、学習に取り組むことは、高齢者の孤立防止や健康増進、介護予防への効果が期待できる。

また、一次予防事業普及啓発・支援事業で実施している「はなまるシニア筋力アップ教室」は、高齢者が身近な場所で交流しながら、気軽に介護予防ができる場として、参加者が年々増加しており、平成27年度も1会場増設して実施した。

○参加人数の推移

H22 98人, H23 622人, H24 994人, H25 1,408人, H26 1,513人, H27 2,218人

【高齢者福祉サービスの充実】

○介護保険サービスの利用状況

・介護保険サービス利用者数の実績人数の推移

(H25利用者数実績人数) (H26利用者数実績人数) (H27利用者数実績人数)
11,383人 11,921人 12,504人

○介護保険事業計画の進行管理

・介護保険事業計画に対する介護保険サービス給付費の達成度

(H27給付費計画額) (H27給付費実績額) (H27達成度)
22,829,895千円 22,115,242千円 96.9%

(成果)

市民アンケート調査で「生きがいを持って暮らしている」と答えた高齢者の割合は、66.6%となっており、ほぼ横ばいを維持できた。

75歳人口に対する介護保険認定者数の比率(認定率)は、横ばいを目標としているが、9.3%となっており、ほぼ横ばいを維持できた。

【成果を押し上げた要因】

【地域包括ケアシステムの構築】

地域包括支援センターを従来の7箇所から9箇所に増やすとともに、センターの職員も所要の増員を行ったことや、従事職員対象の研修を充実させたため。

【高齢者の健康・生きがい対策の充実】

高齢者の社会参加につながる取組として、生きがい活動を支援する「老人福祉センター管理運営事業(27施設)」、「老人クラブ活動促進事業」、「もりおか老人大学開催事業」等を通じ、高齢者の社会参加を促進した。また、老人福祉センターを活用しての介護予防教室(太極拳, ヨガ)の開催や敬老バス事業などを通じて、生きがい活動支援の充実を図った。

また、はなまるシニア筋力アップ教室で実施している内容は、運動機能の向上を目的とした全身ストレッチや筋力アップ体操であり、体育指導員等を講師として実施しているが、事前受付を行わないことなどもあり、高齢者が気軽に参加できる教室として定着してきている。

【高齢者福祉サービスの充実】

介護保険サービス利用者数が増加している。これは、介護保険制度の浸透やサービス提供事業所の必要量が整備されてきていることによる。また、地域ケア会議などを通じた地域団体や民生委員等との協働による地域ケア体制の構築に取り組んだ。

・介護保険サービス利用者数の増加状況

(H26利用者数実績人数) (H27利用者数実績人数) (増加率)
11,921人 12,504人 4.9%

・介護サービス事業所数の増加状況

(H25.7) (H27.7) (増加率)
1,993事業所 2,116事業所 6.2%

【目標と成果とにギャップがある場合、その要因】

【地域包括ケアシステムの構築】

地域包括ケアシステムは、取組が始まったばかりという段階であり、市が目指している地域包括ケアシステムの全体像が明確になっていないことに併せ、地域包括ケアシステムの構築に向けた事業が、多種様々で新たな事業であることから、マンパワーの整備等が必須である。

【高齢者福祉サービスの充実】

高齢者が要介護者・要支援者とならないようにするため、介護予防の取組を進めている。しかし、高齢者のみの世帯が増加していることに加え、介護保険サービス提供事業者の充実により利用しやすい環境が整ってきていることやサービスを通じて他者と関係を築くことによる安心感が大きいものと考えられることから、認定を受けて介護保険サービスを利用したいとする方が増えている。

介護保険法の改正により、高齢者が誰でも利用できる一般介護予防に力点を置いた「介護予防・日常生活支援総合事業」を実施する必要があるが、二次予防事業の廃止に係る関係事業者、事業利用者との調整作業と介護予防・日常生活支援総合事業実施に向けた準備作業を進める必要があり、体制整備を含め対応が必要となっている。

また、高齢者人口及び高齢者のみの世帯が増加していることや、家族介護が難しくなっている状況となっていることにより、介護保険給費が増大している。

【これからの課題】

【地域包括ケアシステムの構築】

地域包括支援センターの体制については、今後も高齢者数に応じて所要の見直しを行っていく必要とともに、限られたマンパワーを上手く回していく手法の検討が必要となっている。

そのため、地域包括ケアシステムの構築に向けて、工程表を作成するなど、集中的に1つ1つの事業を進める。

市民の関心も高い認知症対策の充実を先行させて、認知症を切り口に、市民や民間法人等の地域包括ケアシステムに対する理解や協力を求めていく。また、平成29年4月開始の「介護予防・日常生活支援総合事業」の円滑な実施に向けて取り組む。

【高齢者の健康・生きがい対策の充実】

高齢者人口が急速に増加する中、特に団塊世代の高齢化に対応するためにも、現行事業を検証しながら、多様化する高齢者の社会参加や社会貢献等に対するニーズを把握する。

また、高齢者にとって身近な施設である老人福祉センター等を中心とした公共施設において、住み慣れた地域で気軽に介護予防に参加できるような機会の提供を行う。

はなまるシニア筋力アップ教室は、現在4会場で実施しているが、今後、教室の実施会場を増やしていくことで、更に成果向上を目指す。

【高齢者福祉サービスの充実】

65歳以上の高齢者人口の増加、特にこれに占める75歳以上の後期高齢者が増加していることに伴い、介護保険認定者も増加している。制度の浸透とともに、介護サービス給付費の増大も課題となっていることから、介護予防事業や相談事業の充実とともに、在宅福祉施策や地域ケア体制整備を一層推進する必要がある。

また、介護予防事業への参加者数をさらに伸ばすため、参加しやすい環境づくりに力を入れるとともに、事業内容をより市民ニーズに合った内容に見直していく必要がある。

【各主体に期待する役割】

○ 市

- ・地域包括支援センターの充実、医療・介護の連携の充実、認知症対策の充実、生活支援サービス提供体制の整備に取り組む。
- ・活動拠点の整備、情報提供、市民、NPO、地域団体、企業等の協働による受け皿づくり、高齢者の自主的な社会参加、生きがいの活動の支援
- ・在宅福祉施策を一層推進する。また、介護保険制度の運営を確実に進めるとともに、市民生活の状況や介護保険サービス事業所の運営など、介護の現場の実態を常に把握し、国や県と連携して制度の維持と適正な利用、認定、保険料の納付確保を行っていく責務がある。

○ 国・県・他自治体

- ・市に対する情報提供、人材育成、地域包括ケアシステム構築に向けた環境づくりを行う。
- ・高齢者の就業、健康・福祉、学習・社会参加、生活環境等、高齢者対策の枠組みづくりや対策の推進、調査研究、情報提供
- ・介護従事者の処遇改善や人材確保策が課題となっており、法制度の面から制度を支える国は、介護報酬の改定を含め制度の仕組みそのものを適切に成熟化させていく責務がある。

○ 市民・NPO

- ・地域での支え合いに参加する。
 - ・自立を基本に、行政、地域の支援を活用しながら、支え合いや協働により、自己の適正にあった社会参加、社会貢献活動を通じて、生きがいを高め、高齢社会の一員として、いきいきした生活を送る。
 - ・狭義では介護保険料を負担する40歳以上の市民、広義では市民すべてが、介護保険制度を支えていると言ってよい。したがって、保険料負担への理解や要介護高齢者に対する社会の理解が今後さらに高まることが、持続可能な社会保障制度としての介護保険制度を運営していく上で必要である。
- また、地域福祉の観点から、地域社会が広く高齢者の生活を見守り支えていく、助け合いの精神による互助の機能が今後一層高まることが期待されている。なお、NPOにあつては、介護サービス事業者としての活動だけでなく、援護の必要な高齢者を支える多様なサービスの提供の面においても活動が期待されている。

○ 企業・その他

- ・質の高い医療、介護、生活支援サービスなどの提供を行う。
- ・企業の社会的使命を自覚しながら、地域の一員として、それぞれの特性を生かした地域貢献、高齢者の社会参加、生きがい活動を支援する。
- ・介護サービスを提供するほとんどの事業所が、法の趣旨及び制度の仕組みに沿って事業を展開し制度を支えている。しかし、一部に不正請求や、真に必要なサービスを提供していないという事案も、報道等に散見されることも事実であり、適切に運営していく社会的責務がある。また、企業の社会参加活動の一環として、認知症高齢者に対する理解促進を図る社員教育を行ったり、施設整備の面や接遇の面でユニバーサルデザインの考え方を導入するなど、新たな動きも出てきており、今後増加していくことが望まれる。

基本目標 1 人がいきいきと暮らすまちづくり

施策 4 健康づくり・医療の充実

| | |
|-----------|---------------|
| 評価責任者名 | 保健福祉部長 村上 秀樹 |
| 評価シート作成者名 | 保健福祉部次長 伊瀬谷 渉 |

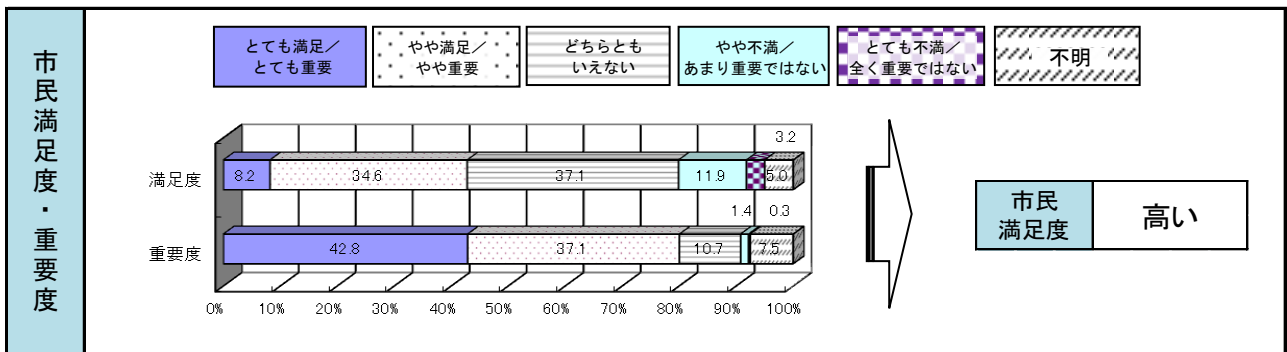
【施策の目的(目指す姿)】

| 対象 (誰を, 何を対象としているか) | 意図 (この施策より対象をどのように変えるのか) |
|------------------------|-----------------------------|
| 市民 | 生涯にわたり健やかに暮らすことができる |

【成果指標等の状況】

| 成果指標名(施策) | 指標の性格 | 単位 | 施策の目標値・実績値の推移 |
|---|-------|----|---|
| 3大死因*1の死亡率 (人口10万対年齢調整死亡率*2)*3 | ↘ | 割合 | <p>230.0 220.0 210.0 200.0</p> <p>◆ 225.6</p> <p>H31目標値(223.3) H36目標値(221.1)</p> <p>当初値 H27 H28 H29 H30 H31 H32 H33 H34 H35 H36</p> |
| まちづくり評価アンケート調査「身近に健康について相談できる人がいる」と答えた市民の割合 | → | % | <p>100.0 90.0 80.0</p> <p>◆ 90.8 ◆ 90.8</p> <p>H31目標値(90.8) H36目標値(90.8)</p> <p>当初値 H27 H28 H29 H30 H31 H32 H33 H34 H35 H36</p> |
| まちづくり評価アンケート調査「いつでも受診できる医療機関がある」と答えた市民の割合 | → | % | <p>100.0 90.0 80.0</p> <p>◆ 90.9 ◆ 89.8</p> <p>H31目標値(90.9) H36目標値(90.9)</p> <p>当初値 H27 H28 H29 H30 H31 H32 H33 H34 H35 H36</p> |

- *1 3大死因
悪性新生物, 心疾患, 脳血管疾患のこと。
- *2 年齢調整死亡率
人口構成の異なる集団間で比較するために, 死亡率を一定の基準人口にあてはめて算出した指標である。
- *3 平成27年度の実績値は, 29年3月に公表予定。



【役割分担分析】

| 小施策名 | 役割分担比重(%) | | | | 小施策間 指数(B) | 市の役割 分担比重 (A×B÷ 100) | 合計(%) | 市の役割 発揮度 |
|-------------|-----------|--------------|------------|------------|---------------|-------------------------------|-------|-------------|
| | 市(A) | 国・県・他 自治体 | 市民・ NPO | 企業・ その他 | | | | |
| 健康の保持増進 | 60 | 0 | 40 | 0 | 30 | 18 | 49 | やや大きい |
| 保健・予防の推進 | 35 | 35 | 30 | 0 | 20 | 7 | | |
| 生活衛生対策の推進 | 85 | 5 | 0 | 10 | 10 | 8.5 | | |
| 医療機関との連携強化 | 35 | 35 | 30 | 0 | 30 | 10.5 | | |
| 健康保険制度の健全運営 | 50 | 25 | 25 | 0 | 10 | 5 | | |

【取組内容と成果】

指標としている3大死因の死亡率は低下傾向にあり、また、市民アンケートによる「身近に健康について相談できる人がいる」、「いつでも受診できる医療機関がある」と答えた方は、約90%で横ばいと高いレベルを維持している。

【健康の維持、予防、衛生対策の推進】

生活習慣に起因する内臓脂肪症候群や、がん等が疑われる早期の段階から生活改善や治療に取り組めるよう、各種健診の受診勧奨、健康教育・健康相談など、身近な地域での保健活動を推進している。

成果として、3大生活習慣病の年齢調整死亡率は低下傾向にあり、H25年実績値と比較し△8.6ポイントと大きく改善している。

盛岡市まちづくり評価アンケートで「身近に健康について相談できる人がいる」と答えた市民の割合は、前年度に比較し横ばいであるが高い比率を維持している。

全結核罹患率が低下傾向にあり、常に全国平均を下回る状況となっている。

また、乳幼児予防接種の接種者の割合が高い水準を維持しており、高齢者を対象とした予防接種の接種率も50%前後の割合で推移している。

大規模イベントである国体冬季大会開催にあたり、宿舍や食品等に係る衛生上の支障が生じることなく、円滑な大会運営に貢献することができた。

【医療機関との連携】

市医師会等と連携・協力し、夜間急患診療所や休日当番医、救急医療機関からなる盛岡地区救急医療体制の周知を図ることにより、各医療機関の持つ機能をより明確にし、また、かかりつけ医の必要性も啓発するなど、役割分担と連携による医療提供体制の構築に努めた。

【医療の充実】

国保税の収納率については、納税推進センターによる早期納付勧奨や窓口や電話での積極的な口座振替の勧奨、差押えや執行停止などの滞納処分、資格適正化のための職権処理などを進めた結果、26年度目標値を達成することができた。

・特定健康診査等事業において、受診率が、平成25、26年度に引き続き向上した。(43%:速報値)

・徴収事務において、平成25、26年度に引き続き、現年度分及び滞納繰越分の収納率が向上した。

【成果を押し上げた要因】

【健康の維持、予防、衛生対策の推進】

特定健康診査やがん検診等の受診者を増加させる取組として、特定健康診査の受診料を無料にしたり、がん検診等のクーポン券を交付する等の対策を継続し、疾病の早期発見・早期治療につながっている。

また、特定保健指導を実施し、生活習慣の改善に取り組む市民を増やしている。

成人健診受診勧奨について、バスの吊り下げ広告の導入、公用車にPRステッカー貼付し保健活動を行うなど周知方法の工夫を行ったことに併せ、がん患者について、テレビ等で取り上げられ、早期発見の意識が高まり受診につながった。

結核罹患者の減少は、結核レントゲン検診の実施、広報等による啓発、医療機関との連携等により、市民に結核予防の重要性を周知したことによる。

「予防接種事業」において、予防接種の重要性の啓発や、高齢者に対する個別案内などを実施したことによる。

国体開催に当たっては、宿泊施設・弁当提供施設関係者対象の衛生講習会の実施、関係施設への立入検査・衛生管理の徹底に関する指導を行った。

【医療機関との連携】

市医師会や県央保健所と連携・協力し、夜間急患診療所や休日当番医、二次・三次救急医療機関からなる盛岡地区救急医療体制確保するとともに、市民にホームページ等で広報を行ったことにより、医療機関の体制が周知されてきた。

「夜間急患診療所管理運営事業」において、夜間の初期救急医療体制(内科・小児科)を年中無休で運営することにより、夜間の初期救急医療体制の充実を図った。

【医療の充実】

特定健康診査については、手紙や電話での勧奨に加えて、特に受診率の低い地域に職員が直接訪問することや地域の健康教室(講話)等の機会受診の重要性の周知を図った。

徴収事務では、処分を主眼とした高額滞納者に対する滞納整理に注力したことによる。

【目標と成果とにギャップがある場合、その要因】

【健康の維持、予防、衛生対策の推進】

がん検診受診率が増加しない傾向があるが、市民自らの健康に関する問題意識を喚起することが重要となるため、啓発に力を入れる必要がある。

「乳幼児予防接種の接種者の割合」が下がった理由は幼児に対して平成25年度までは「3種混合」と「不活化ポリオ」の2つのワクチンを接種していたが、平成26年度は不活化ポリオを含んだ新しい「4種混合ワクチン」への移行が進み、「3種」及び「ポリオ」の被接種者数が大きく減少したことにより、見かけ上の接種率が減少したものである。

公衆浴場におけるレジオネラ症患者が発生するなどがあったが、食品衛生監視員・環境衛生監視員等の業務経験などスキルアップと更なる危機管理体制が整備、施設の衛生管理マニュアルや記録帳票の整備が必要とされる。

【医療機関との連携】

地域医療における初期救急医療体制(特に小児科)の整備や医師、看護師不足への対応が急がれており、特に、県内の深刻な医師不足(小児科医師の高齢化など)や夜間などに比較的軽症な救急患者が第二次・第三次救急医療機関に集中することへの解消が必要とされている。

【医療の充実】

国民健康保険の被保険者は減少傾向にあるが、医療の高度化や高額薬剤(C型肝炎特効薬等)の保険適用の開始等の影響により、1人あたりの医療費が伸びているため、支給事業費が年々伸びている。

【これからの課題】

【健康の維持、予防、衛生対策の推進】

3大疾病による死亡の割合は、依然として死因の約6割を占めており、病気の早期発見・早期治療のための健診受診率の向上がさらに求められる。また、生活習慣病予防や介護予防等、将来安定したQOL(生活の質)の向上を獲得するため、市民が気軽に参加できる健康教育・健康相談等の実施や健康づくりをサポートする関係機関、食生活改善推進員団体連絡協議会などと連携を図りながら、市民自らが主体的に健康づくりに取り組む環境づくりを進める必要がある。

また、全国的に食中毒の防止等、食の安全が重要な課題となっており、特に食品衛生については、法令等と最新の科学的な根拠に基づく監視指導と正しい食品衛生知識を普及啓発する取組を強化する必要がある。

(具体的項目)

- ・健康づくり行動を推進する手段として、がん検診受診者や健康教室受講者等への健康ポイント付与等の健康づくりに向けたインセンティブの提供について研究。
- ・予防保全を含めた計画的な修繕の必要性、重要性の周知。
- ・感染症の拡大防止及び予防接種の接種率向上のため、周知・啓発の継続と結核検診の要精密検査対象者へ受診勧奨。
- ・本番を迎える国体開催に当たり、衛生指導・監視業務に従事する食品衛生監視員の要員配置・確保を図る。
- ・職員の資質向上・研鑽に努め、経験の蓄積を図る。
- ・浴場施設等に係る適切な衛生管理手法(ATP検査法等)について、普及啓発を図る。

【医療機関との連携】

重症患者の治療の妨げの防止や医師の負担軽減を図るため、救急医療機関の適切な利用と「かかりつけ医」を持つという意識の醸成を図るを促す必要がある。また、医師確保問題の解決は、個々の自治体の努力のみでは困難であることから、今後とも県全体で継続的に取り組む必要がある。

(具体的項目)

- ・県内における医師の確保、特に、小児科医師負担の軽減、医師不足への対応
- ・盛岡市内における看護職員の確保と看護師養成への対応
- ・適切な受診への誘導・啓発

【医療の充実】

国保制度の健全運営は、ジェネリック医薬品活用の促しや多重・頻回受診者への訪問指導、特定健康診査・特定保健指導の実施率向上を図るとともに、健康診査等を通じた病気の早期発見・予防を推進し、医療費抑制に取り組む必要がある。

また、国保税の収納においては、滞納者の実態の把握に努め、効率的・効果的な催告、差押、執行停止、分納の進行管理を行うなど、収納率向上対策のより一層の推進が必要である。

(具体的項目)

- ・納税推進センター運営の効率化、ペイジー口座振替受付サービス利用による口座振替の勧奨の継続、コンビニ収納導入の継続など。
- ・平成30年度から国民健康保険の広域化により、都道府県が給付事務を行うこととなるが、当市の保険税収納率は年々向上はしているものの、依然県内最下位であることから、更なる収納率の向上に努める必要がある。
- ・被保険者1人1人が自らの健康の保持に努める意欲(意識)を高めていけるよう各種保健事業の充実を図る他、医療費通知やジェネリック医薬品への転換勧奨通知等により、コスト意識の醸成に努めていく必要がある。

【各主体に期待する役割】

○ 市

【健康の維持、予防、衛生対策の推進】

生活習慣病の予防及び早期発見を促すため、がん検診や特定健診の受診率の向上に努めるとともに、食生活の改善や運動習慣の定着等による一次予防に重点をおいた対策及び合併症の発症や重症化予防に重点をおいた対策を推進する。

また、健康づくりサポーターとの連携した活動により、個人の健康づくりを支援する環境を作る。

法令に基づく食品衛生、生活衛生に係る許認可・立入監視指導業務及び関連する試験検査業務などを適正に実施する。

【医療機関との連携】

すべての人が必要な医療サービスをいつでも受けられるよう、医療機関の連携と機能分担を推進するため、盛岡地区の医療体制や「かかりつけ医」の役割などを周知することにより、医療の適正な受診を促す。また、各種健康診査や訪問指導等により、市民の健康増進を図る。

【医療の充実】

保険者である盛岡市が主体的な役割を担うこととなるため、保険者として国民健康保険事業の運営の健全化に努め、被保険者に対して国保制度の周知を図る。

○ 国・県・他自治体

【健康の維持、予防、衛生対策の推進】

国・県、市の連携を図り、生活習慣病対策の総合的な推進、医療や介護などさまざまな分野における支援等の取組を進める。

健康格差の縮小や健康寿命の延伸に向けて、「健康日本21プラン」に基づいた啓発活動や関係団体と連携した取組を行う。

【医療機関との連携】

安定した医療体制の整備及び維持・確保に努める。医療制度の適切な運営、医師不足対策への対応、公立病院の不採算部門への適正な財源補てんなど国が果たすべき役割もある。

また、医師の確保は個々の自治体のみでは困難であることから、円滑な事業の推進のため、県などとの連携が必要である。

【医療の充実】

国民健康保険事業の健全運営のため、負担金、交付金等による保険者への財政支援が求められる。

○ 市民・NPO

【健康の維持、予防、衛生対策の推進】

・市民一人一人が健康づくりに関心を持ち、積極的に生活習慣の改善を行うなど、市民自ら健康を保つ活動に取り組む。

・保健推進員及び食生活改善推進員は、地域の中で健康づくりの機会を提供していく。

・検診については、委託先である医師会等との密接な連携のもと、今後も事業の推進を図る。

【医療機関との連携】

・盛岡地区の医療体制などを理解し、症状に応じた適切な受診を心がける。

・かかりつけ医を持ち、自己の健康管理に注意し、早期治療や病気の予防を心がける。

【医療の充実】

・国民健康保険制度が将来にわたり堅持され、必要なときに医療が受けられるよう、被保険者として国保税の納税を行うこと。

・医療費抑制のため、市民自らが問題意識を持ち、積極的に各種検診の受診や健康維持に取り組む必要がある。

○ 企業・その他

【健康の維持、予防、衛生対策の推進】

・働き盛りの年代の生活習慣病予防対策や喫煙によるCOPD（慢性閉塞性肺疾患）の予防、受動喫煙の予防、メンタルヘルス等職場における健康づくり活動に取り組む。

【医療機関との連携】

医療機関は、患者に対して健康管理指導等を通じて信頼関係を築くように心がける。

【医療の充実】

退職被保険者の医療費や高齢者医療制度に係る財政調整に対して、一定額の負担を担う。

施策 5 障がい者福祉の充実

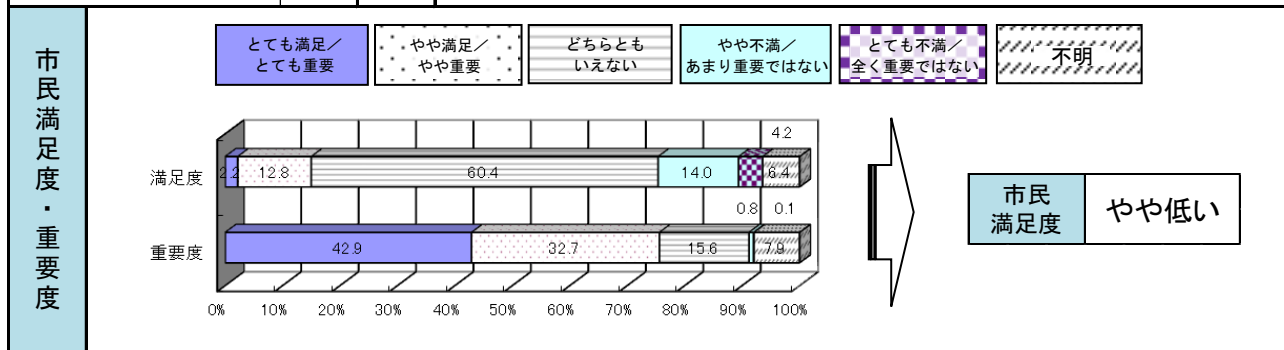
| | |
|-----------|---------------|
| 評価責任者名 | 保健福祉部長 村上 秀樹 |
| 評価シート作成者名 | 保健福祉部次長 伊瀬谷 渉 |

【施策の目的(目指す姿)】

| 対象 (誰を, 何を対象としているか) | 意図 (この施策より対象をどのように変えるのか) |
|------------------------|-----------------------------|
| 市民 | 地域を構成する一員として安心して暮らすことができる |

【成果指標等の状況】

| 成果指標名(施策) | 指標の性格 | 単位 | 施策の目標値・実績値の推移 |
|----------------|-------|----|---------------|
| 障がい福祉サービス受給者数 | ↑ | 人 | |
| 施設, 病院から地域への移行 | ↑ | 人 | |
| 施設から一般就労への移行 | ↑ | 人 | |
| 管内事業所の障がい者雇用率 | ↑ | % | |



【役割分担分析】

| 小施策名 | 役割分担比重(%) | | | | 小施策間 指数(B) | 市の役割 分担比重 (A×B÷ 100) | 合計(%) | 市の役割 発揮度 |
|----------------|-----------|--------------|------------|------------|---------------|-------------------------------|-------|-------------|
| | 市(A) | 国・県・他 自治体 | 市民・ NPO | 企業・ その他 | | | | |
| 障がい者への理解と交流の促進 | 40 | 20 | 20 | 20 | 20 | 8 | 40 | やや大きい |
| 障がい者福祉サービスの充実 | 40 | 30 | 10 | 20 | 80 | 32 | | |

【取組内容と成果】

【取組内容】

平成18年度から「障害者自立支援法」が施行され、国では特別対策や緊急措置により、利用者負担及び報酬の見直し等を行い、法施行当初に批判のあった項目の改善と法の定着を図ってきた。特に、利用者の応益負担については、実質的に応能負担となっていたが、平成22年12月の「障害者自立支援法」の改正によって、法律上で応能負担が位置付けられた。

平成23年8月5日公布された障害者基本法の改正により、障害者の定義の見直しが行われ、発達障害が障害者自立支援法の対象となることが明確化した。

また、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」により、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)や児童福祉法(昭和22年法律第164号)等の一部が改正され、平成23年10月1日から、グループホーム、ケアホームの家賃助成、重度の視覚障害者の同行援護等が、平成24年4月1日から、相談支援の充実、障害児支援の強化等が実施された。

平成24年4月1日から、障がい児に対する通所サービスの実施主体が県から市に移行になった。市においても障がい者の地域移行や就労が促進されるよう、国の制度改善に対応しながら福祉サービスの展開を図っている。

平成27年度は盛岡市障がい者福祉計画と第4期盛岡市障がい福祉実施計画が始まり、障がいのある人もない人も、相互に人格と個性を尊重しあう共生社会の実現を目指し、障がい者への理解と交流の促進、障がい者福祉サービスの充実に向けて各種事業を実施した。

【成果】

成果としては、全ての指標において、各種福祉サービスの利用実績が上昇するなど、平成25年度実績を上回ることであり、安心して医療を受けられ、健康を保持し福祉の増進と経済的な安定が図られた。また、職員が障がい特性の疑似体験研修を受講したことで、障がい特性における理解が深まった。

しかし、施設、病院から地域への移行者数は前年を下回った。また、まちづくりアンケートにおいて、「障がいや障がい者について知っている」と答えた割合が横ばいとなるなど課題もある。

【成果を押し上げた要因】

障害者手帳所持者数に占める障がい福祉サービス受給者数の割合の伸びは、就労継続支援等を実施する事業所が増えたことでサービス提供可能量が増えたことや就労訓練の内容が多様になったこと等、障がい者の特性に応じた各種福祉サービスの提供が行われたため、利用実績の成果に結びついたと考えられる。

また、障害者手帳の手続き等で、各医療費給付事業の手続き等について案内を行うなど、対象者に周知を図ることが利用に貢献したと考えられる。

施設・病院から地域への移行については、日常生活の支援や居住場所を含む生活環境がトータルで整うことが前提であるため、準備や訓練に時間を要するケースが多く、今後ともソフトとハードの両面からの支援体制の充実が必要である。

【目標と成果とにギャップがある場合、その要因】

各種サービスは、個々の事業所で対応しているため、選択肢が限定される場合があるなど、障がい者に合致した福祉サービスが提供されていない場合がある。

施設から一般就労への移行については、ハローワークや岩手障害者職業センター等の関係機関と連携し、各種の支援メニューを利用しながら進めていく必要がある。

管内事業所の障がい者雇用率については、ハローワークや岩手障害者職業センター等の関係機関と連携し、各種の支援メニューを利用しながら進めているが、規模の小さい企業での就労においては業務の切り分けが難しいことから、多くの業務への対応が期待されるため、得意不得意な分野がある障がい者にとっては就労が難しいケースが多く、法定雇用率に達していない状況である。

【これからの課題】

国では、障がい者福祉制度の見直しを進め、「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」に改正され、平成25年4月1日から施行された。平成27年7月1日から障がい者の範囲に332疾病の難病患者が含まれたことから、医療機関や保健所と連携した制度の周知が重要である。

また、平成28年4月の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行に合わせ、制度趣旨及び具体的取組の周知、徹底を図る必要がある。

【具体的項目】

- ・知識の維持・修正・強化を図るため、疑似体験などの障がい者の置かれている現状と障がい者施策についての研修を、市においても率先して実施する。
- ・バリアフリーマップ掲載施設の現状把握と新規施設の情報追加。
- ・個々の福祉サービス事業所間の連携や困難事例を相談できる体制の整備をすすめる。
- ・障がい者への差別解消に向け、行動要領の作成など市での率先した取組とともに、民間事業者の制度周知などを行う。

【各主体に期待する役割】

○ 市

障がいがある人の社会参加の妨げとなる偏見や誤解をなくし、共に尊重し合い、共に生きる社会を目指すため、啓発広報や福祉教育の推進、ボランティア活動の支援、スポーツ・文化活動の支援、地域団体等との協働による地域活動などを推進する必要がある。

福祉サービスの充実のため、相談、コーディネート体制の整備や手当等の経済的支援、在宅福祉の充実、施設福祉の充実、苦情解決への対応等を積極的に進める必要がある。

障がい者支援に関わる関係者で構成する、盛岡市自立支援協議会において、課題を整理し、検討を行い、サービス基盤の整備について、障がい者福祉計画に位置付けながら推進を図っていく。

国で検討が進められている制度改革により、頻繁に法改正が行われていることから、国の動向を注視し適切に対応していく。

○ 国・県・他自治体

障がい者の理解の推進や難病患者等制度改革に伴う新たな対象者への周知については、国、県が市町村をリードして実施していく必要がある。

法改正に伴い、計画相談を担当する相談支援専門員や相談支援事業所を増やすことが全国的な課題となっており、国は、財政的支援や育成の道筋を示す等市町村を支援していく必要がある。

また、制度改革に伴い新たに障害福祉サービスの対象者となった難病患者等への周知についても、全国的な課題であり、国、県での実施が望まれる。

○ 市民・NPO

障がい者が施設や病院から地域に移行していく中で、障がいのある人もない人も、等しく地域社会の一員として、それぞれが持つ心のバリアを除き、お互いに理解し合うことが必要であり、そのためには、障がい者は町内会活動やボランティア活動、スポーツ活動等に積極的に参加し交流することが重要である。

また、町内会やNPO法人は、活動の場の提供と参加しやすい雰囲気醸成が必要である。

障がい者が孤立せずに生活していくためには、地域のつながりが必要であり、NPOや地域住民によるボランティアなどの積極的なサポートが必要である。

また、障がい者数、特に重度の方が増加していることから、市町村の費用負担が増えており、行政が一定の費用負担することについて市民の理解が必要である。

○ 企業・その他

企業は、障がい者が働きやすいような仕事の切り分けや職場環境の整備を推進するなど、雇用機会の拡大や就労への支援に向けた取組を進めていく必要がある。

盛岡市自立支援協議会及び盛岡広域圏障がい者自立支援協議会において、障がい者支援に関わる関係者で課題を整理し、検討を行いながらサポート態勢の改善を図っていく。

(余白)

施策 6 生活困窮者への支援

| | |
|-----------|---------------|
| 評価責任者名 | 保健福祉部長 村上 秀樹 |
| 評価シート作成者名 | 保健福祉部次長 伊瀬谷 渉 |

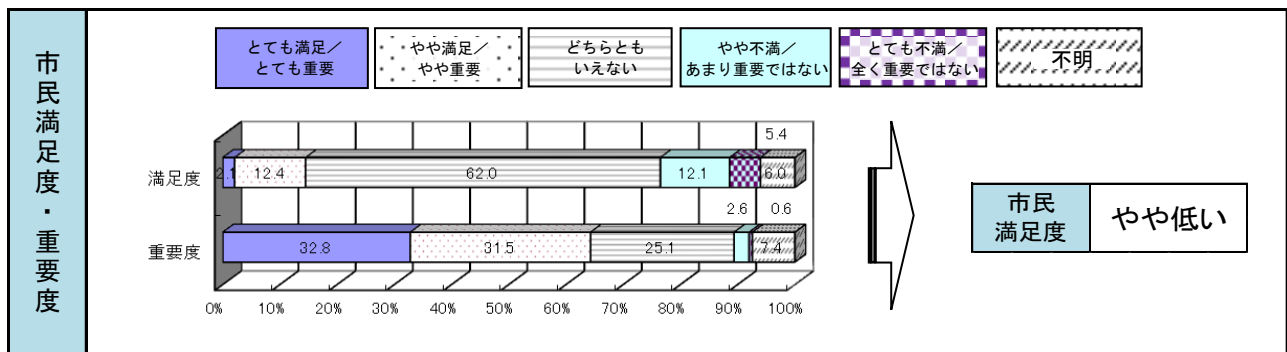
【施策の目的(目指す姿)】

| 対象 (誰を, 何を対象としているか) | 意図 (この施策より対象をどのように変えるのか) |
|------------------------|-----------------------------|
| 市民 | 生活困窮者の自立と尊厳が確保される |

【成果指標等の状況】

| 成果指標名(施策) | 指標の性格 | 単位 | 施策の目標値・実績値の推移 |
|--|-------|----|---------------|
| 生活保護受給世帯から自立した世帯の割合 (死亡・移管・失踪などを除く) | ↗ | % | |
| 生活困窮者の自立支援相談の解決率* | → | % | |

* 27年度から新たに設定した指標。生活困窮者自立支援法の施行(27年4月)に伴い実施する事業において実績を把握するため、当初値は表示していない。目標値については、類似事業の実績値を基に設定している。



【役割分担分析】

| 小施策名 | 役割分担比重(%) | | | | 小施策間 指数(B) | 市の役割 分担比重 (A×B÷ 100) | 合計(%) | 市の役割 発揮度 |
|------------|-----------|--------------|------------|------------|---------------|-------------------------------|-------|-------------|
| | 市(A) | 国・県・他 自治体 | 市民・ NPO | 企業・ その他 | | | | |
| 生活困窮者の自立支援 | 30 | 30 | 30 | 10 | 80 | 24 | 44 | やや大きい |
| 安定した生活の確保 | 100 | 0 | 0 | 0 | 20 | 20 | | |

【取組内容と成果】

・経済・雇用情勢を反映し失業等を理由とする保護受給が引き続き増加していることから、就労支援を一層推進する必要があった。このため、福祉事務所にハローワークの常設窓口を開設するなど、ハローワークとの連携を強化し就労支援事業活用プログラムを充実させるとともに、稼働能力活用プログラムや職場体験等事業を積極的に推進し、生活保護受給者を対象に経済的自立や社会参加を促進し、「生活困窮者の自立支援相談の解決率」を当初計画30%を大幅に上回る53.3%の成果を上げることができた。

・生活困窮者自立支援法に基づき、生活相談窓口「盛岡市くらしの相談支援室」を設置したほか、一定の要件の下、家賃相当額を支給する住居確保給付金の実施、子どもの学習支援として中高生に対する就学相談や中学生に対する学習支援を行い、生活困窮者の自立の促進を図った。

・住宅に困窮する低所得に低廉な家賃で住宅を提供することで社会福祉の増進をすることを担う市営住宅について、整備等の促進により管理戸数に対する入居世帯の割合を向上させることができた。

【成果を押し上げた要因】

・ハローワークとの連携強化による短期集中的な就労支援と家庭訪問等によるきめ細やかな自立支援を実施したことが、効果を上げたことに併せ、平成27年度の新規事業であるが、委託先のNPO法人は、平成26年度まで「求職者個別支援事業」を実施してきた経緯があり、生活困窮者支援に熟練したスキルを持っていたことが寄与したものと考えられる。

・市営住宅については、市営住宅の建て替えやリフォームの実施により良質な住宅に改善されたことも一因としてある。

【目標と成果とにギャップがある場合、その要因】

・新規相談者数が全国平均を大きく上回っていることなどから、事務処理の円滑執行に支障がある。
生活保護世帯の中学生の保護者、特に精神疾患を抱える保護者には、子供の養育能力に課題があるため、学習支援事業への生活保護世帯からの参加が少ない傾向がある。

・市営住宅については、計画的な建替えやリフォームを継続するための国庫補助等の予算措置が課題となっており、復興需要による工事費の高騰等もその一因となっている。

【これからの課題】

・自立支援をより一層推進するため、就労支援事業活用プログラム、稼働能力活用プログラム、職場体験等事業の対象者を一層拡大していく必要がある。アウトリーチを含めた対策を図り、幅広く対象者の把握に努める必要がある。

また、子どもの学習支援については、就学相談による高校進学への意欲づけや高校中退防止、学習支援による学力向上や居場所づくりなど将来的な社会的自立に向けた支援を充実させ、貧困の連鎖の解消を図っていく必要がある。

・市営住宅については、引き続き盛岡市市営住宅長寿命化計画に基づく計画的な建て替えや修繕等を実施する。
また、市営住宅の建て替えや修繕等に必要となる事業費の縮減を図る工夫も必要となる。

【各主体に期待する役割】

○ 市

市民生活を守る制度の適正かつ公平な執行により、市民の心身の健康の保持と生活の安定を図り、経済的自立を進める必要があるため、適正な生活保護事業、医療費給付事業の実施に併せ、第二のセーフティネットである生活困窮者自立支援制度の活用や生活保護世帯からの自立率向上に向けた支援プログラムの充実を図っていく。

市営住宅における高齢化に対応した居住環境の整備を進める。また、市営住宅は市が主体的に事業を進める必要があるため、特に、市営住宅における高齢化に対応した居住環境の整備などを実施していく。

○ 国・県・他自治体

生活困窮者自立支援法の運用について、国は自治体と共通認識のもと内容の充実にも努める必要がある。

○ 市民・NPO

地域における声掛けや見守りへの取り組みや自立相談支援機関の運営、生活困窮者支援のネットワークへの取組を進める。

○ 企業・その他

企業において、雇用促進、職業訓練事業への取組を進める。

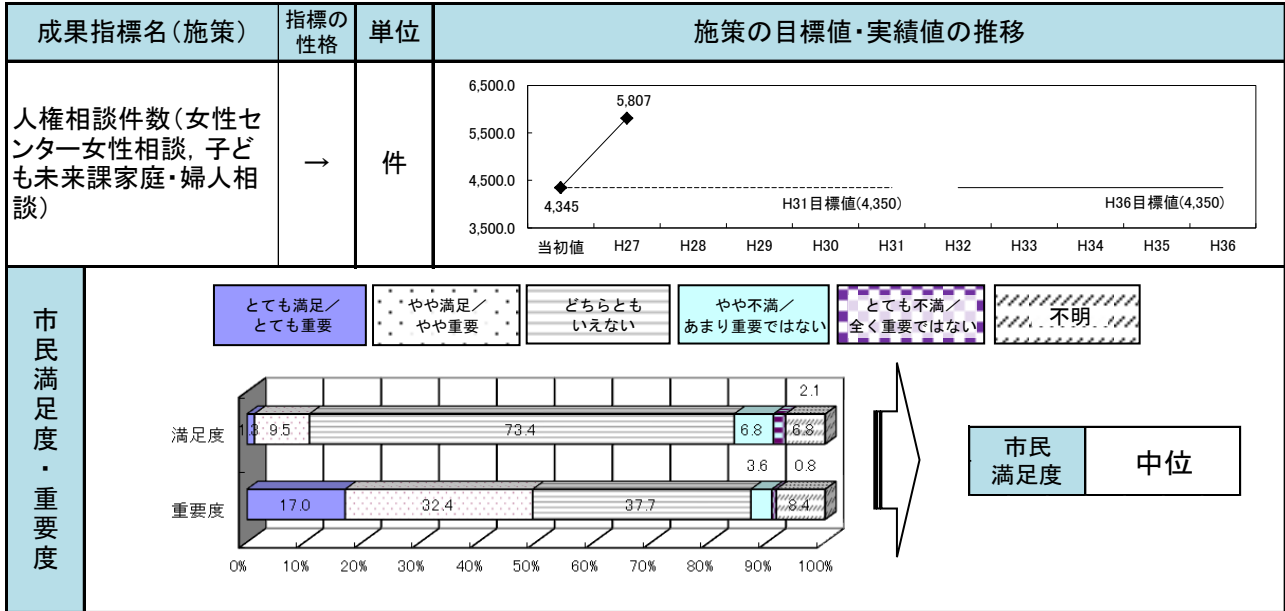
施策 7 人権尊重・男女共同参画の推進

| | |
|-----------|------------|
| 評価責任者名 | 総務部長 柴田 道明 |
| 評価シート作成者名 | 総務部次長 佐藤 聡 |

【施策の目的(目指す姿)】

| 対象 (誰を, 何を対象としているか) | 意図 (この施策より対象をどのように変えるのか) |
|------------------------|-----------------------------|
| 市民 | お互いを理解し, 尊重し, 個性と能力を発揮できる |

【成果指標等の状況】



【役割分担分析】

| 小施策名 | 役割分担比重(%) | | | | 小施策間 指数(B) | 市の役割 分担比重 (A×B÷ 100) | 合計(%) | 市の役割 発揮度 |
|------------|-----------|--------------|------------|------------|---------------|-------------------------------|-------|-------------|
| | 市(A) | 国・県・他 自治体 | 市民・ NPO | 企業・ その他 | | | | |
| 平和・人権啓発の推進 | 50 | 50 | 0 | 0 | 50 | 25 | 45 | やや大きい |
| 男女共同参画の推進 | 40 | 20 | 20 | 20 | 50 | 20 | | |

【取組内容と成果】

(取組内容)

【平和・人権啓発の推進】

- ・非核平和都市宣言に基づき、中央公民館等において原爆写真パネル展を実施したほか、非核都市宣言をした自治体で構成される日本非核宣言自治体協議会への加盟を継続した。(分担金の支出)
- ・人権擁護委員が組織する盛岡人権擁護委員協議会の活動に資する補助金を支出した。
- ・先の戦争における戦没者に対し追悼の意を表するとともに、恒久平和を願い、盛岡劇場において戦没者追悼式を挙

【男女共同参画の推進】

- ・第2次盛岡市男女共同参画推進計画に基づき、情報紙「あの・なはん」の発行、日本女性会議への市民の派遣や人材育成講座の開催などによるリーダーの養成、もりおか女性センターが中心となり各種啓発活動、支援講座を実施した。
- ・もりおか女性センターにおいて女性相談を実施したほか、男女共同参画週間もりおか展、女性センターフェスティバル、女性に対する暴力をなくす運動等のイベントや各種講座を開催した。
- ・男女共同参画を推進する団体の取組を支援するとともに、市民への啓発を図った。
- ・このほか、第2次盛岡市男女共同参画推進計画(なはんプラン2025)に掲げる基本目標、「政策や方針決定過程への女性の参画促進」「市民への男女共同参画の理解と促進」「男女のワーク・ライフ・バランスの実現」「男女のあらゆる分野への参画機会の拡充」「女性に対するあらゆる暴力の根絶」に向け、各部等において施策を展開した。
- ・女性センター内配偶者暴力相談支援センターにおいて、DVに対する相談や支援を行った。

(成果)

- ・男女共同参画推進リーダー育成研修事業において日本女性会議に派遣された市民が、推進リーダーとして活躍している。
- ・DV相談により多くの市民の支援を行った。
- ・成果指標としている人権相談件数は、当初値(H25実績)から約1,400件(3割増)、前年度実績からも約700件増えており、「維持する」とした指標の性格からは乖離した。

【成果を押し上げた要因】

- ・男女共同参画推進リーダー研修の研修生が、日本女性会議の参加に加え、事前・事後研修や報告会の準備を通じて、男女共同参画に対する理解を深めたこと。
- ・DV防止週間等のイベント参加者数が伸びており、認知が高まったこと。

【目標と成果とにギャップがある場合、その要因】

人権に関する相談は、相談窓口の周知が図られ利用者が増える一方で、解決などにより相談を必要とする人が減る(相談件数が減)ことが理想であることから、中長期的には相談件数を維持することを目指しているが、現状は、女性センターが実施する女性相談に比べて、子ども未来課が実施する家庭相談及び婦人相談が増加している。要因としては、これまで相談してこなかった相談者が顕在化したことも考えられる。

【これからの課題】

平和・人権啓発の推進については、戦後70年を経過し戦争体験者が減ってきており風化が懸念される。国外に目を向けると紛争やテロが相次いでおり、改めて多くの市民が平和の尊さを認識する機会の提供が求められる。

男女共同参画の推進については、国が示す男女共同参画基本計画に基づき、目指すべき男女共同参画社会とはどういふ社会なのか認識した上で、女性参画の拡大やワークライフバランスの推進、女性に対する暴力の根絶など、各部署が施策を展開することが重要である。また、人権相談については、相談件数の増加とともに内容も複雑化しており、早期解決に向けて、相談員の資質の向上及び関係機関とのさらなる連携を図る必要がある。

※成果指標として、子ども未来課所管の「家庭相談」「婦人相談」の件数を加えているが、当該事業は、「施策2 子ども・子育て、若者への支援」を構成していることから、見直しが必要である。

【各主体に期待する役割】

○ 市

- ・非核平和都市宣言や戦没者追悼式の事業について中心的な役割を担う。
- ・人権啓発の推進に当たり国・県・関係機関と連携する。
- ・庁内各部署における男女共同参画に係る取組を推進するとともに、市民団体等への啓発を行う。
- ・様々な分野において女性登用を促進する。

○ 国・県・他自治体

- ・核兵器廃絶と恒久平和実現のための事業実施に当たり協力体制を築く。
- ・人権啓発の推進に当たり市と連携する。
- ・DV被害者の安全を守るため警察等関係機関と連携する。
- ・様々な分野において女性登用を促進する。

○ 市民・NPO

- ・平和の尊さを理解し次代へ伝える。
- ・人権に対する理解を深める。
- ・DV被害の防止のため子どもの頃から暴力を許さない意識作りを行う。
- ・様々な分野において女性登用を促進する。

○ 企業・その他

- ・様々な分野において女性登用を促進する。
- ・女性の活躍の推進に関する取組を積極的に行う。

(余白)

施策 8 安全・安心な暮らしの確保

評価責任者名 総務部長 柴田 道明

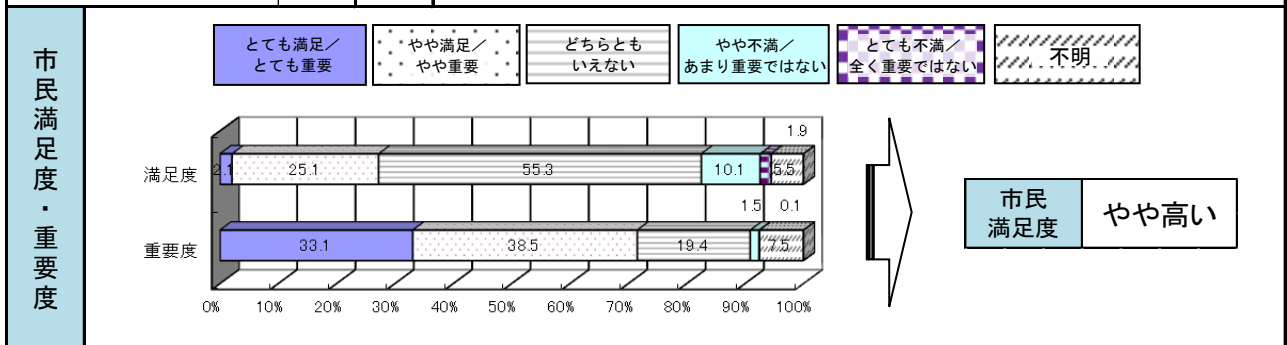
評価シート作成者名 副消防防災監 高橋 元一

【施策の目的(目指す姿)】

| 対象 (誰を, 何を対象としているか) | 意図 (この施策より対象をどのように変えるのか) |
|------------------------|-----------------------------|
| 市民・関係機関・市域 | 安全・安心な暮らしが確保される |

【成果指標等の状況】

| 成果指標名(施策) | 指標の性格 | 単位 | 施策の目標値・実績値の推移 |
|-------------------------------------|-------|----|---------------|
| まちづくり評価アンケート調査「避難場所を知っている」と答えた市民の割合 | ↑ | % | |
| まちづくり評価アンケート調査「防災対策をしている」と答えた市民の割合 | ↑ | % | |
| 人口1万人当たりの火災発生件数 | → | 件 | |
| 人口1万人当たりの刑法犯発生件数 | → | 件 | |
| 不適正な管理状態にある空き家等の相談件数 | ↑ | 件 | |
| 消費生活相談の解決率(解決した件数/消費生活相談件数) | ↑ | % | |



【役割分担分析】

| 小施策名 | 役割分担比重(%) | | | | 小施策間 指数(B) | 市の役割 分担比重 (A×B÷ 100) | 合計(%) | 市の役割 発揮度 |
|-----------|-----------|--------------|------------|------------|---------------|-------------------------------|-------|-------------|
| | 市(A) | 国・県・他 自治体 | 市民・ NPO | 企業・ その他 | | | | |
| 危険箇所の解消 | 50 | 50 | 0 | 0 | 15 | 7.5 | 44.25 | やや大きい |
| 地域防災力の強化 | 50 | 20 | 20 | 10 | 20 | 10 | | |
| 消防・救急の充実 | 40 | 20 | 20 | 20 | 20 | 8 | | |
| 交通安全の推進 | 25 | 25 | 25 | 25 | 15 | 3.75 | | |
| 防犯対策の推進 | 40 | 30 | 30 | 0 | 10 | 4 | | |
| 空き家等対策の推進 | 50 | 25 | 25 | 0 | 10 | 5 | | |
| 消費者の自立支援 | 60 | 10 | 10 | 20 | 10 | 6 | | |

【取組内容と成果】

【危険箇所の解消】

引き続き、準用河川の整備を進めた。

【地域防災力の強化】

自然災害から市民の生命・身体を守り、被害を軽減するため、市民の防災・減災意識の高揚、自主防災組織の結成促進、防災関係機関との連携などに取り組んだ。

【救急・消防の充実】

市民協働の防火の取組として、住宅用火災警報器設置の普及推進に努めるとともに、住民の防火意識の高揚や自主防災組織の結成促進に努め、婦人防火クラブや婦人消防協力隊の活動支援を行ったほか、消防団員の資質向上や安全管理の徹底に資するため、消火活動に関する研修等を実施し、各種装備を計画的に配備した。また、救命率の向上を図るため、町内会・自治会や事業所に対して、常備消防と連携しながら、応急手当の普及を図った。

【交通安全の推進】

市民が交通事故に遭わないよう、警察署及び交通安全協会と連携し、交通安全教室の開催、高齢者への在宅訪問指導、交通指導員による朝夕の街頭指導を行うなど、交通安全意識の浸透を図った。

【防犯対策の推進】

盛岡市防犯活動推進計画に基づき自主防犯活動団体への防犯パトロール用品の支給や町内会を対象とした防犯知識を高める講習会の開催及び広報紙への防犯啓発記事の掲載などの事業や支援を行った。人口1万人当たりの刑法犯発生件数は57.6件となっており、この数値は近隣自治体に比較すればまだ高い数値ではあるが、全国86.5件と比較して低い状況にあり、市民の防犯意識が向上していることが表れている。

【空き家等対策の推進】

周辺の生活環境に影響を及ぼしている空き家・空き地の所有者等に対して、適正管理に係る助言等を行い、所有者等の責任において是正措置がとられるよう働きかけを行った。また、「盛岡市空き家等対策計画」を策定するとともに、町内会・自治会との協働による空き家等実態調査を実施した。その結果、空き家等の不適正な管理に係る相談件数が167件となり、その所有者等全てに対して、適切な管理の助言等を実施した。

【消費者の自立支援】

平成22年度から盛岡広域圏8市町で消費者行政の共同実施に取り組んでおり、盛岡市消費生活センターはその中核として、相談体制の充実を図りながらきめ細かな対応と消費者教育啓発活動を実施してきた。その結果、消費生活相談の解決率は98.8%となり、ほぼ目標値に達した。

【成果を押し上げた要因】

【地域防災力の強化】

全国各地で大規模な自然災害が発生していることや、自主防災組織等を中心とする地域での防災・減災への取組が普及し、災害発生時の避難に対する関心が高まったことにより、「避難場所を知っている」と回答した市民の割合が増加したものと考ええる。

【防災対策の推進】

犯罪防止活動は地域ごとの日常の取組が重要であり、その観点から自主防犯活動団体や町内会等と連携しながら各般の取組を進めてきたことから、人口1万人当たりの刑法犯発生件数の減少につながっているものと考ええる。

【空き家対策の推進】

「盛岡市空き家等対策計画」を策定し、町内会・自治会との協働により空き家等実態調査を実施するなど、積極的な対応に努めたことから、相談件数の増加につながったものと考ええる。

【消費者の自立支援】

盛岡広域圏を含んだ出前講座・啓発紙の配布等の消費者教育啓発活動の取組と、積極的な研修参加や研修実施等を行い相談員のスキルアップを図る等、相談体制の充実に努めるとともに、きめ細かな対応を実施してきており、また、弁護士会や警察等関係機関との緊密な連携に努めてきたことが、消費生活相談の解決率を押し上げた要因と考ええる。

【目標と成果とにギャップがある場合、その要因】

【これからの課題】

【危険箇所の解消】

準用河川整備率の向上に向けて、更なる事業費の確保が課題となっている。

【地域防災力の強化】

国・県の浸水想定区域の見直し等を反映した防災マップの作成・市民への配布、老朽化している防災行政無線（玉山地域）の更新、防災ラジオの普及（旧盛岡市域）、避難所標示板の整備など、災害時に市民が迅速かつ的確に避難行動をとることができるような環境づくりを進めるとともに、自主防災組織の結成促進・育成強化を図る必要がある。

【救急・消防の充実】

消防団の消防防災活動に必要な装備の整備を進めるとともに、消防団員に対する環境整備を図りながら、消防団の幹部等による団員確保の取組を行うほか、新採用職員を対象とする体験入団の継続実施やその他の職員に対する呼びかけを行うなどの取組が必要である。

【交通安全の推進】

県内における交通事故死者数に占める高齢者の割合が高いこと、また、市内における全事故に占める自転車事故の割合が県内の割合に比べ高いことから、高齢者の事故防止啓発活動及び自転車利用者の事故防止啓発活動に重点的に取り組む必要がある。

【防犯対策の推進】

市の刑法犯発生件数は平成13年以降減少傾向が続いているが、無施錠被害の割合が高い状況が続いていることから、鍵かけ励行の啓発活動に力を入れる必要がある。

【空き家等対策の推進】

管理方法等に関する相談会を実施するほか、法令に基づく代執行又は応急措置を行う場合の予算の確保に努める必要がある。

【消費者の自立支援】

消費生活相談案件は、年々複雑化・多様化してきており、消費者関連法についても社会情勢の変化を受けて随時の見直し・改正されてきていることから、専門機関が実施する各種研修の受講など、相談員の継続的なスキルアップが必要である。

【各主体に期待する役割】

○ 市

【危険箇所の解消】

水害などの自然災害に備えて河川改修の促進を図るとともに、被害が最小限になるように危険箇所の周知を図る。

【地域防災力の強化】

市民の生命、身体及び財産を災害から守るため、防災関係機関等の協力を得て防災活動を実施するほか、防災マップの作成・配布により市民に対し地域の災害リスクや避難所を周知し、防災行政無線（玉山地域）の再整備など市民に対する災害情報の伝達体制を整え、各避難所に標示板を整備し、備蓄の充実を図るなど、災害時に市民が迅速・的確に避難行動をとることができるような環境づくりを進める。

【救急・消防の充実】

市民に防火意識の高揚を図るとともに、複雑多様化する災害に対応するため、消防施設や装備等の整備を計画的に行うほか、住宅火災による死者の低減を図るため、すべての住宅に住宅用火災警報器が設置を推進する。また、救命率向上のため、救急救助体制の充実を図る。

【交通安全の推進】

市民への直接的な啓発活動のほか、近隣市町村との連携に中心的な役割を担う。

【防犯対策の推進】

市民への啓発活動のほか、盛岡市防犯協会に対する補助事業や警察等関係機関と連携して施策を展開する。

【空き家等対策の推進】

適正管理に係る助言等や利活用の推進など、中心的な役割を担う。

【消費者の自立支援】

消費生活相談、消費者教育の実施、消費生活全般に関する知識の普及及び消費者の自立に必要な情報の提供を行うなど、消費者の利益の擁護及び増進に関する施策を推進する。

○ 国・県・他自治体

【危険箇所の解消】

国・県は、それぞれが管理する河川施設の整備を進めるほか、県は土砂災害対策としてハード整備を進める。

【地域防災力の強化】

県は、自ら防災活動を実施し、市を含む防災関係機関が処理する防災に関する事業を支援し、総合調整を行う。

【救急・消防の充実】

国・県は、市が行う消防・救急体制の充実に向けた事業に対する支援と全体的な調整を行う。

【交通安全の推進】及び【防犯対策の推進】

県は、市町村への情報提供や全県的な取組に関する中心的な役割を担う。

【空き家等対策の推進】

国・県は、市町村への情報提供や財政支援、空き家等対策の充実等、市町村を積極的に支援することが期待される。

【消費者の自立支援】

国・県は、消費者の利益の擁護及び増進に関する制度を整備し、必要な施策を推進する。

○ 市民・NPO

【地域防災力の強化】

自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、食料等の備蓄、建物の補強など、自主的な防災・減災対策を講ずる。また、「自分達の地域は自分達で守る。」という連帯感のもと、自主防災組織を結成するとともに、同組織等を中心に、自主的な防災体制の確立を図る。

【救急・消防の充実】

住宅火災を防止するため、婦人防火クラブや婦人消防協力隊が中心となり、火災予防活動に努める。

【交通安全の推進】

市民にとって身近な問題であることから、一人ひとりが積極的に取り組む。

【防犯対策の推進】

地域の防犯に日常的に取り組む。

【空き家等対策の推進】

空き家等の所有者が、自己責任において対策を講ずることが求められている。

【消費者の自立支援】

市民(消費者)は、消費生活全般に関する知識の取得及び情報の収集等、自主的な行動に努める。また、消費者団体等は消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者被害の防止及び救済のための活動など消費生活の安定及び向上を図るための行動をとる。

○ 企業・その他

【地域防災力の強化】

事業活動に当たり、地域構成員であることを自覚し、地域の防災活動に協力するとともに、市が行う防災に関する事業及び災害時の救援・救助活動に協力する。

【救急・消防の充実】

自衛消防隊を組織し、火災予防に努めるとともに、事業所内等の火災の初期消火を担い、被害の軽減を図る。

【交通安全の推進】

職員の通勤や業務活動自体にも関わるテーマであることを踏まえ、主体的に取り組む。

【消費者の自立支援】

消費者の安全及び消費者との取引における公正を確保し、消費者との間に生じた苦情等に対し適切に対応(処理)するとともに、国・地方公共団体が実施する施策に協力する。

施策 9 地域コミュニティの維持・活性化

| | |
|-----------|-------------|
| 評価責任者名 | 市民部長 細川 恒 |
| 評価シート作成者名 | 市民部次長 中村 俊行 |

【施策の目的(目指す姿)】

| 対象 (誰を, 何を対象としているか) | 意図 (この施策より対象をどのように変えるのか) |
|------------------------|-----------------------------|
| 市民 | 互いに協力しながら地域の暮らしが良くなる |

【成果指標等の状況】

| 成果指標名(施策) | 指標の性格 | 単位 | 施策の目標値・実績値の推移 |
|--|-------|----|---------------|
| まちづくり評価アンケート調査「この1年間に地域のコミュニティ活動に参加したことがある」と答えた市民の割合 | ↑ | % | |
| 市民満足度・重要度 | | | |
| | | | |

【役割分担分析】

| 小施策名 | 役割分担比重(%) | | | | 小施策間 指数(B) | 市の役割 分担比重 (A×B÷ 100) | 合計(%) | 市の役割 発揮度 |
|-------------|-----------|--------------|------------|------------|---------------|-------------------------------|-------|-------------|
| | 市(A) | 国・県・他 自治体 | 市民・ NPO | 企業・ その他 | | | | |
| コミュニティ活動の支援 | 50 | 0 | 40 | 10 | 100 | 50 | 50 | やや大きい |

【取組内容と成果】

町内会・自治会においては地域の安全・安心を守る活動や住民同士の親睦を深める活動が自主的に行われており、また市の施策に対しても理解と協力をいただきながら、連携してまちづくりを進めている。また、コミュニティ推進地区組織においては、地域の連帯を深める活動が行われており、地区にあるさまざまな主体と一緒にあって、地域の課題解決・将来像の実現に向けた、地域協働による取組が現在12の地区で進められている。しかし、少子高齢化の進行により活動の担い手が不足している、活動への参加者が少ないといった、地縁団体の持続的な活動に対する不安が生じてきており、これらの課題を市と地域と一緒にあって解決する必要がある。平成27年度は、市民協働の推進等を支援するため2つの公民館に市民協働推進センターを設置するモデル事業を実施したほか、平成24年度からは公衆街路灯電気料給付金・補助金事業の支払方法を市が東北電力に直接支払う方式に変更、平成28年度からは市の複数の部署に分かれていた補助制度の一本化、地域担当職員の配置など町内会等の負担軽減を目指して町内会・自治会等の支援に取り組んでいる。

【成果を押し上げた要因】

コミュニティ活動の中核となる町内会・自治会等は、市が市民協働を進める上で重要なパートナーと捉え、既存事業の中で無駄を削減していく意識の徹底と、先例にとらわれず、住民の視点で改善を目指す方法論を模索した。

【目標と成果とにギャップがある場合、その要因】

【これからの課題】

コミュニティ組織存続のための町内会・自治会等への行政の支援は、全国的にも課題になっているものであり、存続可能な環境を整えるために行政ができることを一つ一つ進める必要がある。

【各主体に期待する役割】

○ 市

町内会・自治会、コミュニティ推進地区組織に対しては、対等のパートナーとしての意識を持ちつつ支援していく。

○ 国・県・他自治体

住民の人間関係の希薄化に伴う町内会・自治会等の在り方について、国全体の課題として対応策に取り組む。

○ 市民・NPO

地域活動において、引き続き中心的な役割を担ってほしい。

○ 企業・その他

今後において、協働のまちづくりを担う新たな主体のひとつとして、より積極的な活動が望まれる。

施策 10 生活環境の保全

| | |
|-----------|-------------|
| 評価責任者名 | 環境部長 伊藤 純 |
| 評価シート作成者名 | 環境部次長 根本 俊英 |

【施策の目的(目指す姿)】

| 対象 (誰を, 何を対象としているか) | 意図 (この施策より対象をどのように変えるのか) |
|------------------------|-----------------------------|
| 市民, 市域 | 身近な生活環境が良好に保たれる |

【成果指標等の状況】

| 成果指標名(施策) | 指標の性格 | 単位 | 施策の目標値・実績値の推移 | | | | | | |
|--|--|-------------|---------------|------------------|------------------|------------|------------------|------------------|----|
| まちづくり評価アンケート調査「清潔で衛生的, 公害がないといった点で, きれいなまちだと思う」と答えた市民の割合 | ↗ | % | | | | | | | |
| 焼却処理施設での年間処理量 | ↘ | t | | | | | | | |
| 市民満足度・重要度 | <table border="1"> <tr> <td>とても満足 / とても重要</td> <td>やや満足 / やや重要</td> <td>どちらとも いえない</td> <td>やや不満 / あまり重要ではない</td> <td>とても不満 / 全く重要ではない</td> <td>不明</td> </tr> </table> | | | とても満足 / とても重要 | やや満足 / やや重要 | どちらとも いえない | やや不満 / あまり重要ではない | とても不満 / 全く重要ではない | 不明 |
| | とても満足 / とても重要 | やや満足 / やや重要 | どちらとも いえない | やや不満 / あまり重要ではない | とても不満 / 全く重要ではない | 不明 | | | |
| | | | | | | | | | |

【役割分担分析】

| 小施策名 | 役割分担比重(%) | | | | 小施策間 指数(B) | 市の役割 分担比重 (A×B÷ 100) | 合計(%) | 市の役割 発揮度 |
|---------|-----------|--------------|------------|------------|---------------|-------------------------------|-------|-------------|
| | 市(A) | 国・県・他 自治体 | 市民・ NPO | 企業・ その他 | | | | |
| 環境衛生の確保 | 35 | 0 | 35 | 30 | 50 | 17.5 | 27.5 | やや小さい |
| 公害の防止 | 20 | 20 | 30 | 30 | 50 | 10 | | |

【取組内容と成果】

【環境衛生の確保】

盛岡地域内の塵芥収集運搬業務の民間委託を拡大した。

【公害の防止】

・公害防止関係法令に基づき、大気、水質、騒音、振動、臭気の測定・監視を行い、その結果を公表した。
・大気、水質、騒音・振動とも環境基準適合率が高い水準で推移しているため、市民アンケート結果における成果として表れたものと考えられる。
・公害防止対策協議会及び公害監視委員会からの指導助言等により、排ガス基準値順守継続日数が2,000日を越え、地域住民との公害防止協定を継続して守ることができた。

【成果を押し上げた要因】

【環境衛生の確保】

委託の拡大に向け収集センターの現場職員と十分に協議を行った。

【公害の防止】

保守点検業務を確実に実施することにより各種測定機器の状態が良好に維持されていることのほか、運転監視員が安定運転に係る知識や技術を圭置くして研鑽習得してきたことが大きな要因と考えられる。

【目標と成果とにギャップがある場合、その要因】

【公害の防止】

大気については、一部環境基準の超過(光化学オキシダント、微小粒子状物質PM2.5)がみられ、水質についても、一部環境基準の超過(河川における大腸菌群)がみられる。

【これからの課題】

【環境衛生の確保】

塵芥収集運搬を委託している地区が飛び飛びになっていることから、収集時間や地区の収集量を的確に把握することができないので、委託地区を整理し地区割りを見直す必要がある。

【公害の防止】

PM2.5の成分分析や県内外の状況について調査し、低減に向けた対応を図る。

【各主体に期待する役割】

○ 市

【環境衛生の確保】

・市民への生活環境の保全に係る啓発活動や環境関連の学習の拡充を図る。
・事業者、許可業者への適正処理の指導を図る。
・地域、企業、団体等の清掃活動を支援し、啓発活動を実施して環境美化を推進する。

【公害の防止】

・事業者に対する公害防止の啓発や適正な届出の指導を行う。

○ 国・県・他自治体

【環境衛生の確保】及び【公害の防止】

適正な法規制を推進し、全国・全県的な趨勢や動向に関する情報提供を行う。

○ 市民・NPO

【環境衛生の確保】

・清掃活動や集団資源回収などに積極的に取り組み、環境に配慮した暮らしをこころがける。
・地域では、まちの美化活動に取り組み、自発的な環境保全活動に取り組む人の輪を広げる。

【公害の防止】

環境保全に関する身近な取組を実践する。

○ 企業・その他

【環境衛生の確保】

清掃活動などの美化活動に積極的に取り組むと共に資源化を図り、やむを得ず発生するごみについては自己の責任において、適正に処理を行う。

【公害の防止】

公害の防止を徹底する。

施策 11 歴史・文化の継承

| | |
|-----------|------------|
| 評価責任者名 | 教育部長 豊岡 勝敏 |
| 評価シート作成者名 | 教育次長 中野 玲子 |

【施策の目的(目指す姿)】

| 対象 (誰を, 何を対象としているか) | 意図 (この施策より対象をどのように変えるのか) |
|------------------------|------------------------------|
| 市民, 文化財 | 地域に受け継がれている歴史や文化が保護, 継承されている |

【成果指標等の状況】

| 成果指標名(施策) | 指標の性格 | 単位 | 施策の目標値・実績値の推移 | | | | | | | | | | |
|--|---|-------------|---------------|------------------|------------------|------------------|------------------|-----|------|------|------|-----|-----|
| 文化財数(国・県・市指定) | ↗ | 件 | | | | | | | | | | | |
| まちづくり評価アンケート調査「盛岡の歴史・文化財に興味関心がある」と答えた市民の割合 | ↗ | % | | | | | | | | | | | |
| 市民満足度・重要度 | <table border="1"> <tr> <td>とても満足 / とても重要</td> <td>やや満足 / やや重要</td> <td>どちらともいえない</td> <td>やや不満 / あまり重要ではない</td> <td>とても不満 / 全く重要ではない</td> <td>不明</td> </tr> </table> | | とても満足 / とても重要 | やや満足 / やや重要 | どちらともいえない | やや不満 / あまり重要ではない | とても不満 / 全く重要ではない | 不明 | | | | | |
| | とても満足 / とても重要 | やや満足 / やや重要 | どちらともいえない | やや不満 / あまり重要ではない | とても不満 / 全く重要ではない | 不明 | | | | | | | |
| <table border="1"> <tr> <td>満足度</td> <td>22.3</td> <td>62.4</td> <td>4.9</td> <td>6.9</td> <td>1.3</td> </tr> <tr> <td>重要度</td> <td>14.7</td> <td>34.5</td> <td>36.2</td> <td>5.2</td> <td>0.7</td> </tr> </table> | | 満足度 | 22.3 | 62.4 | 4.9 | 6.9 | 1.3 | 重要度 | 14.7 | 34.5 | 36.2 | 5.2 | 0.7 |
| 満足度 | 22.3 | 62.4 | 4.9 | 6.9 | 1.3 | | | | | | | | |
| 重要度 | 14.7 | 34.5 | 36.2 | 5.2 | 0.7 | | | | | | | | |

市民満足度 高い

【役割分担分析】

| 小施策名 | 役割分担比重(%) | | | | 小施策間指数(B) | 市の役割分担比重(A×B÷100) | 合計(%) | 市の役割発揮度 |
|-------------|-----------|----------|--------|--------|-----------|-------------------|-------|---------|
| | 市(A) | 国・県・他自治体 | 市民・NPO | 企業・その他 | | | | |
| 文化財の保護と活用 | 30 | 30 | 20 | 20 | 50 | 15 | 35 | やや大きい |
| 博物館施設の整備・充実 | 40 | 20 | 20 | 20 | 50 | 20 | | |

【取組内容と成果】

文化財保護事業においては、調査件数が目標を大幅に上回ったことは、長期的には、文化財の指定にもつながり、施策の指標の増加にも寄与することが期待される。

また、志波城保存整備事業の進捗に併せて積極的に管理活用を図った結果、志波城古代公園の入園者が増加しており、市民が盛岡の歴史や文化に関心を持ち、継承する機会となっている。そのことが、市民自らが管理運営に参加する機会の創出ともなり、整備と管理活用が相乗効果を生んでいる。

なお、無形民俗文化財の保存に当たっては、課題となっていた後継者の育成に向けて、若い世代をターゲットとしたイベントを実施して、担い手の掘り起こしに努めた結果、後継者が増加した。

博物館施設においては、太田・本宮地区の5施設が、県立美術館も含めて、共同でのイベントや情報発信を行い、利用促進を図った。さらに、学校教育との連携を強化した結果、入館者数が増加した。

まちづくりアンケート調査の「歴史・文化財に興味関心がある市民の割合」は、若干下がっているものの、イベント参加者や博物館来館者からは、満足度の高い感想が寄せられている。

【成果を押し上げた要因】

埋蔵文化財の調査について、発掘調査及び整理作業の効率化を図ったことが調査件数の増加につながった。

また、発掘調査現場の積極的公開や展示会による調査成果の活用、便益施設等を整備しての史跡の活用を図った結果、文化財に対する市民の関心が高まり、保護活用への気運が醸成された。

博物館施設の入場者数の増加については、学校における先人教育によって、郷土の先人や歴史に関心を持つ市民が増えた。

【目標と成果とにギャップがある場合、その要因】

歴史・文化財に興味関心がある市民割合が下がっているのは、興味関心を持ち積極的に活動する市民と歴史・文化財に触れる機会の少ない市民の二極化によるものと考えられる。

【これからの課題】

史跡及び博物館施設の適正な管理のために、計画的な保存管理及び施設修繕に努める必要がある。

さらに、文化財及び博物館施設は、教育施設であると同時にまちづくりの資源ともなり得ることから、積極的に活用を検討して、施設管理の財源を確保する必要がある。

なお、年々増加する歴史・文化資料の適切な保管施設の確保も課題となっている。

先人記念館等の博物館施設については、路線バスの運行数の減少などにより公共交通機関の利用が不便な施設も多く、また、学校における利用もバス代の高騰が利用を妨げている。

無形民俗文化財の保存に当たっては、参加してみたい市民と後継者が不足している団体のマッチングが必要である。

歴史・文化財に興味や関心を持つ市民を増やすためには、志波城まつりなどのように施設を訪れるきっかけとなるような事業の工夫を行うことや、多様なメディアを活用して、積極的な周知を図ることが必要である。

【各主体に期待する役割】

○ 市

・文化財保護法及び文化財保護条例に基づき、文化財の適切な保存・管理に努めるとともに、展示会等を開催して積極的に市民に紹介し、活用を図る。

・市民や所有者に保護と活用についての助言指導を行う。

・歴史文化資料の収集・調査・活用・保管を行い、市民が歴史や先人の功績に触れる機会をつくる。

○ 国・県・他自治体

・歴史的文化遺産の保存と活用のための指導、助言及び財政的支援を行う。

・博物館運営や整備に係る助言・指導を行う。

○ 市民・NPO

・文化財の所有者としての保存管理を行い、継承に努める。

・歴史文化や先人についての理解を深め、文化財や博物館施設でのイベントに参加するだけでなく、イベントの企画・運営に携わり、ボランティア活動を行って、運営に参画する。

○ 企業・その他

・文化財の所有者としての保存管理を行い、継承に努める。

・指定管理者として、施設の適正な管理運営を行うとともに、創意あふれる自主事業を実施する。

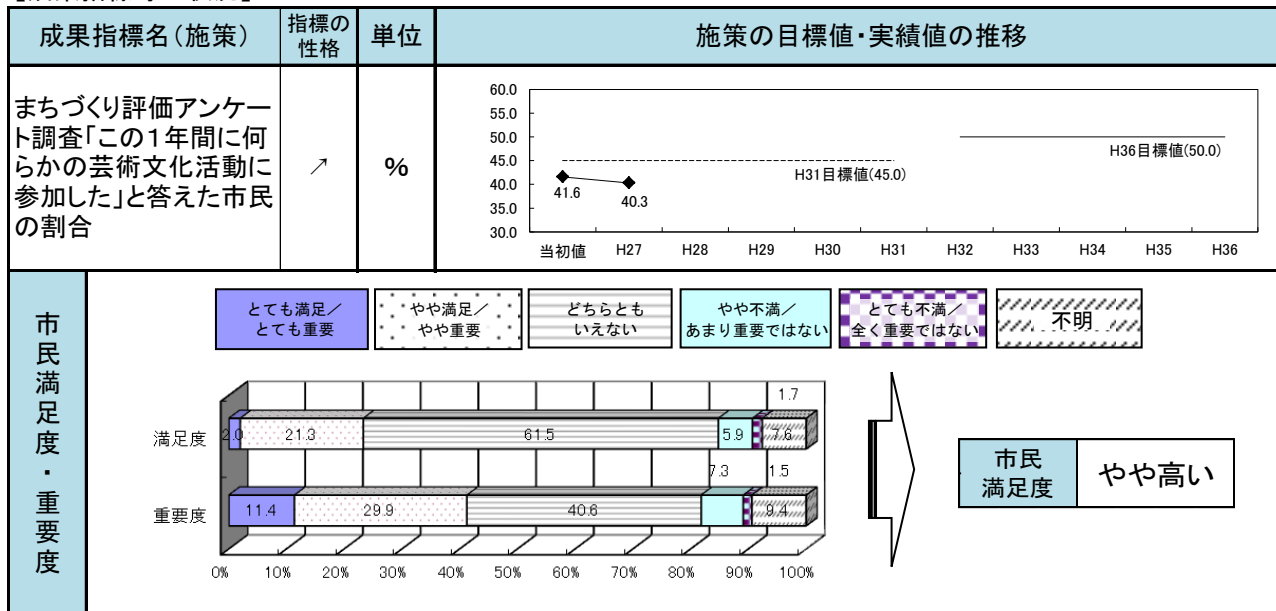
施策 12 芸術文化の振興

| | |
|-----------|-------------|
| 評価責任者名 | 市民部長 細川 恒 |
| 評価シート作成者名 | 市民部次長 中村 俊行 |

【施策の目的(目指す姿)】

| 対象 (誰を, 何を対象としているか) | 意図 (この施策より対象をどのように変えるのか) |
|------------------------|-----------------------------------|
| 市民 | 芸術文化に触れる機会が確保され, 豊かな感性や創造性が培われている |

【成果指標等の状況】



【役割分担分析】

| 小施策名 | 役割分担比重(%) | | | | 小施策間 指数(B) | 市の役割 分担比重 (A×B÷ 100) | 合計(%) | 市の役割 発揮度 |
|------------|-----------|--------------|------------|------------|---------------|-------------------------------|-------|-------------|
| | 市(A) | 国・県・他 自治体 | 市民・ NPO | 企業・ その他 | | | | |
| 芸術・文化活動の充実 | 50 | 10 | 30 | 10 | 50 | 25 | 50 | やや大きい |
| 文化施設の整備と活用 | 50 | 10 | 30 | 10 | 50 | 25 | | |

【取組内容と成果】

- 市民の価値観が多様化していることから, コンサートや演劇, 美術展などの芸術鑑賞事業や各種講座など, 芸術文化に親しむ機会を提供しており, 盛岡市文化振興事業団主催事業への鑑賞者数は増加した。
- 文化会館等の利用率を向上させるため, 利用者間の調整等を行い, 平均利用率を向上させた。

【成果を押し上げた要因】

- 開催する内容を, より多くの市民が興味を持てるものにした。
- 利用者間の意思疎通を図る機会を設定するなど, より積極的な取組を行った。

【目標と成果とにギャップがある場合, その要因】

芸術文化活動の振興を図るため, 自主的な活動を促進する機会として盛岡芸術協祭を開催しているが, 共催者である盛岡芸術協会の構成団体が減少しており, 自らが芸術活動に参加しようとする市民が減少している。

【これからの課題】

新たな担い手を発掘するため, 盛岡芸術協会の構成団体の活動情報の発信方法を検討し, 興味がある対象へ, タイムリーな情報提供を行う必要がある。

【各主体に期待する役割】

○ 市

- ・芸術鑑賞機会の提供
- ・芸術文化活動の振興と情報提供
- ・文化施設の適正管理を通じた良好な芸術文化活動の場の提供

○ 国・県・他自治体

- ・芸術鑑賞機会の提供
- ・芸術文化活動の振興と情報提供
- ・文化施設の適正管理を通じた良好な芸術文化活動の場の提供

○ 市民・NPO

芸術文化活動への活動と参加

○ 企業・その他

文化施設を利用して芸術文化活動を行うとともに、企業メセナとして芸術文化活動を支援する。

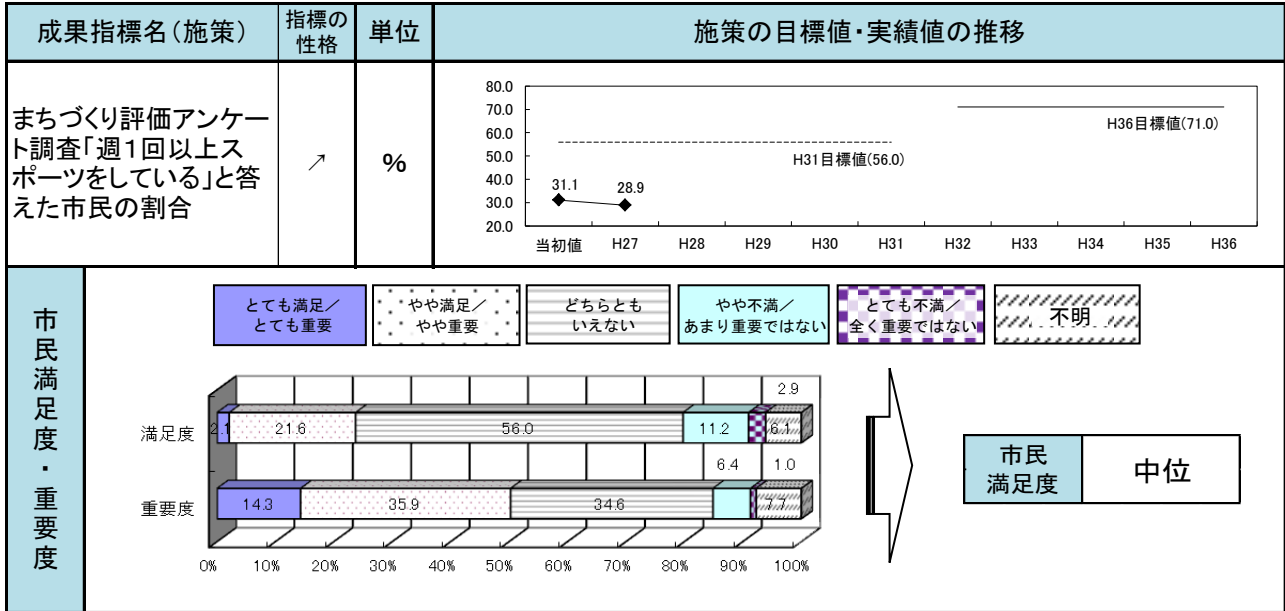
施策 13 スポーツの推進

| | |
|-----------|-------------|
| 評価責任者名 | 市民部長 細川 恒 |
| 評価シート作成者名 | 市民部次長 中村 俊行 |

【施策の目的(目指す姿)】

| 対象 (誰を, 何を対象としているか) | 意図 (この施策より対象をどのように変えるのか) |
|------------------------|-----------------------------------|
| 市民 | 誰もがスポーツに親しみスポーツを通じて健康でいきいきと暮らしている |

【成果指標等の状況】



【役割分担分析】

| 小施策名 | 役割分担比重(%) | | | | 小施策間 指数(B) | 市の役割 分担比重 (A×B÷ 100) | 合計(%) | 市の役割 発揮度 |
|-----------------------|-----------|--------------|------------|------------|---------------|-------------------------------|-------|-------------|
| | 市(A) | 国・県・他 自治体 | 市民・ NPO | 企業・ その他 | | | | |
| ライフステージに応じたスポーツ活動等の推進 | 30 | 10 | 50 | 10 | 25 | 7.5 | 32.5 | やや小さい |
| スポーツ施設の整備充実 | 30 | 10 | 50 | 10 | 25 | 7.5 | | |
| スポーツ団体等との連携強化 | 30 | 10 | 30 | 30 | 25 | 7.5 | | |
| プロスポーツ等との連携 | 40 | 10 | 25 | 25 | 25 | 10 | | |

【取組内容と成果】

| |
|---|
| <p>【ライフステージに応じたスポーツ活動等の推進】 すべての市民がスポーツに参画する機会の確保を目指して取り組んでおり、参加者増には至らなかったものの開催事業回数を増やしており、今後、事業への参加呼びかけの工夫をする。</p> <p>【スポーツ施設の整備充実】 市民が継続してスポーツを楽しめるように施設の適正配置等に取り組んでおり、スポーツ施設利用者は増加した。</p> <p>【スポーツ団体等との連携強化】 盛岡広域でスポーツツーリズムを推進し、スポーツ大会の企画運営、競技力向上を目指しており、各市町のもと機運が醸成された。</p> <p>【プロスポーツ等との連携】 本市をホームタウンとするプロスポーツ(グルージャ盛岡)の活躍は地域を活性化させるとともに、スポーツ人口の拡大にもつながることから、国体での活躍に向けてその活動を支援する。</p> |
|---|

【成果を押し上げた要因】

【ライフステージに応じたスポーツ活動等の推進】

指定管理者をはじめ、各競技団体も事業開催に積極的に、かつ、自主的に取り組んだ。

【スポーツ施設の整備充実】

冬季国体を前に、通年型スケートリンクを新設しており、冬季スポーツの利用環境が整備された。

【スポーツ団体等との連携強化】

スポーツツーリズムガイドを作成し、競技団体、広域市町及び各施設に配布するとともに、岩手大学と連携して講演会を開催した。

【プロスポーツ等との連携】

グルージャ盛岡の合宿について支援した。

【目標と成果とにギャップがある場合、その要因】

まちづくりアンケートでは、スポーツをしている市民の割合が減少傾向

【これからの課題】

【ライフステージに応じたスポーツ活動等の推進】

事業開催日を大規模イベントの重複を避けるようにする等、スポーツ参画事業への参加者数の増

【スポーツ施設の整備充実】

事業周知の広報、啓発方法を見直す等、平日の昼時間帯の施設利用者の増

【スポーツ団体等との連携強化】

スポーツツーリズムの一環である東京オリンピック事前合宿誘致のための組織体制の創設

【プロスポーツ等との連携】

市民がプロスポーツを応援するための機運の醸成

【各主体に期待する役割】

○ 市

【ライフステージに応じたスポーツ活動等の推進】

スポーツや事業に関する情報の提供

【スポーツ施設の整備充実】

施設の管理運営と整備

【スポーツ団体等との連携強化】

スポーツ団体等の活動支援

【プロスポーツ等との連携】

チーム力強化や市民に愛されるチームづくりへの支援を行う。

○ 国・県・他自治体

【ライフステージに応じたスポーツ活動等の推進】

スポーツや事業に関する情報の提供

【スポーツ施設の整備充実】

施設の管理運営と整備

【スポーツ団体等との連携強化】

広域での事業推進への協力

【プロスポーツ等との連携】

県の財産としてプロスポーツチーム支援の具体策を講じる必要がある。

○ 市民・NPO

【ライフステージに応じたスポーツ活動等の推進】

事業への参加と新たなスポーツへの取組

【スポーツ施設の整備充実】

施設の利用

【スポーツ団体等との連携強化】

スポーツ活動機会の提供

【プロスポーツ等との連携】

プロスポーツチームの会員となりチームを応援する。

○ 企業・その他

【ライフステージに応じたスポーツ活動等の推進】

スポーツに関する情報の提供

【スポーツ施設の整備充実】

施設の管理運営と整備

【スポーツ団体等との連携強化】

大会等への支援

【プロスポーツ等との連携】

プロスポーツを支援するためのスポンサーになる。

基本目標 2 盛岡の魅力があふれるまちづくり

施策 14 「盛岡ブランド」の展開

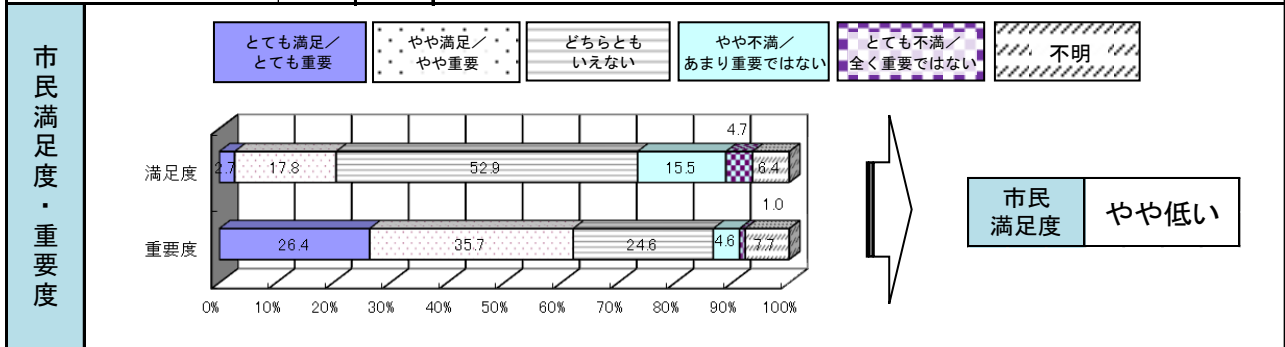
| | |
|-----------|--------------|
| 評価責任者名 | 市長公室長 熊谷 俊彦 |
| 評価シート作成者名 | 市長公室次長 古館 和好 |

【施策の目的(目指す姿)】

| 対象 (誰を, 何を対象としているか) | 意図 (この施策より対象をどのように変えるのか) |
|------------------------|-----------------------------|
| 市民, 市民以外の人 | 盛岡の価値や魅力に共感する「盛岡を愛する人」を増やす |

【成果指標等の状況】

| 成果指標名(施策) | 指標の性格 | 単位 | 施策の目標値・実績値の推移 |
|--------------------------------|-------|-----|---------------|
| まちづくり評価アンケート調査「盛岡が好き」と答えた市民の割合 | ↑ | % | |
| 地域ブランド調査「魅力度における盛岡市の順位」 | ↑ | 位 | |
| 観光客入込数 | ↑ | 万人回 | |



【役割分担分析】

| 小施策名 | 役割分担比重(%) | | | | 小施策間指数(B) | 市の役割分担比重(A×B÷100) | 合計(%) | 市の役割発揮度 |
|--------------|-----------|----------|--------|--------|-----------|-------------------|-------|---------|
| | 市(A) | 国・県・他自治体 | 市民・NPO | 企業・その他 | | | | |
| 市民・事業者との意識共有 | 40 | 0 | 30 | 30 | 60 | 24 | 46 | やや大きい |
| 情報発信の強化 | 55 | 0 | 25 | 20 | 40 | 22 | | |

【取組内容と成果】

盛岡ブランドのマスコミ等への露出機会が増えたほか、児童・生徒への普及啓発に向けたきっかけづくりを行うことができたことなどにより、市民の間での盛岡ブランドの認知度が向上した。また、もりおか暮らし物語フェイスブックの閲覧者数が増加した。

【成果を押し上げた要因】

・100種類のブランドポスターの作成と掲出などインパクトのある広告宣伝を実施したことや、市教研社会科部会への趣旨説明や情報交換を新たに実施したことにより、これまで盛岡ブランドに関する情報に触れる機会が少なかった方々へ新たにPRを行うことができた。
・フェイスブックへの投稿回数を増やすとともに東京盛岡ふるさと会へのリーフレットの配布などを通じてフェイスブックの閲覧を促す取組を行うなど、市外の方が盛岡の情報に触れるきっかけを増やすことができた。

【目標と成果とにギャップがある場合、その要因】

・広告宣伝や周知イベント等の実施時期が限られているなど、盛岡ブランドのブランドイメージや価値観の共有に向けて市民や事業者が盛岡ブランドに持続的に関わりを持つことが難しい状況である。
・特に市外への発信において、盛岡ブランドを積極的に訴求すべき相手方(ターゲット)について絞込みされておらず、広告宣伝の対象の絞込みが難しくなっている。
・盛岡特産品ブランド認証制度について、認証を受ける事業者側のメリットが明確になっておらず、事業者が積極的に認証制度を活用しようとする動機を持ちづらくなっている。

【これからの課題】

・盛岡ブランドのブランドイメージを分かりやすく伝える情報発信に努めるとともに、各種媒体への情報発信の機会を増やすなど、盛岡ブランドに関する情報に市民や事業者の方が触れる頻度を増やすことが必要となっている。
・盛岡ブランドの情報発信の強化に向けた検討及び新たに実施を予定しているシティプロモーションについての検討の中で、盛岡の価値や魅力を特に訴求する相手方(ターゲット)を設定し広告宣伝の対象を明確にするとともに、様々な情報発信の手法の試行、検証等を通じて、盛岡と関わりがある人と連携するための情報発信の手法を確立することが必要となっている。
・盛岡特産品ブランド認証制度を見直し、認証のメリットを明確にして事業者による積極的な制度の活用を促していく必要がある。

【各主体に期待する役割】

○ 市

「盛岡ブランド推進計画」の策定及び進捗管理を通じ、盛岡の魅力や価値を「盛岡ブランド」として体系化し、市内外に発信している。市民や企業と協働しながら主要プロジェクトや分野別推進事業を展開し、盛岡ブランドを推進する。

○ 国・県・他自治体

○ 市民・NPO

盛岡ブランドに位置付けられているイベントや取組に参画し、企業、行政と協働で盛岡ブランドを推進する。

○ 企業・その他

様々な特産品や観光商品の開発などを通じて、地域経済の振興を図り、市民、行政と協働で盛岡ブランドを推進する。

施策 15 良好な景観の形成

| | |
|-----------|--------------|
| 評価責任者名 | 都市整備部長 船水 義一 |
| 評価シート作成者名 | 都市整備部次長 宮田 晃 |

【施策の目的(目指す姿)】

| 対象 (誰を, 何を対象としているか) | 意図 (この施策より対象をどのように変えるのか) |
|------------------------|-----------------------------|
| まち並み, 山並み, 市民・建築関係者 | 景観に配慮したまち並みが形成される |

【成果指標等の状況】

| 成果指標名(施策) | 指標の性格 | 単位 | 施策の目標値・実績値の推移 |
|--|-------|----|---------------|
| まちづくり評価アンケート調査「誇れる市街地の景観があると思う」と答えた市民の割合 | ↗ | % | |
| まちづくり評価アンケート調査「誇れる田園や丘陵地の景観があると思う」と答えた市民の割合 | ↗ | % | |
| まちづくり評価アンケート調査「誇れる山間地の景観があると思う」と答えた市民の割合 | ↗ | % | |
| まちづくり評価アンケート調査「屋外広告物(屋外に表示・設置されているはり紙や看板など)は, 景観に配慮して表示・設置されていると思う」と答えた市民の割合 | ↗ | % | |
| まちづくり評価アンケート調査「盛岡市の景観について, 改善したい景観がある」と答えた市民の割合 | ↘ | % | |

市民満足度・重要度

| | | | | | |
|---------------|-------------|-----------|------------------|------------------|----|
| とても満足 / とても重要 | やや満足 / やや重要 | どちらともいえない | やや不満 / あまり重要ではない | とても不満 / 全く重要ではない | 不明 |
|---------------|-------------|-----------|------------------|------------------|----|

| 満足度 | 重要度 |
|------|------|
| 3.5 | 22.1 |
| 20.9 | 37.1 |
| 54.1 | 27.3 |
| 10.8 | 4.4 |
| 6.6 | 8.2 |
| 4.1 | 0.9 |

市民満足度 中位

【役割分担分析】

| 小施策名 | 役割分担比重(%) | | | | 小施策間 指数(B) | 市の役割 分担比重 (A×B÷ 100) | 合計(%) | 市の役割 発揮度 |
|------------|-----------|--------------|------------|------------|---------------|-------------------------------|-------|-------------|
| | 市(A) | 国・県・他 自治体 | 市民・ NPO | 企業・ その他 | | | | |
| 景観保存対策の充実 | 50 | 0 | 50 | 0 | 40 | 20 | 35 | やや大きい |
| 良好な景観形成の誘導 | 25 | 25 | 25 | 25 | 60 | 15 | | |

【取組内容と成果】

周囲の景観に影響の大きい建築物及び工作物の建築等の行為の際に、景観に配慮するよう指導した。(平成27年度の届出 1,337件)
 「大慈寺地区景観地区」について、施主又は設計者に対して事前相談を促し、適正な認定申請がなされるよう誘導し、良好な景観の形成を推進した。(平成27年度の認定申請 13件)
 市が所有する景観重要建造物「盛岡ふれあい覆馬場プラザ」及び「御蔵」を含む3件の保存建造物を管理運営するとともに、民間所有の保存建造物1件の修復に対して「保存建造物修復事業補助金」を交付して支援した。
 屋外広告物の許可申請指導を強化するとともに、「岩手広告景観タウンミーティング」等の周知啓発活動を行った。(平成27年度許可件数 874件。平成26年度と比較して220件約34%の増加)
 成果指標である市民アンケートの結果は、良好な景観形成が進んでいることを示しており、これまでの取組が、良好な景観形成の推進並びに適切で安全な屋外広告物の表示及び設置に関して成果をあげたといえる。

【成果を押し上げた要因】

すべての建築行為等を届出の対象としていること、また、景観形成基準チェックシートの導入により、届出者及び設計者等に対して景観形成基準について周知することができた。
 違反広告物に対する適正化指導を行ったことと、市民や屋外広告業者とともに官民連携して屋外広告物制度に関する周知啓発活動を行ったことにより、屋外広告物に関する広告主、広告業者、市民の理解が深まってきている。

【目標と成果とにギャップがある場合、その要因】

これまで想定できなかった高層建築物や再生可能エネルギー関連設備が景観に大きな影響を及ぼしているが、それに対して実効性のある規制や指導を行うための基準が整備されていない。
 屋外広告物の所有者及び占有者において、屋外広告物制度が十分に浸透していない。

【これからの課題】

良好な景観形成の実現の実効性をさらに高めるため、住民合意を前提に、関係課と連携して「景観地区」、「地区計画」等の都市計画制度等の活用に取り組む必要がある。
 市域に残る貴重な歴史的建造物等は、重要な景観資源であるが、個々の建造物等の保全だけではなく、地域のまちづくりの視点で、市民協働による手法及び国の制度や補助金の導入等について、関係課と連携し取り組む必要がある。
 高層建築物や再生可能エネルギー関連設備に関して実効性のある規制や指導を行うため、景観計画において、それらに関する設置基準を定める。
 屋外広告物について、違反広告物に対する適正化指導と制度に関する周知啓発活動を、継続的かつ効率的に進める必要がある。

【各主体に期待する役割】

○ 市

- ・景観重要建造物や景観重要樹木の指定
- ・市所有保存建造物等の適正な管理
- ・市所有以外の保存建造物等の所有者への管理の支援
- ・建築物・工作物の新築等の行為届出に対する景観計画に基づく指導
- ・景観地区の指定に向けた地元住民との合意形成の促進
- ・屋外広告物の許可申請に対する指導, 管理する施設での屋外広告物の適切な設置, 違反屋外広告物の広告主等への指導
- ・景観計画や屋外広告物許可基準の市民等への情報提供
- ・市民等の景観形成活動への支援

○ 国・県・他自治体

- ・所有する保存建造物等の適正な管理
- ・景観計画に沿った建築物・工作物の設置・改修
- ・管理する施設での屋外広告物の適切な設置
- ・市民等の景観形成活動への支援

○ 市民・NPO

- ・所有する保存建造物等の適正な管理
- ・保存建造物等の管理への参加
- ・保存建造物等を利用・活用した活動の実践
- ・景観計画に沿った建築物・工作物の設置・改修
- ・屋外広告物条例の遵守
- ・緑化や花壇の整備等の景観形成活動と活動への参加

○ 企業・その他

- ・所有する保存建造物等の適正な管理
- ・保存建造物等の管理への参加
- ・保存建造物等を利用・活用した活動の実践
- ・市民・NPOが行う保存建造物等の管理活動への支援
- ・景観計画に沿った建築物・工作物の設置・改修
- ・屋外広告物条例の遵守
- ・緑化や花壇の整備等の景観形成活動と活動への参加

(余白)

施策 16 計画的な土地利用の推進

| | |
|-----------|--------------|
| 評価責任者名 | 都市整備部長 船水 義一 |
| 評価シート作成者名 | 都市整備部次長 宮田 晃 |

【施策の目的(目指す姿)】

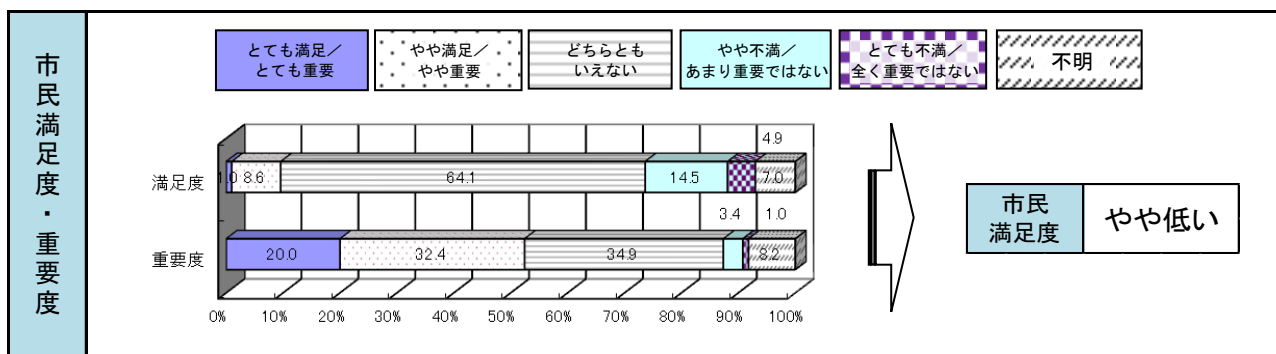
| 対象 (誰を, 何を対象としているか) | 意図 (この施策より対象をどのように変えるのか) |
|------------------------|-----------------------------|
| 都市計画区域, 農用地区域, 森林区域 | 総合的かつ計画的に土地利用される |

【成果指標等の状況】

| 成果指標名(施策) | 指標の性格 | 単位 | 施策の目標値・実績値の推移 |
|--|-------|----|---------------|
| 都市として計画的に整備し, 開発し, 保全する必要がある区域を指定する割合 (市域における都市計画区域の割合*1) | → | % | |
| 農用地として保全し土地利用する割合 (市域における農用地区域の割合*2) | → | % | |
| 森林として保全し土地利用する割合 (市域における森林区域の割合) | → | % | |

*1 都市計画区域内の市街化調整区域と農用地区域, 森林区域とが重複している区域があるため, 3区域の割合の合計は100.0%を超える。

*2 「農用地として保全し土地利用する割合」の当初値
当初値は, 26年度の速報値としている。



【役割分担分析】

| 小施策名 | 役割分担比重(%) | | | | 小施策間 指数(B) | 市の役割 分担比重 (A×B÷ 100) | 合計(%) | 市の役割 発揮度 |
|-------------------|-----------|--------------|------------|------------|---------------|-------------------------------|-------|-------------|
| | 市(A) | 国・県・他 自治体 | 市民・ NPO | 企業・ その他 | | | | |
| 土地利用に関する計画の策定・見直し | 60 | 30 | 10 | 0 | 50 | 30 | 75 | 大きい |
| 土地利用の管理・指導 | 90 | 10 | 0 | 0 | 50 | 45 | | |

【取組内容と成果】

都市計画法に基づく区域区分等の見直しや開発許可制度、国土利用計画法に基づく土地取引事後届出制度などにより、適正な土地利用が図られ一定の成果を得られた。

【成果を押し上げた要因】

【目標と成果とにギャップがある場合、その要因】

【これからの課題】

今後とも、各種法令に基づく事務事業を円滑に進めていくとともに、適正な土地利用が図られるよう基準等の見直しが必要である。

【各主体に期待する役割】

○ 市

土地利用の計画策定・見直し及び管理・指導については、市民の理解と協力を得ながら、市が主体的に行う。

○ 国・県・他自治体

市の要請に応じて関係機関としての意見等を示す。

○ 市民・NPO

市とともに土地利用の計画策定・見直し及び管理・指導に取り組んでいく。

○ 企業・その他

必要に応じて、市とともに土地利用の計画策定・見直し及び管理・指導に取り組んでいく。

施策 17 子どもの教育の充実

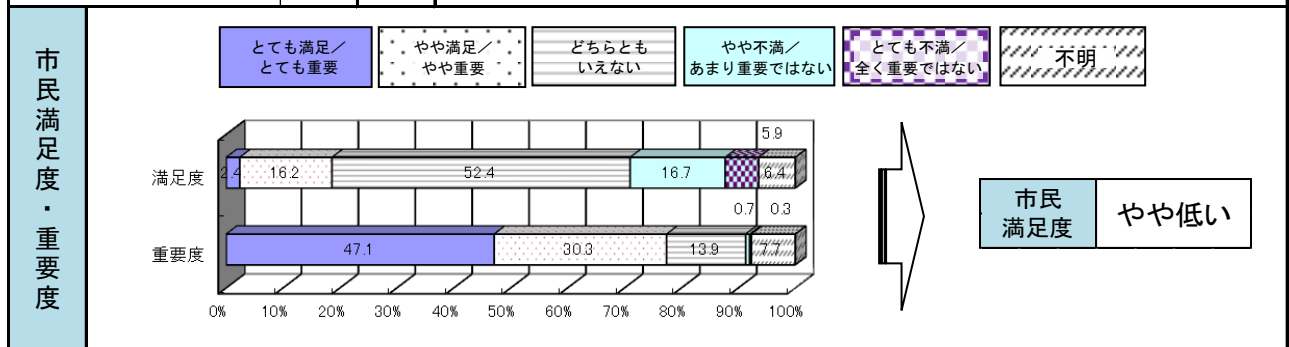
| | |
|-----------|------------|
| 評価責任者名 | 教育部長 豊岡 勝敏 |
| 評価シート作成者名 | 教育次長 中野 玲子 |

【施策の目的(目指す姿)】

| 対象 (誰を, 何を対象としているか) | 意図 (この施策より対象をどのように変えるのか) |
|------------------------|--------------------------------------|
| 幼児, 児童, 生徒, 教職員 | 子ども一人ひとりが個性をいかし, 学力を定着させ, 生きる力を育てている |

【成果指標等の状況】

| 成果指標名(施策) | 指標の性格 | 単位 | 施策の目標値・実績値の推移 |
|--------------------------------|-------|------|---------------|
| 小中学校学力検査の全国水準(100)との比較【小学校4年生】 | ↑ | ポイント | |
| 小中学校学力検査の全国水準(100)との比較【中学校2年生】 | ↑ | ポイント | |
| 体力運動能力調査の全国水準(100)との比較【小学校5年生】 | ↑ | ポイント | |
| 体力運動能力調査の全国水準(100)との比較【中学校2年生】 | ↑ | ポイント | |



【役割分担分析】

| 小施策名 | 役割分担比重(%) | | | | 小施策間 指数(B) | 市の役割 分担比重 (A×B÷ 100) | 合計(%) | 市の役割 発揮度 |
|------------|-----------|--------------|------------|------------|---------------|-------------------------------|-------|-------------|
| | 市(A) | 国・県・他 自治体 | 市民・ NPO | 企業・ その他 | | | | |
| 小中学校教育の充実 | 70 | 10 | 10 | 10 | 40 | 28 | 74 | 大きい |
| 幼稚園教育の充実 | 70 | 30 | 0 | 0 | 10 | 7 | | |
| 高等学校教育の充実 | 70 | 15 | 10 | 5 | 10 | 7 | | |
| 教職員研修の充実 | 60 | 30 | 0 | 10 | 20 | 12 | | |
| 学校施設の整備・充実 | 100 | 0 | 0 | 0 | 20 | 20 | | |

【取組内容と成果】

【小中学校教育の充実】

学力向上については、標準学力検査の実施結果の分析をもとに「学力向上推進事業」による各学校での取組、指導主事による学校訪問指導等、教員の指導力向上のための取組を行った。その結果、おおむね目標値に近い値となった。

また、中学校の教員用パソコンを整備し、ネットワークを構築したことにより、教員の情報共有と適切な情報管理が行われ、教員の指導力が向上した。

体力運動能力の向上については、授業改善等に取り組んだ結果、全国水準に近い値となった。

不登校児童生徒の出現率は増加したが、不登校児童生徒への対応として、適応指導教室「ひろばモリーオ」と学校のきめ細かな連携により、相談活動が充実し、学校復帰率が上昇している。

いじめに対しては、市及び学校がいじめ防止基本方針を策定し、未然防止に適切に対応した。

豊かな心の育成については、各学校における道徳教育・先人教育の推進のほか、学校・家庭・地域が連携して、教育振興運動により、「読書活動」「体験活動」「生活習慣の確立」の充実を図った。

児童・生徒の健全育成については、小学校、中学校及び高等学校それぞれの生徒指導連絡協議会を構成団体として「盛岡地域生徒指導研究推進協議会」を組織し、関係機関と連携を図りながら、いじめや携帯電話及びスマートフォンなど、青少年を取り巻く諸問題について、情報交換及び協議を行っており、参加者は延べ約600名となっている。その結果、問題行動の予防や組織だった対応、関係機関と連携した対応が充実してきている。

【高等学校教育の充実】

市立高等学校では、国公立大学への進学率はやや下回ったものの就職内定率100%を達成した。

【教職員研修の充実】

教職員の指導力の向上については、教育課題について具体的かつ実践的な解決を図るため、教育研究所で「公開講座」を長期休業中(夏・冬)に開設した。平成27年度は3日間で33講座を開設し、参加者は延べ624名であった。このほか、初任者研修、経験2年経過研修会、先人教育研修会、養護教諭研修会及び教育研究所研究発表大会を実施している。これらの研修は、教員としての使命感の高揚や指導力の向上につながっている。

【学校施設の整備・充実】

学校施設については、小学校14校28棟、中学校3校8棟で耐震補強工事により耐震化を図ったほか、土淵小中学校中央棟建設工事、巻堀中学校校舎大規模改造工事、土淵小学校プール改修工事及び玉山小学校屋内運動場床改修工事を行った。維持管理については、経年による機能低下に対する復旧措置を図り、適切な維持保全に努めた。

【成果を押し上げた要因】

【小中学校教育の充実】

学力向上推進事業による授業改善の全市的な取組により、全国水準に近い値となっている。

また、個別に配慮が必要な児童生徒に対するスクールアシスタントの配置や不登校対策相談員の配置により、児童生徒が安心して学校で過ごせる環境づくりを行った。

体力向上については、運動量を確保した授業や業間・昼休み等の時間を使った計画的・継続的な取組により、成果が見られるようになってきた。

【目標と成果とにギャップがある場合、その要因】

【小中学校教育の充実】

学力向上については、学校間での差が認められ、全市的に目指す授業像を共有し、授業改善に取り組むことが必要である。

体力運動能力の向上について、中学校男子が全国水準を下回っており、さらに授業改善や部活動の活性化に取り組む必要がある。

不登校生徒数は小中学校ともに増加した。各学校では、校内体制の整備や適応相談員の活用により、初期段階や別室登校生徒へ対応を行っているが、家庭環境や、人間関係づくりに問題を抱えている児童生徒が増加していることが要因である。

【これからの課題】

【小中学校教育の充実】

学力向上については、算数・数学の学力をさらに向上させるため、授業改善を図る必要がある。

体力運動能力については、授業改善等に取り組んでいるが、男子は全国水準をやや下回った。体力向上研修会の実施、指導者の派遣による実技指導などにより、学校における体育の指導力の向上を図る。また、スポーツ推進課が推進する「盛岡市次世代体力・運動能力向上プロジェクト」と連携し、29年度までに盛岡市立全小学校においてSAQTトレーニングに取り組むこととしている。学校での体力向上の取組に加え、特に小学生の体力向上を図るため、帰宅後や休日の外遊びを家庭に奨励していく必要がある。

道徳の授業の充実を図り、児童生徒の心を育てるとともに、学校での計画的、系統的な指導により、引き続き、いじめなどの問題行動の未然防止に取り組む。また、学校全体での情報の共有化や教育相談体制の更なる充実を図り、問題行動の早期発見や不登校児童生徒の減少を図る。

児童生徒の就学援助事業として、要保護世帯に係る補助項目の追加3費目(クラブ活動費,生徒会費,PTA会費)を段階的導入するための財源確保が必要である。

【幼稚園教育の充実】

市立幼稚園における幼児教育については、今後の幼児教育の在り方を検討していくとともに、幼稚園教諭に対しての研修を実施し、指導力の向上を図っていく必要がある。

【高等学校教育の充実】

市立高等学校については、文武両道の生徒指導を推進しながら、教育環境の変化に対応するため、平成25年度から32年度までの第二次市立高校教育改革基本方針に基づき、県内唯一の市立高校として特色ある校風の創出に努める必要がある。また、今後も生徒の第一希望の進路達成に向けて取り組み、進学・就職進路達成率を維持することが必要であり、特にも就職支援員の継続的な配置が必要である。

【学校施設の整備・充実】

学校施設については、老朽化が進行している学校施設の計画的な改修・修繕による教育環境整備が必要である。

【各主体に期待する役割】

○ 市

- ・教員の資質の向上を図り、児童生徒の学力、体力及び運動能力の向上を図る。
- ・不登校児童生徒対策を進める。
- ・保護者負担の軽減を図り、教育の機会均等を実現する。
- ・計画的に学校施設の修繕や改修を実施し、教育環境の整備を行う。

○ 国・県・他自治体

- ・教職員の研修の充実を図る。
- ・市立高校に対して、教職員の人事や服务等、県立高校との一体的な運用を行う。
- ・学校施設整備に係る財政支援を行う。

○ 市民・NPO

- ・児童生徒は、地域活動に参加する。
- ・地域住民は、学校行事や学校支援活動に参加する。
- ・家庭は、児童生徒の基本的習慣及び学習習慣づくりを行う。

○ 企業・その他

- ・職場体験を積極的に受け入れる。
- ・市立高校卒業生を採用する。
- ・キャリア教育に講師を派遣する。

(余白)

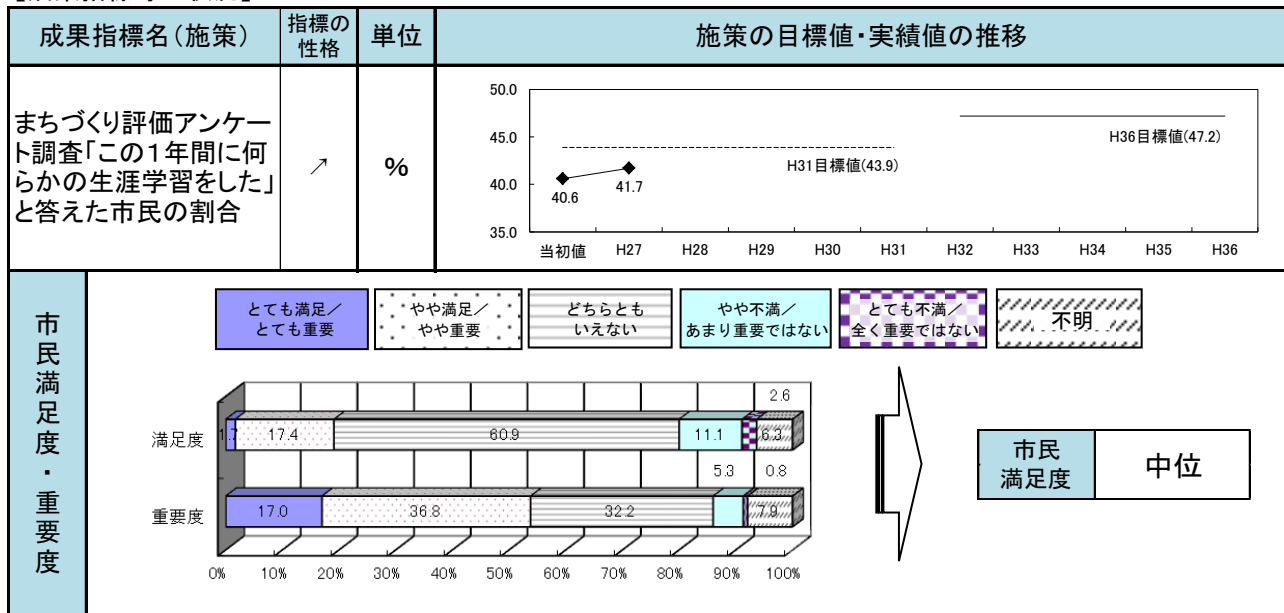
施策 18 生涯学習の推進

| | |
|-----------|------------|
| 評価責任者名 | 教育部長 豊岡 勝敏 |
| 評価シート作成者名 | 教育次長 中野 玲子 |

【施策の目的(目指す姿)】

| 対象 (誰を、何を対象としているか) | 意図 (この施策より対象をどのように変えるのか) |
|-----------------------|-----------------------------|
| 市民 | だれもが楽しみや生きがいを持ち、豊かな暮らしを創造する |

【成果指標等の状況】



【役割分担分析】

| 小施策名 | 役割分担比重(%) | | | | 小施策間 指数(B) | 市の役割 分担比重 (A×B÷ 100) | 合計(%) | 市の役割 発揮度 |
|--------------|-----------|--------------|------------|------------|---------------|-------------------------------|-------|-------------|
| | 市(A) | 国・県・他 自治体 | 市民・ NPO | 企業・ その他 | | | | |
| 社会教育の充実 | 35 | 10 | 40 | 15 | 50 | 17.5 | 37.5 | やや大きい |
| 社会教育施設の整備・充実 | 40 | 10 | 40 | 10 | 50 | 20 | | |

【取組内容と成果】

社会教育施設での学習講座数は、目標には到達しなかったものの、講座運営に係る予算が年々縮小する中で、大学との連携や公共機関からの講師派遣など、様々工夫を凝らして事業を実施し、一定の講座数を確保している。

さらに、市民が企画する生涯学習活動に市職員や大学教員等を講師として派遣するなど、市民の学習活動を支援する「学びの循環推進事業」により、まちづくりアンケート調査の「この1年間に生涯学習活動を行った市民の割合」が増加した。

また、中学生や青年を対象に、団体活動のリーダー養成を行って、教育振興運動の中学生の社会参加活動や成人のつどいの企画運営を行ったほか、子ども会のボランティア指導者の養成・登録を行って、子ども会活動に紹介するなど、地域での活用を図った。

なお、見前南地区公民館については、平成29年4月の開館に向けて整備を行ったほか、その他の施設についても次年度以降の建設、改修を目指して、学習環境の整備・充実に努めた。

【成果を押し上げた要因】

若者や勤労者などを講座のターゲットに、夜間や休日などニーズに合った開設時間やテーマを設定して講座を実施したことにより、これまで公民館をあまり利用してこなかった新規利用者の拡大につながった。

生涯学習をした市民の割合の増加は、社会教育施設での活動ばかりでなく、民間のカルチャースクールやスポーツの活動も含めて、多様な生涯学習活動に対する認知度が高まったことも要因として考えられる。

また、市の教育振興運動が促進されたことに加えて、学校支援地域本部事業など、国レベルで地域ぐるみの学校支援の機運が醸成されたことに伴って、学校支援活動に携わりたい市民が増えており、活動についての知識を深める生涯学習に対するニーズが高まっている。

【目標と成果とにギャップがある場合、その要因】

公民館の利用者数が減少しているが、公民館利用者の中心となるサークルの会員数が、高齢化などの影響により減少し、サークル数も減少していることによるものである。

また、インターネットの活用など、情報機器の発達と普及により学習形態が多様化していることや、社会情勢の変化に伴って学習課題が多様化していることに伴い、市民の学習ニーズも変化してきており、従来の事業運営では対応できない場合があることも、利用者減少の原因と考えられる。

さらには、施設の老朽化や駐車可能台数の不足、公共交通の利便性の低さも、市民の利用に影響している。

【これからの課題】

市内部の関係課や関係機関等との連携により、「学びの循環推進事業」の活用が定着してきたが、更に、学習ニーズを反映したメニューの充実と、事業の周知に努め、活用を促進していく必要がある。

今後、限られた予算の中での効率的・効果的な事業運営を可能にするには、個々の施設だけの取組ではなく、施設同士が連携し、情報の共有を図りながら事業を展開していく必要がある。また、新たな課題に対応するためには、長年実施して一定の成果のあったもの、時代の要請に合っていないものを廃止するなど、常に内容を見直す必要がある。

施設の管理運営においては、老朽化に対応するため、「公共施設保有最適化・長寿命化基本計画」に基づき、計画的に修繕や改修を実施して、良好な学習環境を確保する必要がある。

さらに、長期的には、民間活力の導入や効率的な施設運営についての検討を行って、効率的で効果的な施設・事業運営を行うことが求められる。

【各主体に期待する役割】

○ 市

- ・施設の整備及び計画的な修繕並びに適正な管理を行って、良好な学習環境の保全に努める。
- ・市民ニーズの把握に努め、多様な学習機会を提供する。
- ・まちづくりの担い手となるリーダーを育成し、活動に当たったの助言を行う。
- ・学習相談に応じ、情報提供を行うとともに、社会教育関係団体への助言を行う。

○ 国・県・他自治体

- ・施設整備に係る財政支援を行う。
- ・他自治体の好事例の紹介や国や県の研究機関での研究成果、活用できる国等の財源についての情報提供を行う。
- ・職員研修を実施する。

○ 市民・NPO

- ・事業に積極的に参加し、学習を行い、学んだ成果を活用して、地域で活動する。
- ・社会教育施設を活用して、主体的に事業を企画・運営する。

○ 企業・その他

- ・指定管理者として、施設の管理・運営を行う。
- ・社会貢献活動として、事業を企画・運営する。
- ・多様化、高度化する市民ニーズに応える事業の企画・運営を行う。

施策 19 社会を担う人材の育成・支援

| | |
|-----------|-------------|
| 評価責任者名 | 市民部長 細川 恒 |
| 評価シート作成者名 | 市民部次長 中村 俊行 |

【施策の目的(目指す姿)】

| 対象 (誰を, 何を対象としているか) | 意図 (この施策より対象をどのように変えるのか) |
|------------------------|-----------------------------|
| 若い世代, 女性 | 社会のさまざまな場面で活動できる |

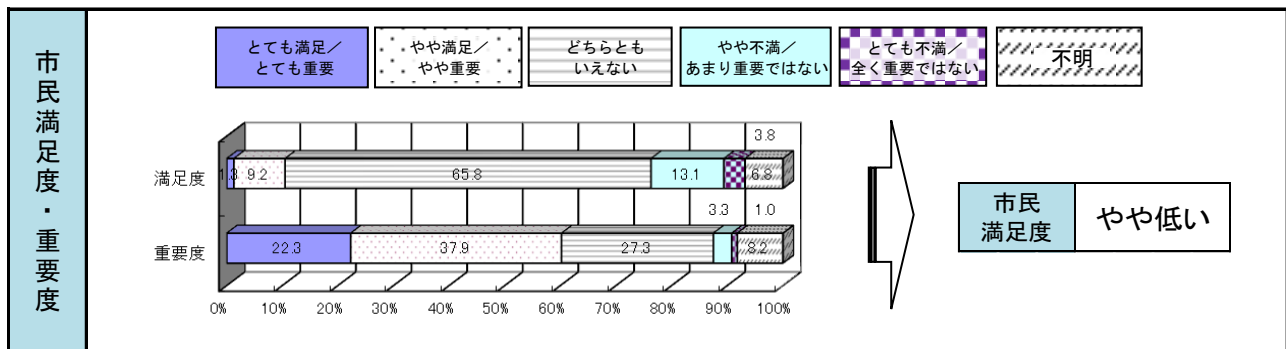
【成果指標等の状況】

| 成果指標名(施策) | 指標の性格 | 単位 | 施策の目標値・実績値の推移 |
|---------------------------------|-------|----|---------------|
| 地域若者サポートステーションの支援を受けて進路を決定した人数* | ↑ | 人 | |
| ジョブカフェいわての利用者数 | ↑ | 人 | |

* 厚生労働省への報告が義務付けられている対象者の人数を採用しているが, H27から報告対象が変更された。目標値については, 改めて設定のうえ, 事業の進捗を図ることとする。

当初値: 就職決定者数, 進学者数及び他の支援機関への紹介者数等の合計値

H27: 就職決定者数(雇用保険の被保険者になり得る者)のみ



【役割分担分析】

| 小施策名 | 役割分担比重(%) | | | | 小施策間 指数(B) | 市の役割 分担比重 (A×B÷ 100) | 合計(%) | 市の役割 発揮度 |
|-----------|-----------|--------------|------------|------------|---------------|-------------------------------|-------|-------------|
| | 市(A) | 国・県・他 自治体 | 市民・ NPO | 企業・ その他 | | | | |
| 若い世代の活躍支援 | 30 | 30 | 20 | 20 | 100 | 30 | 30 | やや小さい |

【取組内容と成果】

若い世代に対して、就業や職場定着などに係る情報提供や各種支援を行い、就学等から就業へ円滑に移行できる環境を整える施策に取り組んでおり、「ジョブカフェいわて」の利用者数が増加し、カウンセリング者数と就業者数が一定の水準にある。

【成果を押し上げた要因】

様々なセミナーの開催等を通じて、「ジョブカフェいわて」の認知度が向上した。

【目標と成果とにギャップがある場合、その要因】

地域若者サポートステーションの成果指標は、厚生労働省への報告が義務付けられている人数を用いているが、H27から報告対象が変更されたことに伴い、目標と成果にギャップが生じている。

【報告内容】

- ・H26まで：就職決定者数、進学者数、他の支援機関への紹介者数等の合計値
- ・H27から：就職決定者数(雇用保険の被保険者になり得る者)のみ

【これからの課題】

引きこもり(いわゆるニート)の実態把握と「ジョブカフェいわて」、「もりおか若者サポートステーション」の周知

【各主体に期待する役割】**○ 市**

若い世代に対する就業や職場定着などに係る情報提供や各種支援

○ 国・県・他自治体

国・県の施策と連携して効果的な支援

○ 市民・NPO

- ・子育てへの協力
- ・ボランティア活動など多様な体験活動への参加
- ・地域の活動に若い世代や女性が活躍できる場を創造する。

○ 企業・その他

ワーク・ライフ・バランスの実現、女性活躍の重要性などに関する教育・啓発活動の推進

施策 20 地球環境の保全と自然との共生

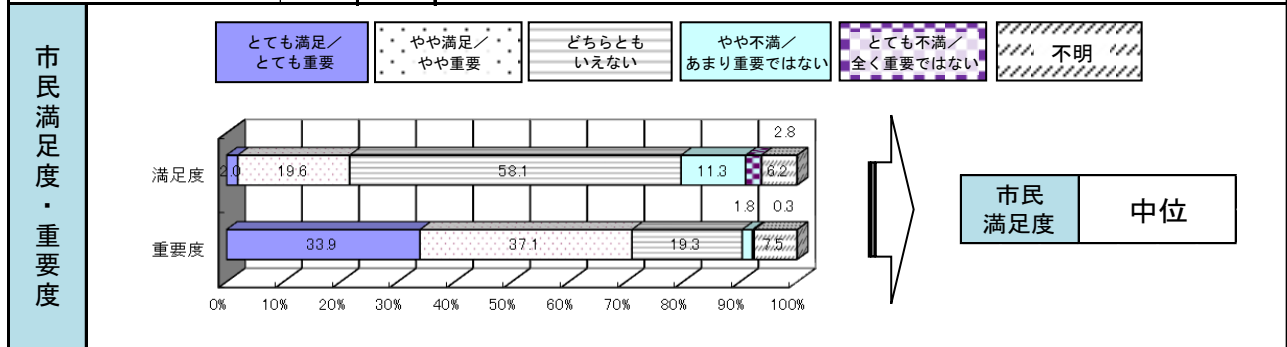
| | |
|-----------|-------------|
| 評価責任者名 | 環境部長 伊藤 純 |
| 評価シート作成者名 | 環境部次長 根本 俊英 |

【施策の目的(目指す姿)】

| 対象 (誰を, 何を対象としているか) | 意図 (この施策より対象をどのように変えるのか) |
|--------------------------------------|------------------------------|
| 身近な自然(森林, 水源, 動植物), 廃棄物, 資源, 市民, 事業者 | 豊かな自然を次世代に引き継ぐ, 環境への負荷が軽減される |

【成果指標等の状況】

| 成果指標名(施策) | 指標の性格 | 単位 | 施策の目標値・実績値の推移 |
|--|-------|----|---------------|
| まちづくり評価アンケート調査「自然が守られていると思う」と答えた市民の割合 | ↑ | % | |
| まちづくり評価アンケート調査「CO ₂ の発生抑制やごみの減量など, 地球環境にやさしい生活を常に心がけている」と答えた市民の割合 | ↑ | % | |
| ごみ総排出量 | ↓ | t | |



【役割分担分析】

| 小施策名 | 役割分担比重(%) | | | | 小施策間指数(B) | 市の役割分担比重(A×B÷100) | 合計(%) | 市の役割発揮度 |
|--------------|-----------|----------|--------|--------|-----------|-------------------|-------|---------|
| | 市(A) | 国・県・他自治体 | 市民・NPO | 企業・その他 | | | | |
| 自然の保護と活用 | 30 | 20 | 25 | 25 | 25 | 7.5 | 35 | やや大きい |
| 環境を大切に作る心の育成 | 50 | 10 | 30 | 10 | 25 | 12.5 | | |
| 資源循環型社会の形成 | 35 | 0 | 35 | 30 | 25 | 8.75 | | |
| 地球温暖化対策の推進 | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 | 6.25 | | |

【取組内容と成果】

【自然の保護と活用】

- ・環境保護地区、保護庭園の維持管理、近郊自然歩道等の巡視を行った。
- ・環境保護地区等の維持管理や市民への周知を継続的に行ったことにより、アンケート結果における成果として表れたものと考えられる。

【環境を大切に作る心の育成】

- ・市が一事業者として環境保全・環境負荷低減のために、グリーンオフィス行動計画の実施とIESの認証を継続した。
- ・環境基本計画(第二次)のめざす環境像を実現するため、環境施策の展開を図った。
- ・盛岡市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)に掲げる施策を推進するため、地球温暖化対策実行計画推進基金を活用し、「率先導入事業」、「啓発事業」、「支援事業」などの取組を行った。
- ・盛岡市環境学習広場及びユートランド姫神において環境学習講座を行った。
- ・見学可能な再生可能エネルギー関連施設を仮想のパークとみなした「もりおかエネルギーパーク」が、経済産業省より次世代エネルギーパークとして認定され、市内外へその取組を発信した。

【資源循環型社会の形成】

- ・廃棄物対策審議会委員への意見募集を実施し、新しい基本計画の構成の検討について、計画策定の前年度の平成27年度から着手することができた。
- ・もりおかエコライフ2015を平成27年11月7・8日に開催し、前年度を上回る約4,300人の来場があった。

【エネルギーの有効利用】

- ・地球温暖化対策実行計画推進基金を活用し、平成25年度に創設した「盛岡市住宅用太陽光発電システム設置費補助制度」について、平成27年度からは同時に設置する蓄電池も補助の対象とし、再生可能エネルギー設備等の導入促進に努めた。
- ・県公共施設再生可能エネルギー導入補助金を活用し、平成27年度は7ヵ所の公共施設に太陽光発電及び蓄電池を設置した。また、国の補助金を活用し、3ヵ所の公共施設に太陽光発電設備を設置した。
- ・農山漁村再生可能エネルギー法に基づく盛岡市農山漁村再生可能エネルギー法基本計画を策定し、市営山谷川目牧野に計画されている風力発電事業を促進した。
- ・つなぎ温泉地域で国の補助金を活用した地熱利用を中心とした地域振興計画の策定を支援した。

【成果を押し上げた要因】

【資源循環型社会の形成】

- ・環境部内に平成27年度8月頃から現計画の事業進捗を照会し、部内の事業進捗を把握して、現計画のおおまかな振り返りを行うことができたため、早期の新計画の構成の検討に繋がった。
- ・民間商業施設での開催やテレビ局の情報番組へ出演するなど開催の周知に努めた。

【目標と成果とにギャップがある場合、その要因】

【環境を大切に作る心の育成及びエネルギーの有効利用】

市の環境への取組や民間事業者と市の再生可能エネルギー設備設置に対する取組が十分に周知されていないことが原因と思われる。

【これからの課題】

【自然の保護と活用】

市民の身近な自然の活用と自然環境の保全に関する意識付けを図るために、未調査である薮川地区の自然環境調査を実施する必要がある。

【環境を大切に作る心の育成】

- ・環境基本計画及び盛岡市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)を着実に推進するため、市民・事業者と連携して啓発を中心とした各種事業を展開する必要がある。また、環境啓発イベントや環境学習講座についてより多くの市民が関心を持って参加できるよう内容を検討する必要がある。
- ・次世代エネルギーパークとして認定された「もりおかエネルギーパーク」を市内外へ広く情報発信する。
- ・環境部ホームページやSNSを活用し、環境啓発に向けた情報提供の充実に努める。

【資源循環型社会の形成】

- ・一般廃棄物処理基本計画の改定については、新しい基本計画におけるごみの減量目標と、それを達成するための施策事業を検討する必要がある。
- ・一般廃棄物処理の広域化については、新ごみ焼却施設建設地の選定及び地元住民との合意形成が必要となり、ごみ焼却施設以外の処理施設の広域化の検討やごみ分別品目の統一の検討も進めなければならない。

【エネルギーの有効利用】

- ・東日本大震災を教訓に、環境負荷の少ないライフスタイル・ワークスタイルの変革について、環境部ホームページ、啓発イベント、環境学習講座などで、市民・事業者に訴えていく必要がある。
- ・温暖化対策実行計画に掲げたCO₂の7%削減(1990年比)を着実に推進するため、再生可能エネルギーの導入促進や省エネ活動の必要性について、更なる周知啓発に努める。
- ・民間事業者の設置する再生可能エネルギー施設について引続き協力連携する。
- ・公共施設への再生可能エネルギー及び省エネルギー設備の率先導入を検討する。

【各主体に期待する役割】

○ 市

【自然の保護と活用】

・基礎調査の実施や分析及び諸施策の展開を図るとともに、市民、事業者の周知啓発に努め、自然環境の保全を推進する。

・現行の制度や施策を維持するとともに、近郊自然歩道等の整備など市民ニーズに即した事業展開が求められる。

【環境を大切に作る心の育成】

諸施策の展開を図るとともに、市民、事業者への環境啓発の周知を行い、地球環境の保全を推進する。

【資源循環型社会の形成】

市民、事業者のごみの減量化・資源化への関心を高め、具体的な行動を推進するために、情報提供や環境学習、普及啓発、指導等により3Rを推進すると共に分別の周知徹底と収集方法の改善等に取り組むなど、ごみの発生・排出抑制、資源の循環的利用の仕組みづくりを行う。

【エネルギーの有効利用】

諸施策の展開を図るとともに、市民、事業者への周知啓発及び民間企業への協力連携に努め、実際の行動に結びつける取組を図り、再生可能エネルギー利用促進を含むエネルギーの有効利用を推進する。

○ 国・県・他自治体

【自然の保護と活用】

・諸情勢の変化に対応した新たな施策を推進するとともに、情報の共有化を図る。

・財源移譲等による市の施策展開への支援が求められる。

【環境を大切に作る心の育成】

諸情勢の変化に対応した新たな法制度や施策を進めるとともに、自治体相互間の情報共有化を図る。

【資源循環型社会の形成】

諸情勢の変化に対応した新たな法制度や施策を進めるとともに、自治体相互間の情報共有化を図る。

【エネルギーの有効利用】

諸施策の展開を図るとともに、市民、事業者への周知啓発に努め、実際の行動に結びつける取組を図り、エネルギーの有効利用を推進する。

○ 市民・NPO

【自然の保護と活用】

・日常的な自然保護への意識付けや自然環境の保護に向けた具体の行動が求められる。

・現在の自然環境を次世代に引き継ぐため、市民一人ひとりの保全に関する意識付けと自然を守り親しむ具体的な行動が求められる。

【環境を大切に作る心の育成】

日常的な地球環境の保全への意識付けに努め、省エネ、3R運動等を通じた具体の行動が求められる。

【資源循環型社会の形成】

・市民は、自らの行動とごみの減量化・資源化、環境問題に関心をもち、ごみの発生抑制に努め、自主的に3R行動を実践し、ごみの減量・リサイクル・まちの美化に係る活動等を行うことが求められる。

・地域では資源物回収活動や3R活動などの地域活動に積極的に取り組むことが求められる。

【エネルギーの有効利用】

日常的なエネルギーの有効利用への意識付けに努め、省エネや新エネルギー導入等の具体の行動が求められる。

○ 企業・その他

【自然の保護と活用】

・事業活動を通じた自然環境への配慮が求められる。

・市民の環境保全の意識をサポートする企業活動が求められる。

【環境を大切に作る心の育成】

事業活動を通じた地球温暖化対策への配慮が求められるとともに、環境ビジネスを通じた新たな事業機会の創出も期待される。

【資源循環型社会の形成】

事業活動を通じて過剰包装の抑制や、市民への情報の発信等、環境に配慮した取組を実践することが求められる。また、ごみの処理に当たっては資源化に積極的に取り組み、発生するごみは自己の責任において適正に処理を行うことが求められる。

【エネルギーの有効利用】

事業活動を通じたエネルギーの有効利用への配慮が求められるとともに、環境ビジネスによる新たな事業機会の創出も期待される。

(余白)

施策 21 農林業の振興

| | |
|-----------|-------------|
| 評価責任者名 | 農林部長 長澤 秀則 |
| 評価シート作成者名 | 農林部次長 藤澤 忠範 |

【施策の目的(目指す姿)】

| 対象 (誰を, 何を対象としているか) | 意図 (この施策より対象をどのように変えるのか) |
|------------------------|---|
| 農業者, 林業者 | 安定した生産所得が得られる, 新たな農業の担い手の確保が図られる, 生産性の向上が図られる |

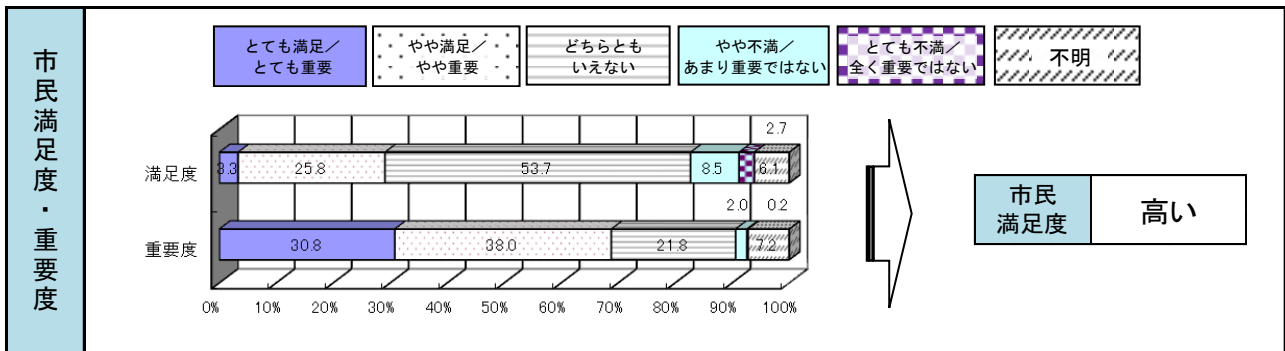
【成果指標等の状況】

| 成果指標名(施策) | 指標の性格 | 単位 | 施策の目標値・実績値の推移 | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------|-------|-------|--|----|-----|-----|-------|-------|-------|-----|-------|---|-----|---|-------|-----|---|-------|
| 農業総生産額 *1 | ↗ | 百万円 | <table border="1" style="display: none;"> <caption>農業総生産額 (百万円)</caption> <tr><th>年度</th><th>実績値</th></tr> <tr><td>当初値</td><td>8,230</td></tr> <tr><td>H27</td><td>8,637</td></tr> </table> | 年度 | 実績値 | 当初値 | 8,230 | H27 | 8,637 | | | | | | | | | |
| 年度 | 実績値 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 当初値 | 8,230 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| H27 | 8,637 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 林業総生産額 *2 | ↗ | 百万円 | <table border="1" style="display: none;"> <caption>林業総生産額 (百万円)</caption> <tr><th>年度</th><th>実績値</th></tr> <tr><td>当初値</td><td>411</td></tr> <tr><td>H27</td><td>883</td></tr> </table> | 年度 | 実績値 | 当初値 | 411 | H27 | 883 | | | | | | | | | |
| 年度 | 実績値 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 当初値 | 411 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| H27 | 883 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 新規就農者数 | ↗ | 人 | <table border="1" style="display: none;"> <caption>新規就農者数 (人)</caption> <tr><th>年度</th><th>実績値</th><th>目標値</th></tr> <tr><td>当初値</td><td>71</td><td>-</td></tr> <tr><td>H27</td><td>93</td><td>-</td></tr> <tr><td>H31</td><td>-</td><td>121</td></tr> <tr><td>H36</td><td>-</td><td>171</td></tr> </table> | 年度 | 実績値 | 目標値 | 当初値 | 71 | - | H27 | 93 | - | H31 | - | 121 | H36 | - | 171 |
| 年度 | 実績値 | 目標値 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 当初値 | 71 | - | | | | | | | | | | | | | | | | |
| H27 | 93 | - | | | | | | | | | | | | | | | | |
| H31 | - | 121 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| H36 | - | 171 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 農用地の利用集積面積 | ↗ | ha | <table border="1" style="display: none;"> <caption>農用地の利用集積面積 (ha)</caption> <tr><th>年度</th><th>実績値</th><th>目標値</th></tr> <tr><td>当初値</td><td>2,476</td><td>-</td></tr> <tr><td>H27</td><td>2,981</td><td>-</td></tr> <tr><td>H31</td><td>-</td><td>4,230</td></tr> <tr><td>H36</td><td>-</td><td>4,581</td></tr> </table> | 年度 | 実績値 | 目標値 | 当初値 | 2,476 | - | H27 | 2,981 | - | H31 | - | 4,230 | H36 | - | 4,581 |
| 年度 | 実績値 | 目標値 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 当初値 | 2,476 | - | | | | | | | | | | | | | | | | |
| H27 | 2,981 | - | | | | | | | | | | | | | | | | |
| H31 | - | 4,230 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| H36 | - | 4,581 | | | | | | | | | | | | | | | | |

*1, 2 岩手県の統計数値を採用しているが, 「岩手県の市町村民所得推計」に代わり, 「岩手県市町村民経済計算」の推計が開始され, 県外各市町村との比較が容易にできるよう「純生産額」から「総生産額」に統計数値を改めたことから, 指標名を見直すもの。目標値については, 改めて設定のうえ, 事業の進捗を図ることとする。

純生産額: 総生産額から, 建物や機械・設備が生産の過程において減耗する価格分(=固定資本減耗)を除いた評価額。

総生産額: 生産活動によって新たに生み出された価値(=付加価値)の評価額。



【役割分担分析】

| 小施策名 | 役割分担比重(%) | | | | 小施策間 指数(B) | 市の役割 分担比重 (A×B÷ 100) | 合計(%) | 市の役割 発揮度 |
|--------------------|-----------|--------------|------------|------------|---------------|-------------------------------|-------|-------------|
| | 市(A) | 国・県・他 自治体 | 市民・ NPO | 企業・ その他 | | | | |
| 経営力・生産意欲の向上と後継者の育成 | 20 | 50 | 10 | 20 | 50 | 10 | 20 | やや小さい |
| 生産基盤の整備 | 20 | 50 | 10 | 20 | 50 | 10 | | |

【取組内容と成果】

【取組内容】

- ・担い手への農地の利用集積促進や、農業経営の効率化と安定化に努めたほか、「農業支援マネージャー」の配置などにより担い手の育成・確保に努めた。
- ・安全・安心な食料への消費者ニーズの高まりに応え、米やりんごの減農薬・減化学肥料による栽培を促進するほか、「盛岡市農業まつり」などを通じ、地域農畜産物の販売促進に努めた。
- ・農業用水路などの農業施設の整備や、農村地域の生活環境の保全に向けた地域一体となった取組を推進した。また、国の中山間地域等直接支払事業を活用し、耕作放棄の防止と農地の多面的機能の維持・確保に努めた。
- ・地域特産物として短角牛、アロニア、行者にんにくなどの生産及び消費拡大の進めたほか、産直活動や都市・農山村交流を活発化するとともに、農山村地域の活性化に努めた。また、ユートランド姫神、都南つどいの森、外山森林公園、やぶかわ体験農園などにおいて、農林業体験イベントを開催するなど、グリーンツーリズムを推進した。
- ・盛岡市食育推進計画に基づき、農業分野において食料と農業についての知識を啓発した。
- ・食料自給率の向上に向けて、農業委員会等と連携し、耕作放棄地の解消に向けた取組を行った。
- ・6次産業化事業の一環として、地場農畜産物の高付加価値化と販路の開拓に努めた。
- ・経営所得安定対策を活用した飼料用米や加工用米など新規需要米の生産拡大を図るとともに、農地の有効活用にも努めた。
- ・健全な森林の育成を促進するとともに、「市産材流通推進アクションプラン」に基づき、市産材の安定供給と地域林業の活性化に取り組んだ。

【成果】

- ・農業総生産額は平成25年度と比較し104.9%、林業総生産額は平成25年度と比較し214.8%であった。
- ・市民の農畜産物の利用機会が増大した。
- ・市民等に森林・林業の重要性や森林環境保全に対する意識の向上が図られた。
- ・農道の整備率、用排水路の改修率・更新率が上昇した。
- ・森林整備計画に適合した適正な伐採が行われた。
- ・山林の境界が明確になったことにより、山林所有者の財産管理に対する意識が高まった。

【成果を押し上げた要因】

- ・消費者を対象とした物販や催事を開催したことにより、市民の農畜産物の利用機会の増大につながった。
- ・多くの市民や林業関係者が参加する市民育樹祭及び緑の募金活動において、森林・林業の重要性を周知した。
- ・地権者等の協力が得られたことから、農道の整備や用排水路の改修等が進んだ。
- ・伐採業者等から理解と協力が得られたことから、森林整備計画に適合した伐採が進めることができた。
- ・山林所有者による境界立会いがスムーズに行われ、筆界未定地が発生しなかったことから、山林の境界の明確化が進んだ。

【目標と成果とにギャップがある場合、その要因】

【これからの課題】

- 県内最大の消費地である地域特性を生かした都市型農林業の展開と、持続可能な農林業による食料自給体制の強化や資源循環型社会の実現に向けて、次の課題がある。
- ・高齢化や後継者不足、耕作放棄地増加など、地域における「人と農地の問題」への対応
 - ・農業基盤施設の整備促進及び長寿命化等の適正な維持管理
 - ・経営所得安定対策や中山間地域等直接支払制度等の活用
 - ・減農薬、減化学肥料による特別栽培など環境保全型農業の推進
 - ・農商工連携や6次産業化、ブランド化による農畜産物の高付加価値と販路拡大、産直施設の経営強化への支援
 - ・有機物資源活用施設の有効利用の推進
 - ・鹿など新たな有害鳥獣被害への対策の強化
 - ・市産材利用拡大による地域林業の活性化と健全な森育成
 - ・松くい虫被害地域の拡大阻止
 - ・原子力発電所の事故に伴う放射能物質拡散への対策

【各主体に期待する役割】

○ 市

持続的な農林業の発展のため、国・県・市が一体となって支援していく必要がある。

○ 国・県・他自治体

持続的な農林業の発展のため、国・県・市が一体となって支援していく必要があるが、その中でも国策に頼る部分が大いなので、国の役割には期待する。

○ 市民・NPO

都市と農山村との交流のためには、NPOや市民の参画が必要である。また、農林産物の消費の面では、消費者の理解が必要とされ、市民が地域農業を支えていく必要がある。

○ 企業・その他

生産性・収益性の高い農林業経営のため、農業者、農業協同組合、土地改良区等の農業者組織や林業者・森林組合等が経営努力をしながら、それぞれの役割を果たしていく必要がある。また、農林産物の流通においては、企業の理解が必要である。

(余白)

施策 22 商業・サービス業の振興

| | |
|-----------|---------------|
| 評価責任者名 | 商工観光部長 志賀 達哉 |
| 評価シート作成者名 | 商工観光部次長 沼田 秀彦 |

【施策の目的(目指す姿)】

| 対象 (誰を, 何を対象としているか) | 意図 (この施策より対象をどのように変えるのか) |
|------------------------|-----------------------------|
| 商業, サービス業者 | 活発な商業活動が展開されている |

【成果指標等の状況】

| 成果指標名(施策) | 指標の性格 | 単位 | 施策の目標値・実績値の推移 |
|------------|-------|-----|---------------|
| 卸・小売の年間販売額 | ↗ | 億円 | |
| サービス業の事業所数 | ↗ | 事業所 | |

| | | | | | | | |
|-----------|--|---------------|-------------|------------------|------------------|------------------|----|
| 市民満足度・重要度 | <table border="1"> <tr> <td>とても満足 / とても重要</td> <td>やや満足 / やや重要</td> <td>どちらとも いえない</td> <td>やや不満 / あまり重要ではない</td> <td>とても不満 / 全く重要ではない</td> <td>不明</td> </tr> </table> | とても満足 / とても重要 | やや満足 / やや重要 | どちらとも いえない | やや不満 / あまり重要ではない | とても不満 / 全く重要ではない | 不明 |
| | とても満足 / とても重要 | やや満足 / やや重要 | どちらとも いえない | やや不満 / あまり重要ではない | とても不満 / 全く重要ではない | 不明 | |
| | | | | | | | |

| | |
|-------|------|
| 市民満足度 | やや低い |
|-------|------|

【役割分担分析】

| 小施策名 | 役割分担比重(%) | | | | 小施策間 指数(B) | 市の役割 分担比重 (A×B÷ 100) | 合計(%) | 市の役割 発揮度 |
|--------------|-----------|--------------|------------|------------|---------------|-------------------------------|-------|-------------|
| | 市(A) | 国・県・他 自治体 | 市民・ NPO | 企業・ その他 | | | | |
| 魅力ある商店街の形成支援 | 50 | 0 | 0 | 50 | 40 | 20 | 39.5 | やや大きい |
| ロジスティクス機能の充実 | 45 | 5 | 0 | 50 | 30 | 13.5 | | |
| 多様なサービス業の振興 | 20 | 0 | 0 | 80 | 30 | 6 | | |

【取組内容と成果】

「第2期盛岡市中心市街地活性化基本計画」が平成25年11月に国の認定を受け、「賑わいあふれる中心市街地」と「訪れたい中心市街地」を目標に掲げ、計画事業の着実な実施に努めている。平成27年度は、市内の商店街等で共通して使用できる地域カード(MORIO-Jカード)を活用して、盛岡地域振興商品券発行事業を実施するとともに、材木町石組活用事業を実施したほか、平成25年度から回遊性を向上させるために「もりおかまちなか(フリー)検定事業」や、商店街の魅力向上のために「もりおかまちなかゼミナール(もりゼミ)開催事業」等を市商店街連合会や盛岡まちづくり株式会社等の商工団体と連携して取り組んだ。また、平成22年度に制定した「盛岡市商店街等の活性化に関する条例」の周知等を図った。これらの取組により、サービス業の従事者が増加したものの、郊外への大規模店舗の出店に伴う中心市街地への求心力の低下などにより、市全体の卸・小売の年間販売額は減少傾向にある。なお、サービス業の事業所数は、比較的堅調に数値が拡大している。

【成果を押し上げた要因】

平成26年度経済センサスの結果が本年公表され、東北の県庁所在都市全てがサービス業の事業所数を伸ばしており、全体的傾向と考えられる。具体的には、市民のライフスタイルの多様化や、少子高齢化社会の進展による消費ニーズの変化に伴い、医療福祉関連事業所や学習支援等の事業所が増加していることが成果を押し上げた要因と考えている。

【目標と成果とにギャップがある場合、その要因】

卸・小売の年間販売額が目標値とギャップがあるのは、消費者ニーズの多様化により拡大している通信販売やインターネット販売による県外の事業者に対する購買が多いことが主要因と考えており、卸の機能が他県へ移動したことや、デフレの影響・人口減少もその背景にあると考えている。

【これからの課題】

郊外型大型店の出店や中心市街地における小売年間販売額の減少等を背景として策定した第2期中心市街地活性化基本計画に位置付けられた事業を着実に実施し、にぎわいの創出や回遊性の向上を図る必要がある。特に盛岡バスセンター再整備事業は、官民連携により強力に推進する。

また、岩手医大附属病院の移転に伴う影響が顕著であると想定されることから、関係機関と一体となった当該跡地活用を検討する。

さらには、少子高齢化社会において、持続可能な商業・サービス業の発展を促進するためのビジョンを策定するほか、商店街活性化条例の趣旨による商店街の活動環境の整備や効率的な物流サービス機能の向上を図る必要がある。

なお、買物の利便性が低下している地域においては、地域や事業者と連携した対応を検討する。

【各主体に期待する役割】

○ 市

第2期計画の推進を担うとともに、市民、商店街団体、事業者及び経済関係団体と連携し、かつ、協働して、商店街や業界に対する指導や助成制度等を通じた商業・サービス業の振興の役割を担う。

○ 国・県・他自治体

法律等を通じて、商業・サービス業の振興の方向性を示すとともに、必要な補助制度等を通じた支援策を提供する役割がある。また、事例紹介や情報提供などのほか、自治体等の相談を受ける役割もある。

○ 市民・NPO

市民は、商店街の活性化に関する条例の規定に基づき、商店街の活性化が地域社会の発展及び市民生活の向上に果たす役割を理解し、商店街の活性化に関する事業に協力するよう努める。

○ 企業・その他

商店街団体は、魅力ある商店街の形成に努めるとともに、消費者の利便性の向上を図るため、商店街の環境整備に努める役割がある。また、事業者は、商店街団体への積極的な加入に努めるほか、商店街団体等が商店街の活性化に関する事業を実施するときは、応分の負担も含めて積極的に参画するよう努める必要がある。また、経済関係団体は、事業者及び商店街団体に情報の提供、指導その他の支援を行うとともに、市等と連携し、振興施策の実施に努める役割がある。

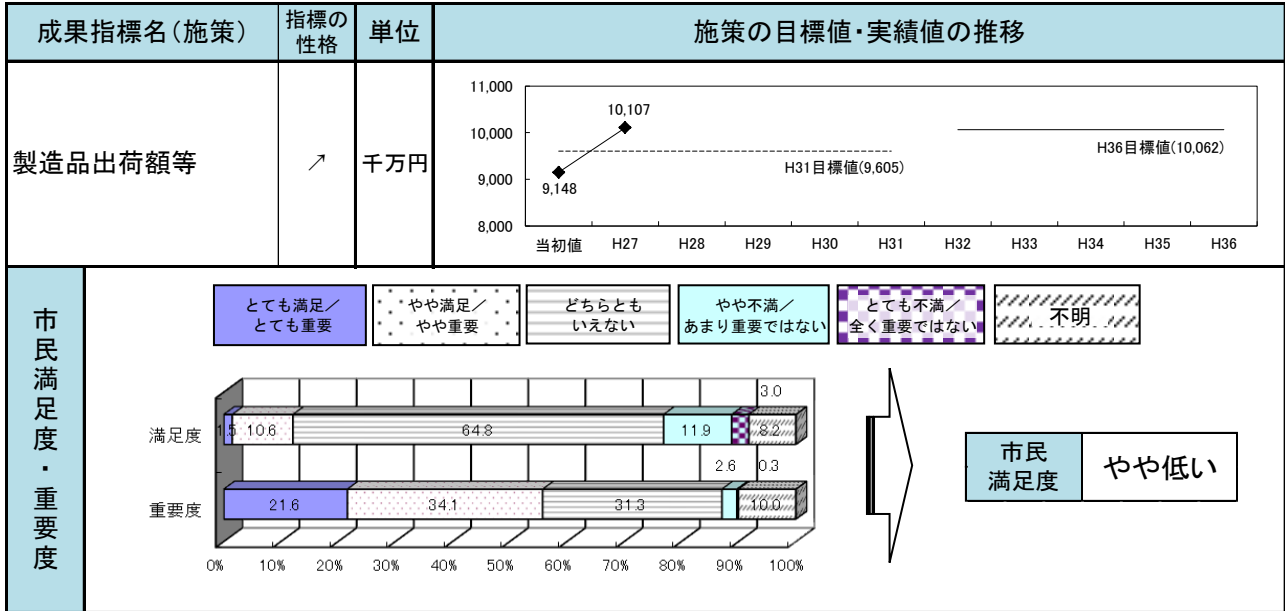
施策 23 工業の振興

| | |
|-----------|---------------|
| 評価責任者名 | 商工観光部長 志賀 達哉 |
| 評価シート作成者名 | 商工観光部次長 沼田 秀彦 |

【施策の目的(目指す姿)】

| 対象 (誰を, 何を対象としているか) | 意図 (この施策より対象をどのように変えるのか) |
|------------------------|-------------------------------------|
| 製造業者 | 活発な事業活動が展開されている, 事業創出しやすい環境が確保されている |

【成果指標等の状況】



【役割分担分析】

| 小施策名 | 役割分担比重(%) | | | | 小施策間 指数(B) | 市の役割 分担比重 (A×B÷ 100) | 合計(%) | 市の役割 発揮度 |
|-----------------|-----------|--------------|------------|------------|---------------|-------------------------------|-------|-------------|
| | 市(A) | 国・県・他 自治体 | 市民・ NPO | 企業・ その他 | | | | |
| 地場企業の経営力の強化 | 50 | 0 | 0 | 50 | 30 | 15 | 41.25 | やや大きい |
| 産学官金連携と新事業育成の支援 | 30 | 30 | 0 | 40 | 25 | 7.5 | | |
| 企業集積と生産基盤の拡充促進 | 50 | 0 | 0 | 50 | 20 | 10 | | |
| 創業・起業の支援 | 35 | 30 | 0 | 35 | 25 | 8.75 | | |

【取組内容と成果】

岩手大学構内に開設した産学官連携研究センター(通称コラボMIU)などを拠点に、入居企業の研究開発支援や、大学・公設試験研究機関との共同研究を行う企業への助成のほか、盛岡市・岩手大学連携推進協議会を開催するなどし、産学官連携の強化や新事業の創出を図った。また、盛岡テクノパークへの入居企業開拓のため、平成25年度に不動産評価の見直しを行い、市及び県のHP掲載、製造業を主に訪問し宣伝・紹介を行ったが、入居には至らなかった。指定管理体制を導入している産業支援センター、産学官連携研究センター及び新事業創出支援センターにおいて、指定管理者と連携して入居者の支援を行うとともに、起業家塾の開催等(矢巾町、滝沢市、紫波町共同事業)に努めるほか、盛岡広域8市町と関係機関とともに創業支援計画が国から認定され、細かな起業家支援を行った。また、国のセーフティネット保証に対応して、県信用保証協会保証付の市融資制度利用者に対して信用保証料の全額を引続き負担し、セーフティネット保証認定件数が27年度8件(H26:12件, H25:65件)となったほか、東日本大震災緊急保証認定においては、平成27年度140件(H26:181件, H25:162件)の認定を行い、市が行う保証料負担及び関連事務の措置により雇用及び産業牽引の担い手である中小企業の経営安定化支援に寄与したものと考えている。

【成果を押し上げた要因】

平成25年以降、日銀の金融緩和策やアベノミクスによる政策により国内経済は回復基調で推移していることや、これまでの取組のより成果が出始めてきているものと考ええる。

【目標と成果とにギャップがある場合、その要因】

【これからの課題】

製造品出荷額等は、景気動向に左右されるものであるが、現状の数値は東北の県庁所在都市では青森市と最下位グループにある。成果の拡大を図るためには、既存企業の事業拡大及び新たな企業の誘致が必要不可欠であることから、盛岡市工業振興ビジョンに掲げるアクションプランをPDCAサイクルに基づき着実に推進することが求められる。中小企業の経営基盤安定化が重要であることから、「県保証協会保証付の市及び県の一部の融資制度利用者に対し信用保証料の一部又は全部を市で負担する」支援を継続するとともに、生産の効率化や販路開拓等に向けた支援が必要である。また、短い期間で成果向上を図るためには、新たな企業の誘致も必要であり、盛岡テクノパークの空き区画等への入居を積極的に推進する必要があるとともに、産業支援施設である産業支援センター、産学官連携研究センター、新事業創出支援センターを活用した起業家支援及び製品・技術開発支援など、各ステージでの支援を継続し、岩手大学を主とする大学等との産学官連携を一層強化することで、他都市との差別化を図ることが必要である。

【各主体に期待する役割】

○ 市

関係機関と連携して、企業の経営基盤の安定・強化を支援する役割のほか、積極的な企業誘致とその受け皿を整備するとともに、工業振興の方向性を示し、具体的な施策を推進する役割がある。また、整備した産業支援施設等の管理を通じて、産学官連携を強化し、創業や企業成長を応援する必要がある。

○ 国・県・他自治体

法令及び条例等を通じて、工業振興の方向性を示すとともに、必要な補助制度等を通じた支援策を提供する役割がある。また、事例紹介や情報提供などのほか、自治体等の相談を受ける役割のほか、広域的な視点から企業が活動しやすい環境を整えていくことが期待されている。

○ 市民・NPO

○ 企業・その他

地域産業の主役として、自らの成長が地域産業の活性化に繋がることを認識するとともに、自らの経営資源を最大限に活かし、技術力・マーケティング力の更なる向上、異業種・異分野交流、新製品開発、新事業展開、経営基盤の強化、経営革新等に積極的に取り組み、成長に向けた自助努力を続けていくことが期待されている。

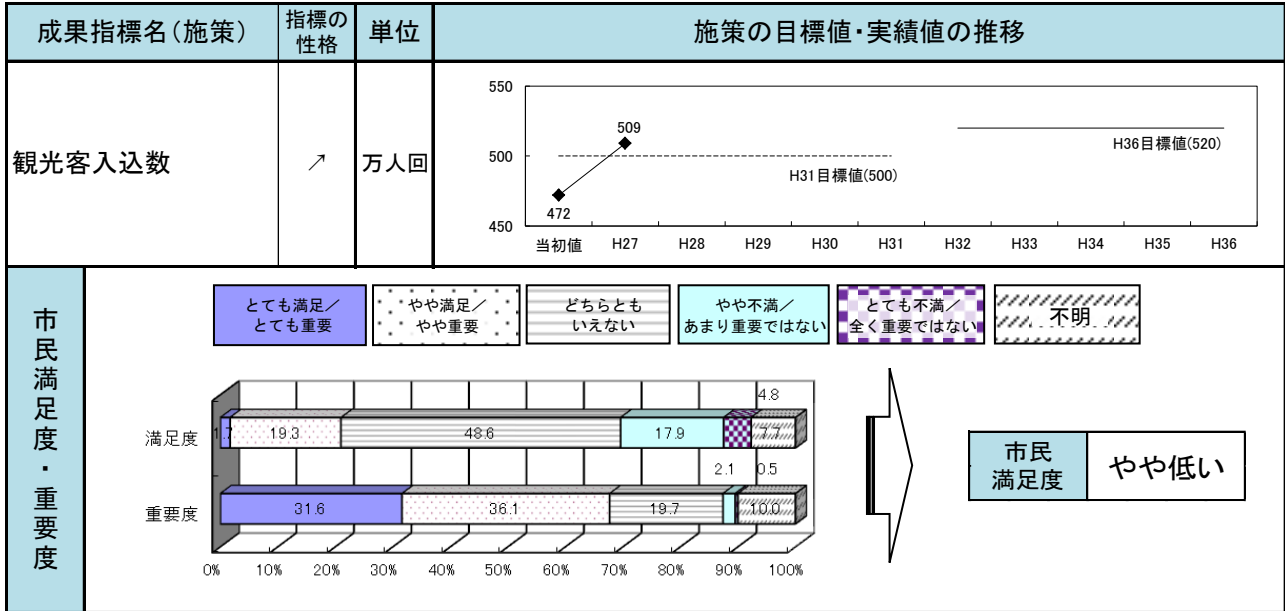
施策 24 観光の振興

| | |
|-----------|---------------|
| 評価責任者名 | 商工観光部長 志賀 達哉 |
| 評価シート作成者名 | 商工観光部次長 沼田 秀彦 |

【施策の目的(目指す姿)】

| 対象 (誰を, 何を対象としているか) | 意図 (この施策より対象をどのように変えるのか) |
|------------------------|-----------------------------|
| 国内外の人, 市民 | 多くの人に盛岡を訪れてもらう |

【成果指標等の状況】



【役割分担分析】

| 小施策名 | 役割分担比重(%) | | | | 小施策間 指数(B) | 市の役割 分担比重 (A×B÷ 100) | 合計(%) | 市の役割 発揮度 |
|----------------------|-----------|--------------|------------|------------|---------------|-------------------------------|-------|-------------|
| | 市(A) | 国・県・他 自治体 | 市民・ NPO | 企業・ その他 | | | | |
| 観光情報の発進と観光客誘致の 推進 | 50 | 25 | 25 | 0 | 40 | 20 | 50 | やや大きい |
| 観光地域づくりと滞在型観光の推 進 | 50 | 25 | 25 | 0 | 30 | 15 | | |
| 国際観光の推進 | 50 | 25 | 25 | 0 | 30 | 15 | | |

【取組内容と成果】

平成27年度は、策定した観光推進計画に基づき、「多くの人を訪れ、盛岡ファンが世界に広がる観光交流都市」の実現に向け、地域資源を活用した観光地づくりを推進するとともに、誘客宣伝や「盛岡さんさ踊り」「チャグチャグ馬コ」「盛岡秋まつり・山車」など祭り・イベントの充実、広域連携による滞在型観光の促進、沿岸被災地と内陸を周遊する旅行プランのコーディネート等を行うほか、県や平泉町との観光連携の取組、盛岡特産品ブランド認証商品の情報発信、特産品の販路拡大に向けた取組を推進した。

このほか、観光客入込数が低迷する秋冬期に集中して全県単位の誘客活動に取り組むとともに、秋田市で開催された東北六魂祭や、東北六市連携によるミラノ万博やアメリカ西海岸など国内外のイベントで盛岡さんさ踊りを披露し、岩手・盛岡の魅力を発信した。また、平成28年3月北海道新幹線開業に向け、函館グルメサーカスに出展し、盛岡の観光と食をPRした。

これらの取組のほか、国体プレ大会の開催等により、平成27年の観光客入込数は、昨年を上回る509万人回となった。

【成果を押し上げた要因】

平成27年は、緩やかな経済回復が継続し、東北新幹線全線開通の効果浸透や各種イベント・祭りの実施などによる日帰り観光客の増加を背景に、4月と11月を除き各月で前年比増を記録し、入込が順調に推移した。

【目標と成果とにギャップがある場合、その要因】

【これからの課題】

平成27年度を初年度とする観光推進計画に位置付けられた事業の着実な推進が求められており、特に重点化施策である「まちなか観光の推進」、「MICE誘致の推進」、「外国人観光客の受入環境の整備」は、他の施策への波及効果が見込まれることから、積極的に対応する必要がある。

また、外国人観光客を誘致するため、ターゲットを絞った継続的なプロモーションが必須であるほか、まちの魅力向上と盛岡ファンを増加するため、盛岡さんさ踊りなど祭り・イベントや観光資源の更なるブラッシュアップに取り組む必要がある。

【各主体に期待する役割】

○ 市

- ・情報発信・広報宣伝活動
- ・北東北広域観光推進のための組織づくり、県境を越えた関係自治体とのネットワークづくり
- ・観光関係団体のコーディネーター機能
- ・市民グループやNPO団体、ボランティア団体などとの連携・協働
- ・観光推進計画の管理、計画のフォローアップ

○ 国・県・他自治体

- ・情報発信・広報宣伝活動
- ・北東北広域観光推進のための組織づくり、県境を越えた関係自治体とのネットワークづくり
- ・観光関係団体のコーディネーター機能
- ・市民グループやNPO団体、ボランティア団体などとの連携・協働
- ・観光推進計画の管理、計画のフォローアップ

○ 市民・NPO

- ・ボランティア・NPO活動
- ・「おもてなし」の向上
- ・郷土の理解と意識の向上

○ 企業・その他

- ・広報宣伝・誘客活動の共同展開、旅行商品などの共同開発
- ・各種コンベンションやイベントの企画運営への参画
- ・産業間の連携協力、行政と民間のコーディネート
- ・地域のキーマンとなる人材の発掘育成
- ・観光推進のための連携・組織づくり

施策 25 雇用の創出

| | |
|-----------|---------------|
| 評価責任者名 | 商工観光部長 志賀 達哉 |
| 評価シート作成者名 | 商工観光部次長 沼田 秀彦 |

【施策の目的(目指す姿)】

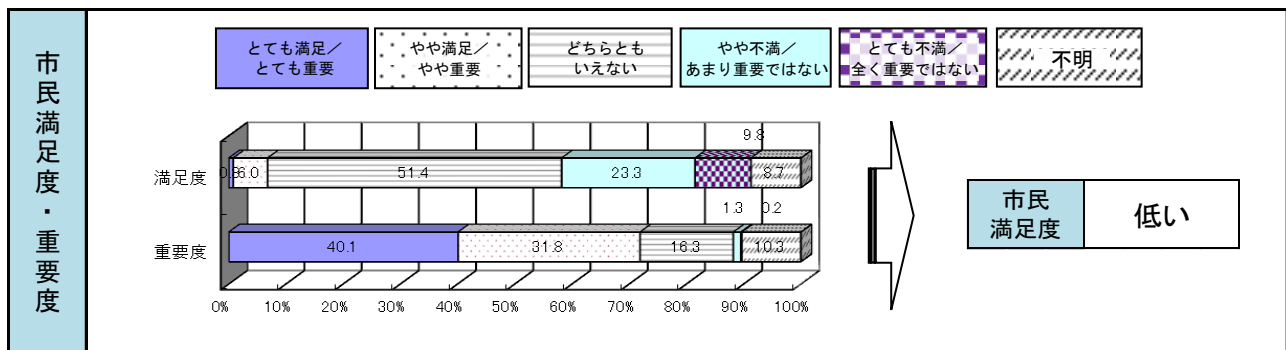
| 対象 (誰を, 何を対象としているか) | 意図 (この施策より対象をどのように変えるのか) |
|----------------------------|-----------------------------|
| 起業を希望する者, 職を求めている者, 働いている者 | 働く場が十分に確保されている, 労働環境が向上している |

【成果指標等の状況】

| 成果指標名(施策) | 指標の性格 | 単位 | 施策の目標値・実績値の推移 |
|--------------------|-------|----|---------------|
| 盛岡公共職業安定所管内の有効求人倍率 | ↗ | 倍 | |
| 盛岡公共職業安定所管内の就職率* | ↗ | % | |

* 就職率

就職率 = 就職件数 ÷ 新規求職申込件数



【役割分担分析】

| 小施策名 | 役割分担比重(%) | | | | 小施策間 指数(B) | 市の役割 分担比重 (A×B÷ 100) | 合計(%) | 市の役割 発揮度 |
|----------|-----------|--------------|------------|------------|---------------|-------------------------------|-------|-------------|
| | 市(A) | 国・県・他 自治体 | 市民・ NPO | 企業・ その他 | | | | |
| 企業の誘致 | 50 | 25 | 0 | 25 | 40 | 20 | 36 | やや大きい |
| 雇用対策の推進 | 20 | 20 | 10 | 50 | 40 | 8 | | |
| 勤労者福祉の充実 | 40 | 20 | 0 | 40 | 20 | 8 | | |

【取組内容と成果】

企業の誘致に関しては、県と連携した企業誘致を推進するとともに、「在京盛岡広域産業人会」を通じた首都圏企業の情報収集ほか、「立地セミナー」の開催に取り組み、2社の立地協定を締結し、うち1社の企業が操業開始した。また、雇用対策については、国や県と連携して就職面接会の実施や就職を希望する高校3年生に対する研修等の実施、企業に対する雇用拡大要請等を実施し、雇用情勢は、地域経済が回復基調であることから、有効求人倍率はほぼ毎月1.0倍超で推移しているものの、新規求職申込件数における就職件数の割合は平成27年度で37.6%となっている。

【成果を押し上げた要因】

県内の経済状況が回復の傾向にあることや、東日本大震災の復興需要などから雇用情勢においても回復の傾向が見られることが要因と考えられる。また、岩手労働局やハローワーク、県、商工会議所などと連携し雇用の場の創出や職場への定着支援に努めたことが要因と思われる。

【目標と成果とにギャップがある場合、その要因】

【これからの課題】

企業の誘致については、引き続き問い合わせがあることから、対象企業との地道な交渉を続け誘致に結びつけるとともに、IT関連企業や食料品製造業など成長が見込まれる業界を中心に企業訪問を続けていく必要がある。また、産業等用地の残地が少なくなっていることから、新たな産業等用地の確保が必要となっている。

雇用対策の推進については、有効求人倍率が1.0倍超で推移している状況から、雇用のミスマッチ等への対応が課題となる。また、勤労者福祉の充実については、勤労者が活用しやすい融資制度の設計のほか、各種勤労者福祉団体と連携して勤労者が働きやすい職場環境の整備に努める。

【各主体に期待する役割】

○ 市

県等の機関や盛岡広域地域産業活性化協議会を通じて、「組み込みソフトとIT・システム関連産業、食料品製造業」のほか製造業や医療関連産業の集積を図るほか、「在京盛岡広域産業人会」等により情報収集発信機能が求められている。

雇用の場創出のため、もりおか就職面接会の開催や雇用ミスマッチの解消、若者の職場定着、地元企業の人材確保等に対する対策が求められている。また、経営基盤の脆弱な中小企業に勤務する労働者の福利厚生に係る支援や働きやすい環境づくりや、高齢者が活躍できる就業環境の整備が求められている。

○ 国・県・他自治体

県は、首都圏等の企業誘致活動を市との連携により積極的に展開し、勤労者福祉施策等の普及啓発のほか、企業等への要請が求められている。また、国は、中小企業の魅力を発信し、若者の採用・育成に積極的に取り組み、男女雇用機会均等法や女性の就業実現、高齢者及び障がい者雇用対策の普及啓発・促進への対応が求められている。

○ 市民・NPO

○ 企業・その他

中小企業は、雇用の維持・確保のほか、若年者を中心とした新卒者採用、非正規労働者の正規登用などに努め、従業員が気持ちよく働ける環境をつくるため、福利厚生事業への自主的な取組を進めていくことが求められている。岩手大学は、指定管理者として産学官連携研究センターへの入居や事業展開の支援促進が求められている。

施策 26 都市基盤施設の維持・強化

評価責任者名 建設部長 古山 裕康

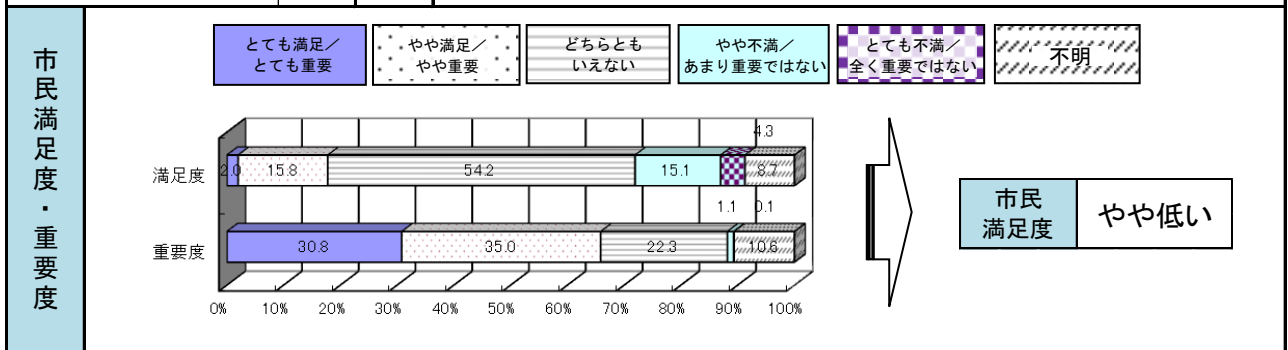
評価シート作成者名 建設部次長 南幅 純一

【施策の目的(目指す姿)】

| 対象 (誰を, 何を対象としているか) | 意図 (この施策より対象をどのように変えるのか) |
|--|--|
| 市街地, その他の市域, 市民・民間事業者, 区画道路, 上下水道施設, 利用者 | 快適な生活環境が確保されている, 活発な産業活動を支える都市基盤が整備されている |

【成果指標等の状況】

| 成果指標名(施策) | 指標の性格 | 単位 | 施策の目標値・実績値の推移 |
|---|-------|----|--|
| まちづくり評価アンケート調査「公園や街路樹などの街の中の緑が多いと思う」と答えた市民の割合 | ↗ | % | <p>当初値 74.2 H27 74.7 H31目標値(80.0) H36目標値(80.0)</p> |
| 水道管路の耐震化率 | ↗ | % | <p>当初値 23.3 H27 24.9 H31目標値(29.6) H36目標値(34.6)</p> |
| 汚水処理人口普及率(処理区域内人口/行政区域内人口) | ↗ | % | <p>当初値 95.0 H27 95.2 H31目標値(96.0) H36目標値(97.8)</p> |
| 面的整備による生活環境整備率(整備済路線延長/整備計画路線延長) | ↗ | % | <p>当初値 29.0 H27 30.5 H31目標値(63.0) H36目標値(97.0)</p> |



【役割分担分析】

| 小施策名 | 役割分担比重(%) | | | | 小施策間 指数(B) | 市の役割 分担比重 (A×B÷ 100) | 合計(%) | 市の役割 発揮度 |
|---------------|-----------|--------------|------------|------------|---------------|-------------------------------|-------|-------------|
| | 市(A) | 国・県・他 自治体 | 市民・ NPO | 企業・ その他 | | | | |
| 良好な住宅地の誘導 | 100 | 0 | 0 | 0 | 10 | 10 | 68 | 大きい |
| 安全・快適な道路環境の向上 | 70 | 20 | 10 | 0 | 15 | 10.5 | | |
| 都市公園の整備と利用促進 | 80 | 0 | 10 | 10 | 10 | 8 | | |
| 都市緑化の推進 | 50 | 0 | 30 | 20 | 10 | 5 | | |
| 安定給水の確保 | 80 | 10 | 5 | 5 | 15 | 12 | | |
| 汚水処理の充実 | 60 | 30 | 5 | 5 | 15 | 9 | | |
| 雨水浸水対策の推進 | 60 | 30 | 5 | 5 | 10 | 6 | | |
| 既成市街地の再整備 | 50 | 10 | 20 | 20 | 15 | 7.5 | | |

【取組内容と成果】

- ・良好な住宅地の誘導については、建築確認申請に対する完了検査率が0.7ポイント(H25=88.6%→H27=89.3%)増加した。また、木造住宅耐震診断を実施計画戸数20戸に対し13戸実施した。
 - ・安全・快適な道路環境向上については、市民要望を踏まえて、未舗装道路の舗装を行い市道の改良率を上げ、除雪指定路線を延長し市道の除雪率を向上させた。また、道路や橋梁の整備や補修を優先順位を踏まえ計画的に実施した。
 - ・都市公園の整備と利用促進及び都市緑化の推進については、中央公園や高松公園などの大規模な公園や、南地区公園や木伏緑地等の身近な公園を整備すると共に、ハンギングバスケット設置などの花と緑のガーデン都市づくり事業を進め、また緑花まつりや、地域緑化支援花苗配布事業等を実施したことにより、公園の利用者が増え、地域の緑化と市民の緑化に対する意識の高揚を図ることができた。
 - ・安定給水の確保については、第三次盛岡市水道事業基本計画及び下水道中長期経営計画に基づき施設の整備・更新・耐震化を実施した。
 - ・汚水処理の充実については、汚水処理人口普及率が0.2ポイント(H25=95.0%→H27=95.2%)増加した。
 - ・雨水浸水対策の推進については、下水道雨水施設整備率が0.7ポイント(H25=60.2%→H27=60.9%)増加した。
 - ・既成市街地の環境整備については、既成市街地における公共施設等の整備改善を図るため土地区画整理事業や生活環境整備事業を実施するとともに、中心市街地における良好な市街地環境の創出や土地利用の適正化を図るため再開発事業を推進し、人がにぎわうまちづくりを進めた。
- 土地区画整理事業による宅地造成が進み、住宅や店舗等が建設され、また、再開発事業により施設建築物が整備されたことにより、市街地において、定住人口が増加するとともに再整備が進んだ。土地と建物の再整備により環境の向上が図られた。

【成果を押し上げた要因】

- ・良好な住宅地の誘導については、建築関係団体と協力し「違反建築防止週間」の市内一斉パトロール等を通じて、啓蒙・啓発活動を行うことで完了検査申請の向上が図られた。また、完了検査申請書未提出建物の調査・報告を実施した。
- ・安全・快適な道路環境向上については、未舗装道路の舗装や除雪指定路線の延長、道路や橋りょうの整備や補修を確実に実施することにより成果を上げた。
- ・都市公園の整備と利用促進及び都市緑化の推進については、大規模な公園の整備を進めたことや、公園活性化交流広場の開催によりイベントの開催を促したことで、緑花まつりやハンギングバスケットフェア等のイベントにより緑化に対する意識啓発を行ったことによる。
- ・安定給水の確保については、計画に基づき、施設整備を行ったことによる。
- ・汚水処理の充実については、計画的に未整備地区における汚水管整備を実施したことによる。
- ・雨水浸水対策の推進については、計画的に未整備地区における雨水管整備を実施したことによる。
- ・既成市街地の環境整備については、土地区画整理事業の進展や優良な建築物の整備により、良好な生活環境や企業の事業環境の整備が進んだことによる。

【目標と成果とにギャップがある場合、その要因】

- ・良好な住宅地の誘導において木造住宅耐震診断が計画に達しないのは、事業を創設して10年経過し既に耐震診断実施済みの住宅所有者がいる一方、新しく建替えるまでは手をかけたくない、東日本大震災でも倒壊しなかった等の理由があるものと推測する。
- ・安定給水の確保については、入札不調により、計画した工事をすべて実施できなかったため、想定より成果が上がらなかった。
- ・既成市街地の環境整備については、国庫補助金や交付金といった国費が十分確保できていない(国庫の財源不足)ことや人員の不足等による。

【これからの課題】

- ・良好な住宅地の誘導については、熊本地震の影響により耐震診断に対する意識が高まっていると推測されることから、戸別訪問を継続実施し耐震診断の必要性について啓発を図る。
- ・安全・快適な道路環境向上や既成市街地の環境整備については、国からの交付金の予算が十分確保できていないことから、国へ安定的な財源確保の要望を継続して実施する。
- ・都市公園の整備と利用促進及び都市緑化の推進については、公園整備の促進や、市民がより緑化に取り組みやすくするために市としての支援が必要である。また、公園や街路樹の維持管理について市民からの要望が多く、市として実施しなければならない部分は確実に実行しなければならない。
- ・安定給水の確保については、計画した工事を実施できるよう、不調になりにくい発注方法について検討する必要がある。
- ・汚水処理の充実については、未整備地区は郊外が多く投資効果が低いことから、効率的な管路整備を実施する必要がある。また、整備済み地区においても下水道への接続促進を図る必要がある。
- ・雨水浸水対策の推進については、雨水幹線の整備による浸水対策には時間を要することから、短期的に対応できる対策を検討し対応する。

【各主体に期待する役割】

○ 市

- ・良好な住宅地の誘導については、市民の木造住宅耐震化に取り組む意識を高める必要性から、市が中心的役割を担うこととしている。また、完了検査事務は建築基準法に規定する法定事務である。
- ・安全・快適な道路環境向上については、幹線道路や生活道路の整備及び道路・橋りょう等の補修を計画的に行う必要がある。
- ・都市公園の整備と利用促進及び都市緑化の推進については、多くの市民に公園を利用してもらうため、公園の整備の促進や維持管理に努め、また、市民の緑化活動等を支援する。街路樹や市が行うべき公園の維持管理を確実にを行う。
- ・安定給水の確保については、将来にわたり安全で強靱な施設を維持し、健全な事業運営を行うこと。
- ・汚水処理の充実については、衛生的な水環境を確保するために、収入の確保から施設建設・維持管理に至るまで、公営企業として主体的に経営を行う。
- ・雨水浸水対策の推進については、浸水被害の解消や都市機能の確保のために、財源の確保から施設建設・維持管理に至るまで、公営企業として主体的に経営を行う。
- ・既成市街地の環境整備については、良好な市街地環境の創出や土地利用の適正化を図るため、市民との調整を図りながら土地区画整理事業、生活環境整備事業、再開発事業等を実施する。

○ 国・県・他自治体

- ・安全・快適な道路環境向上については、国県道において歩道や安全施設等の整備、補修を行う。
- ・安定給水の確保については、適切な指導・監督を行うとともに、施設整備に係る国庫補助金の確保及び適切な交付、非常時における応援体制について連携の強化、広域連携をはじめとする水道事業体の基盤強化に関する積極的な支援を行うこと。
- ・汚水処理の充実については、北上川上流流域下水道関連施設について、県土整備部及び県下水道公社と連携して維持管理を行う。
- ・雨水浸水対策の推進については、下水道事業実施計画の審査を行い、交付金の交付を行う。
- ・既成市街地の環境整備については、補助金や交付金事務、許認可事務等を行うとともに、市への指導、関係団体との調整を行う。

○ 市民・NPO

- ・安全・快適な道路環境向上については、狭い私道及び市道の拡幅解消のため、地域住民が用地提供等の協力を行う。また、地域住民から道路の穴ぼこ等損傷箇所の情報を提供して頂くほか、地域の除排雪については市で貸出する小型除雪機やダンプトラックを活用した協力を行う。
- ・都市公園の整備と利用促進及び都市緑化の推進については、身近な公園は、地域住民が自ら維持管理することを基本として、地域のコミュニティ活動の一環として取り組む必要がある。また、幹線道路の植樹帯や支援制度を利用した緑化箇所の維持管理についても、地域住民にとって身近な緑であることから自ら行う。
- ・安定給水の確保については、料金等の負担及び、給排水装置の維持管理を行うこと。
- ・汚水処理の充実については、早期の接続の検討により、普及促進に寄与する。
- ・雨水浸水対策の推進については、自らの雨水流出抑制、流水阻害要因の解消等に関する適切な措置及び対応を行う。
- ・既成市街地の環境整備については、地区のあり方、関係事業への意見・要望を行うとともに用地協力や地区活性化の活動等を行う。

○ 企業・その他

- ・安全・快適な道路環境向上については、タクシー会社等の企業に道路の穴ぼこ等破損箇所の情報を通報してもらう取組など民間の力も活かしながら維持補修に対応する。また、地域貢献活動の一環として、企業等が道路の草刈、清掃活動を実施する。
- ・都市公園の整備と利用促進及び都市緑化の推進については、地域に根ざした社会貢献活動の一環として、身近な公園等の維持管理や再整備などに積極的に参画する。
- ・安定給水の確保については、施設の各種設備の技術革新とコスト削減、及び業務委託での技術力向上と人材育成を行うこと。
- ・汚水処理の充実については、早期の接続の検討により、普及促進に寄与する。
- ・雨水浸水対策の推進については、下水道法の改定により実施可能となった雨水貯留施設整備制度の活用等により自らの雨水流出抑制、流水阻害要因の解消等に関する適切な措置及び対応を行う。
- ・既成市街地の環境整備については、市の各種計画や住民の意向等を踏まえ、施設整備や宅地造成、地区活性化の活動等を行う。

施策 27 交通環境の構築

| | |
|-----------|-------------|
| 評価責任者名 | 建設部長 古山 裕康 |
| 評価シート作成者名 | 建設部次長 南幅 純一 |

【施策の目的(目指す姿)】

| 対象 (誰を, 何を対象としているか) | 意図 (この施策より対象をどのように変えるのか) |
|------------------------|-----------------------------|
| 各交通手段, 利用者, 幹線道路等 | 利用しやすい交通環境が確保される |

【成果指標等の状況】

| 成果指標名(施策) | 指標の性格 | 単位 | 施策の目標値・実績値の推移 |
|------------------------|-------|----|---------------|
| 平日の主要幹線道路の混雑度 | ↓ | 割合 | |
| 交通の手段分担率の変化(自動車) | ↓ | % | |
| 交通の手段分担率の変化(バス, 鉄道) | ↑ | % | |
| 交通の手段分担率の変化(徒歩, 自転車など) | ↑ | % | |
| 1日当たりのバス・鉄道利用者数 | ↑ | 人 | |

市民満足度・重要度

| | | | | | |
|---------------|-------------|-----------|------------------|------------------|----|
| とても満足 / とても重要 | やや満足 / やや重要 | どちらともいえない | やや不満 / あまり重要ではない | とても不満 / 全く重要ではない | 不明 |
|---------------|-------------|-----------|------------------|------------------|----|

| | | | | | |
|-----|------|------|------|------|-----|
| 満足度 | 8.3 | 25.4 | 36.1 | 20.4 | 5 |
| 重要度 | 33.8 | 38.9 | 15.2 | 1.5 | 0.3 |

市民満足度 やや低い

【役割分担分析】

| 小施策名 | 役割分担比重(%) | | | | 小施策間 指数(B) | 市の役割 分担比重 (A×B÷ 100) | 合計(%) | 市の役割 発揮度 |
|--------------------|-----------|--------------|------------|------------|---------------|-------------------------------|-------|-------------|
| | 市(A) | 国・県・他 自治体 | 市民・ NPO | 企業・ その他 | | | | |
| 総合交通計画の推進 | 35 | 25 | 15 | 25 | 25 | 8.75 | 36.25 | やや大きい |
| 公共交通機関の利便性向上と利用促進 | 30 | 20 | 20 | 30 | 25 | 7.5 | | |
| 自転車、歩行者のための交通環境の充実 | 30 | 20 | 25 | 25 | 25 | 7.5 | | |
| 都市活動を支える幹線道路の整備 | 50 | 50 | 0 | 0 | 25 | 12.5 | | |

【取組内容と成果】

・公共交通機関の利便性向上と利用促進については、「まちなか・おでかけパス」や駅周辺の施設整備など公共交通等の利用促進施策を実施しており、バス利用者が増加傾向にありバス・鉄道利用者数の目標値を達成した。一方、平成20年度以降通勤時の指標である「自動車の交通手段分担率」は微減に留まっており、「バス、鉄道の交通手段分担率」も十分な増加とはなっておらず、特に鉄道は横ばいの状況である。

・自転車、歩行者のための交通環境の充実については、自転車走行空間の整備や自転車の利用促進施策を推進しており、平成22年度以降減少傾向にあった「自転車等の交通手段分担率」が、横ばい状態となってきた。

・都市活動を支える幹線道路の整備については、幹線道路の整備とあわせ公共交通等の利用促進施策により、平成20年度以降、主要幹線道路の混雑度が減少傾向にある。

【成果を押し上げた要因】

・公共交通機関の利便性向上と利用促進については、「まちなか・おでかけパス」の利用者が増加しているなどバスを中心とした公共交通等の施策推進により、バス・鉄道利用者数が増加したと考えられる。

・都市活動を支える幹線道路の整備については、幹線道路の整備とあわせ、公共交通等の利用促進施策の推進が混雑度を下げている要因と考えられる。

【目標と成果とにギャップがある場合、その要因】

・公共交通機関の利便性向上と利用促進においては、平成27年度における通勤時の交通手段分担率が、平成25年度に対し悪化している状況にある。調査方法が抽出アンケート方式でばらつきもあるため経年の傾向として見ていく必要があるが、「自動車の交通手段分担率」は微減に留まっており、「バス、鉄道の交通手段分担率」も大きな増加は見られない。

これは、「まちなか・おでかけパス」による高齢者のバス利用が増加している一方、通勤者に対する「マイカーから公共交通に転換」の取組が十分行き渡っていない可能性もあり、更なる検証が必要と考えられる。

また、鉄道の利用者数は横ばい状態であるが、これは駅周辺の施設整備には長期間を要し効果発現に時間がかかること、モビリティ・マネジメントなどの利用促進策が十分浸透していないことが要因と考えられる。

・自転車、歩行者のための交通環境の充実においては、「徒歩、自転車等の交通手段分担率」が横ばいで増加に至っていない。これは、自転車走行空間のネットワーク形成には長期間を要し、効果発現に時間がかかることによると考えられる。

【これからの課題】

・公共交通機関の利便性向上と利用促進については、これまでどおり「まちなか・おでかけパス」やバス待ち環境の改善などのバス利用促進策を継続するとともに、通勤時の交通手段分担率が十分な成果を上げていないことから、利用者の属性別、目的別などの利用状況を分析し、通勤者等ターゲットを絞った効果的な利用促進施策を検討する必要がある。

また、鉄道利用については、利用者数が増加に転じるよう駅周辺の施設整備や鉄道利用促進に係る支援などの施策を推進するとともに、効果的なモビリティ・マネジメントによる利用促進に取り組む。

・自転車、歩行者のための交通環境の充実については、快適な自転車の走行環境を整えるため、平成27年度に策定した『盛岡市自転車ネットワーク計画』を基に、自転車走行空間の整備を今後も進める。また、整備促進のため経済的、効果的な整備手法の検討を行う。

・都市活動を支える幹線道路の整備については、交通環境の安全性、快適性向上のため、計画的な整備を継続して進める。

【各主体に期待する役割】

○ 市

- ・自家用車利用を抑制し、公共交通や自転車等への転換を図るための施策に引き続き取り組む。
- ・交通環境の快適性向上のため、幹線道路等の整備や自転車走行空間の整備に引き続き取り組む。

○ 国・県・他自治体

- ・幹線道路の整備を継続するとともに、公共交通や自転車等の利用促進に向けた施策を市と一体となって進める。

○ 市民・NPO

- ・自動車による移動を我慢し、公共交通や自転車等を利用した移動を心がける。
- ・歩道への放置自転車防止のほか、交通ルールの遵守や自転車通行モラルの向上に努める。

○ 企業・その他

- ・自動車による移動を我慢し、公共交通や自転車等を利用した移動を心がける。
- ・バス事業者・鉄道事業者などにおいては、公共交通機関としてのサービスを向上させる。

(余白)

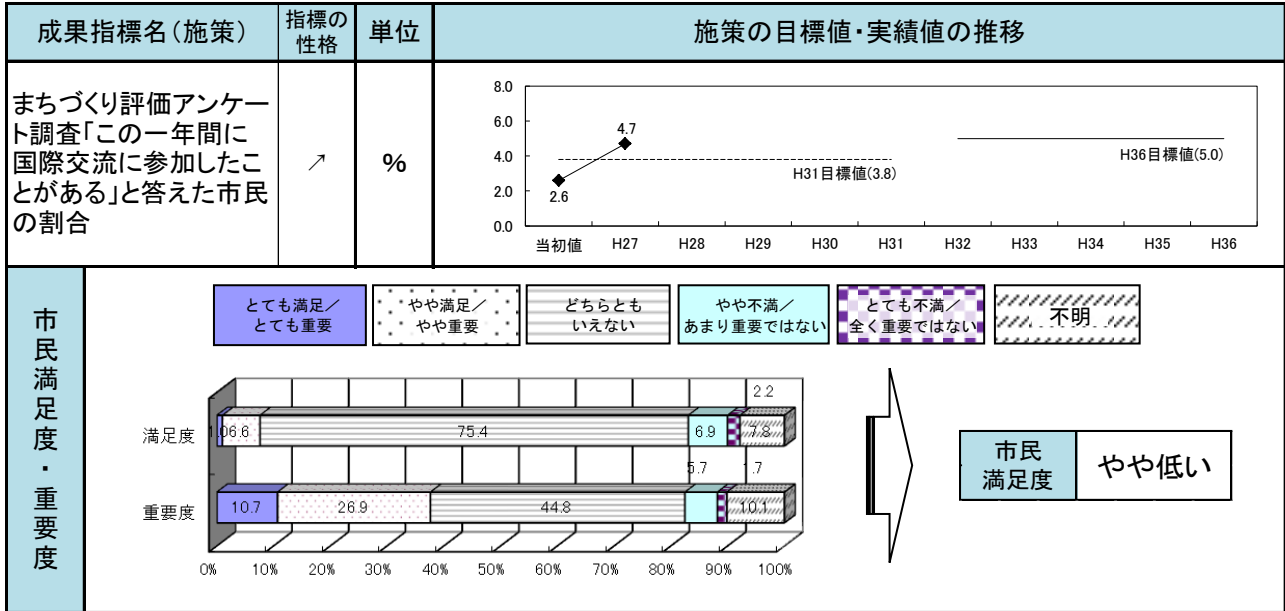
施策 28 国際化の推進

| | |
|-----------|-------------|
| 評価責任者名 | 市民部長 細川 恒 |
| 評価シート作成者名 | 市民部次長 中村 俊行 |

【施策の目的(目指す姿)】

| 対象 (誰を, 何を対象としているか) | 意図 (この施策より対象をどのように変えるのか) |
|------------------------|--|
| 市民, 市内外の外国人 | 諸外国の文化を理解し, 外国人が訪れている, ビジネスや観光, 留学においても双方向の交流が行われている |

【成果指標等の状況】



【役割分担分析】

| 小施策名 | 役割分担比重(%) | | | | 小施策間 指数(B) | 市の役割 分担比重 (A×B÷ 100) | 合計(%) | 市の役割 発揮度 |
|------------|-----------|--------------|------------|------------|---------------|-------------------------------|-------|-------------|
| | 市(A) | 国・県・他 自治体 | 市民・ NPO | 企業・ その他 | | | | |
| 国際交流の推進 | 30 | 10 | 50 | 10 | 50 | 15 | 20 | やや小さい |
| 国際都市づくりの推進 | 10 | 50 | 30 | 10 | 50 | 5 | | |

【取組内容と成果】**【国際交流の推進】**

市民の国際理解を深めて国際感覚を養うとともに、市民主体の国際交流活動の支援を行うことにより、国籍や文化の違いを超えた相互理解に対する市民意識の醸成を図りながら、地域社会で共に暮らす外国人の支援体制の構築への取組として、姉妹都市30周年記念事業を実施した。

【国際都市づくりの推進】

関係機関と連携しながら国際リニアコライダーの建設実現を目指した活動として、市民向けの講演会を開催し、より多くの市民への周知につながった。

【成果を押し上げた要因】**【国際交流の推進】**

姉妹都市30周年記念事業の展開により、継続的な交流の必要性が確認された。

【国際都市づくりの推進】

もりおか老人大学との共催

【目標と成果とにギャップがある場合、その要因】**【これからの課題】****【国際交流の推進】**

国際交流の事業が固定化しており、国際交流協会の魅力が薄れていることから、魅力ある事業の展開と情報発信が必要

【国際都市づくりの推進】

幅広い世代が関心を持てるような周知、PRと県や関係市町との連携した周知活動

【各主体に期待する役割】**○ 市****【国際交流の推進】**

対外的な対応を中心に国際交流施策を推進しながら、市民・民間団体の国際交流活動を支援する。

【国際都市づくりの推進】

国際リニアコライダー建設実現に向け、国への働きかけなどの要望活動のほか、市民の機運醸成に向けた周知活動

○ 国・県・他自治体**【国際交流の推進】**

あらゆる分野でグローバル化が進展し、国際協力、多文化共生を取り巻く環境の変化に対応するため、情報共有を図り、連携しながら進める。

【国際都市づくりの推進】

国際リニアコライダーについて

- ・国:費用や人的な、国際協力を得られるよう、関係諸国との調整
- ・県:関連市町ともに、建設実現に向けた国への要望活動、県民の機運醸成に向けた周知活動

○ 市民・NPO**【国際交流の推進】**

国際交流事業実施のノウハウを蓄積している国際交流団体等の市との連携

【国際都市づくりの推進】

ILC推進協議会:建設実現に向け、国への働きかけなどの要望活動と県民の機運に向けた周知活動

○ 企業・その他**【国際交流の推進】**

社会貢献の一つのあり方として、国際交流推進への理解と役割を担うこと

【国際都市づくりの推進】

国際リニアコライダー建設に関連した技術研究・開発等

施策 29 都市間交流の促進

| | |
|-----------|--------------|
| 評価責任者名 | 市長公室長 熊谷 俊彦 |
| 評価シート作成者名 | 市長公室次長 古館 和好 |

【施策の目的(目指す姿)】

| 対象 (誰を, 何を対象としているか) | 意図 (この施策より対象をどのように変えるのか) |
|------------------------|---|
| 連携市町村民, 市民 | 異なる地域との人々や文化, 産業の交流などにより, にぎわいのあるまちが形成されている |

【成果指標等の状況】

| 成果指標名(施策) | 指標の性格 | 単位 | 施策の目標値・実績値の推移 |
|-------------------------|-------|----|---------------|
| 都市間交流を促進するための協定等の締結数 | ↗ | 件 | |
| にぎわいや産業振興につながる自治体連携の取組数 | ↗ | 件 | |

| | |
|-----------|--|
| 市民満足度・重要度 | |
| | |

市民満足度 やや低い

【役割分担分析】

| 小施策名 | 役割分担比重(%) | | | | 小施策間 指数(B) | 市の役割 分担比重 (A×B÷ 100) | 合計(%) | 市の役割 発揮度 |
|----------|-----------|--------------|------------|------------|---------------|-------------------------------|-------|-------------|
| | 市(A) | 国・県・他 自治体 | 市民・ NPO | 企業・ その他 | | | | |
| 都市間交流の促進 | 50 | 10 | 20 | 20 | 50 | 25 | 50 | やや大きい |
| 地域間連携の推進 | 50 | 35 | 0 | 15 | 50 | 25 | | |

【取組内容と成果】

【都市間交流の促進】

- ・「いわて・盛岡デー・イン・沖縄」や「ちゅらしま大沖縄展」の開催を通じ、両市の相互理解促進につながった。
- ・函館グルメサーカスへの出展を通じ、函館市民が本市の物産に興味を持つことにつながった。

【地域間連携の推進】

- ・平成・南部藩交流事業において、交流市町間の交流が行われた。
- ・連携市町と連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結するとともに、「みちのく盛岡広域連携都市圏ビジョン」を策定した。

【成果を押し上げた要因】

【都市間交流の促進】

- ・「いわて・盛岡デー・イン・沖縄」では、盛岡の物産販売を行い、また、「ちゅらしま大沖縄展」では、うるま市を中心とした沖縄の物産の販売を行ったことから、両市民が物産の購入などを通じて、お互いの文化に触れる機会となった。
- ・函館での盛岡の物産販売により函館市民が、盛岡を知る機会となった。

【地域間連携の推進】

- ・盛岡市長、青森県南部町長、山梨県身延町長が、一日国替えとして相互に訪問、交流を行った。
- ・盛岡広域首長懇談会における検討・協議を経て、本市が連携中枢都市宣言を行うとともに、圏域の市町と連携協約締結に向けた取組を進めた。

【目標と成果とにギャップがある場合、その要因】

【都市間交流の促進】

- ・交流の機会が不足していること。
- ・函館まで出向いて、物産の販売に参加できる業種、内容が限られること。

【地域間連携の推進】

- ・事業実施における財源の確保や事業実施の方向性が定まっていない事業があること。

【これからの課題】

【都市間交流の促進】

- ・さまざまな機会をとらえて、都市間の交流の機会を増やす。
- ・函館グルメサーカスへの継続参加のほか、学習旅行の誘致など、都市間交流の裾野を広げ、市民レベルでの交流を促進する。

【地域間連携の推進】

- ・連携の強化を図るため、「みちのく盛岡広域連携都市圏ビジョン」に掲げる事業を推進する必要がある。

【各主体に期待する役割】

○ 市

【都市間交流の促進】

- ・都市間の友好都市協定などの締結は、盛岡市が中心的な役割を担うこととしている。

【地域間連携の推進】

- ・盛岡広域圏における経済成長のけん引や高次都市機能の強化、生活関連機能サービスの向上などに資する諸施策の展開について、盛岡市が中心的な役割を担うこととしている。

○ 国・県・他自治体

【都市間交流の促進】

- ・友好関係を築くためには、自治体間の協力が必要である。

【地域間連携の推進】

- ・盛岡広域首長懇談会における、広域圏の一体的な発展へ向けた諸施策の展開について、意識を共有しながら、事業の共同実施を進めてもらう必要がある。

○ 市民・NPO

【都市間交流の促進】

- 都市間の友好関係を築くためには、市民の理解と協力なくしては成り立たず、交流の主役である。

○ 企業・その他

【都市間交流の促進】

- ・都市間交流には、産業・観光分野の相互協力が必要である。

【地域間連携の推進】

- ・特に、経済成長のけん引に資する具体の連携事業を実施するに当たり、共同で取り組んでもらう必要がある。

【参考資料：市民満足度及び市の役割発揮度に係る評価の手順】

1 「市民満足度」の評価

(手順1) 市民アンケート調査の結果をもとに、次の算出方法により満足度指数を算出します。

$$\text{満足度指数} = \{ \text{「満足 (2点)」} \times \text{回答者数} + \text{「やや満足 (1点)」} \times \text{回答者数} \\ + \text{「どちらともいえない (0点)」} \times \text{回答者数} + \text{「やや不満 (-1点)」} \\ \times \text{回答者数} + \text{「不満 (-2点)」} \times \text{回答者数} \} \div \text{有効回答者数}$$

(手順2) 手順1で算出された満足度指数から、次の基準により5段階で評価します。

| | | |
|------------|---|------|
| 0.2以上 | … | 高い |
| 0.1以上0.2未満 | … | やや高い |
| 0以上0.1未満 | … | 中位 |
| -0.2以上0未満 | … | やや低い |
| -0.2未満 | … | 低い |

2 「市の役割発揮度」の評価

(手順1) 小施策評価結果及び施策達成度評価結果をもとに、次の算出方法により役割発揮度指数を算出します。

$$\text{役割発揮度指数} = \{ \text{「小施策における市の役割分担比重」} \times \text{「施策の成果向上への小施策の貢献度比重」} \} \div 100$$

(※ 一つの施策の中に小施策が複数ある場合は、各小施策に対する上記計算結果の合計が施策における役割発揮度指数となります。)

(手順2) 手順1で算出された役割発揮度指数から、次の基準により4段階で評価します。

| | | |
|------------|---|-------|
| 60%以上 | … | 大きい |
| 35%以上60%未満 | … | やや大きい |
| 20%以上35%未満 | … | やや小さい |
| 20%未満 | … | 小さい |

(余白)

ひと・まち・未来が輝き 世界につながるまち盛岡を目指して
…進めています,自治体経営



行政評価結果

問合先 盛岡市市長公室 企画調整課

〒 020-8530 盛岡市内丸 12 番2号

電話 019-613-8394(直通)

電子メール kikaku@city.morioka.iwate.jp
